

令和6年度
学生便覧

2024

美術工芸学部
学士課程

大学院美術工芸研究科
修士課程・博士後期課程

令和6年度

学生便覧

2024



金沢美術工芸大学

公立大学法人 金沢美術工芸大学

〒920-8656 石川県金沢市小立野2丁目40番1号
TEL 076-262-3531 FAX 076-262-6594

2-40-1 Kodatsuno Kanazawa Ishikawa 920-8656 Japan
TEL +81-76-262-3531 FAX +81-76-262-6594
<https://www.kanazawa-bidai.ac.jp>



2024年(令和6)4月発行



金沢美術工芸大学
KANAZAWA COLLEGE OF ART

大学憲章 Mission Statement

金沢美術工芸大学は、1946年、戦後の混乱と虚脱のなか、学問を好み、伝統を愛し、美の創造を通じて人類の平和に貢献することを希求する金沢市民の熱意により、工芸美術の継承発展と、地域の文化と産業の振興を目指して創立された。

以来、本学は豊かな自然環境と歴史的遺産のなかで、美術・工芸・デザインの分野における個性豊かな教育と学術研究に取り組み、文化都市金沢の発展の一翼を担ってきた。

素材を知り、技を磨き、現代に生きる表現に高めるべく「ものづくりの精神」を尊び、幅広い人間性に裏付けられた理論と技術の彫琢をとおして、芸術が社会に果たす役割を自ら探し行動する人材を育成し、世界における創造の機会の拡大と多様化に資するために、本学は知と創造の拠点となることを目指す。

活動指針 Mission Policies

〈創作の意欲と能力を育てる教育の推進〉 Creative Potential

地域の文化資源を活用し、「手で考え、心でつくる」をモットーに創造力を高め、人間味あふれる個性と倫理を涵養し、未来社会を拓くクリエイターの育成を目指す。

〈質の高い研究とオリジナリティの追求〉 Professional Individuality

深く芸術の神髄を探究し、諸分野における卓越した知識と技術の継承によって、固有の芸術領域を開拓し、創造的かつ先端的な文化の発信母体となる。

〈地域と世界に貢献する芸術活動の展開〉 Public Contribution

市民から愛され、尊敬される芸術文化教育の中核を担い、地域社会の活性化と人々の幸福を願い、地球社会の平和と共存に貢献する。

〈自立した大学の運営と公共性を重んじる組織の発展〉 Institution Independence

社会の変化に迅速かつ的確に対応できる教育体制と事務組織を構築し、自己決定、自己責任に基づく自主自立の大学運営を目指す。

教育課程編成方針 Curriculum Policies

■学士課程

美術工芸学部教育目標で求められる学修成果を修めるために、下記の事項を踏まえて、学生が段階的に学べるよう、体系的に教育課程を編成する。

1. 学部教育の4年間の前期において語学、体育を含む一般教育を中心に履修し、その基盤の上に専門基礎科目を履修する。高学年になるに従い専攻科目などの専門科目の割合が増えるような科目編成とし、一般教育科目と専門科目の連携をめざしながら体系的性を保持し学習効果の保証を図る。
2. 専門教育科目の基礎科目においては、自専攻・科以外の分野を選択履修し、さまざまな技法や素材に触れ、多様なメディアを用いた表現や複合的な表現が可能となる科目編成とする。
3. 専門教育科目の専攻科目については、各科・専攻のコアとなる科目を体系的に編成することにより順次性をもって学習し、4年間の成果の集大成として卒業制作・論文を課す。

【美術科日本画専攻】

1年次、2年次を基礎的課程として捉え、専攻科目の日本画（一）Ⅰ・Ⅱ、（二）Ⅰ・Ⅱを通して、日本画制作の基礎となる観察力や描写力、表現力を育むとともに、日本画材の扱い方や伝統技法を学びます。また、絵画造形の諸要素やその背景にある文化についての知識を修得します。3年次日本画（三）Ⅰ・Ⅱでは大作を含む課題制作を通して自己表現を模索・考察すると共に、主題に応じた画面構成や表現方法など創造の視野を広める指導を個別に行います。4年次は日本画（四）Ⅰ・Ⅱにおいて表現や理論の独自性の深化を図り、後期にその集大成として卒業制作を行います。これらの演習では外部講師を招へいするなど客観的な評価を目指します。

【美術科油画専攻】

1年次、2年次を基礎的課程として捉え、専攻科目の油絵（一）Ⅰ・Ⅱ、（二）Ⅰ・Ⅱを通して、描写力や造形美術における基本的理念を学び、絵画等に関する知識と技能を修得します。3年次からは絵画表現、映像表現、ミクストメディア・空間表現の3コースを中心とした指導を行い、創作の表現力、構想力を伸長し、油絵（三）Ⅰ・Ⅱの成果として進級制作を行います。4年次には作品の独創性、現代性に留意し、油絵（四）Ⅰでは前期制作、油絵（四）Ⅱでは4年間の集大成として卒業制作

を行います。実技の評価は合評会形式で行い、自己のプレゼンテーション能力を養うとともに、外部講師を招へいするなど客観的な評価を目指します。

【美術科彫刻専攻】

1年次、2年次は基礎的課程として、彫刻を中心とした現代芸術の基本的知識の学修および実習を通して制作技術を修得することを目的とします。その目的のもとで専攻科目の彫刻（一）I・II、彫刻（二）I・IIでは、作品制作の基礎的な構想力と造形力を学びます。3年次の彫刻（三）I・IIでは表現手段や扱う素材を選択し、主・副指導教員を中心とした指導のもと、より専門性の高い作品制作を行います。4年次の彫刻（四）I・IIは全課程の集大成として独創性、現代性に留意しながら、卒業制作（前期・後期各1課題）に取り組みます。作品プレゼンテーション能力の向上を目指し、実習ごとに合評会形式の講評、評価を行います。彫刻論の授業や合評会では様々な分野で活躍している講師を招聘し、多様な指導を行います。発表活動を奨励し、将来幅広く芸術分野で活躍できる人材を育成します。

【美術科芸術学専攻】

1、2年次の芸術学演習（一）、（二）では、グローバルな視覚文化に関わる歴史、批評、理論、制作の基礎を学際的に学び、芸術学概論・特論では、現代の美術市場と批評を念頭に置いた、領域横断的な実技制作の授業を行います。また、そのために必要なスタディスキルと日本語と英語による自己表現力を鍛え、理論と制作実技の相乗効果を図ります。3年次の芸術学演習（三）では、各教員の専門性を活かし、より高度な制作・キュレーション・研究を学生主体で行います。4年次には学部4年間の集大成として、各自が企画する研究プロジェクトを指導教員のもとで更に発展させ、地域より成り立つ国際社会の発展に広く貢献しうる高い水準の卒業研究（論文／制作）の完成を目指します。

【デザイン科ホリスティックデザイン専攻】

1年次では、描出、形態、色彩、発想、素材、情報といった演習を中心に、デザインに共通する基礎力を修得します。2年次では、1年次での学びを基盤として、より専門的な技能を横断的に学び、自分の進む道を主体的に選択できる判断力を修得します。3年次では、実践をともなう応用的な演習に加え、社会で活躍するために必要な視点と、総合的な企画力を修得します。4年次では、担当教員の指導のもと、自身のテーマに向き合い、いままでに学んだ経験を集約して、卒業制作に昇華します。

【デザイン科インダストリアルデザイン専攻】

1年次では基礎課題を通して表現力、アイデア発想力を育み、様々な素材の特性と加工技術を学びながら基礎造形力を身につけます。2年次には機能、コンセプト、プロトタイピング、製造法などの切り口からプロダクトデザインの演習を行います。3年次には、調査・分析・企画・試作・検証まで一貫したプロセスを通してインダストリアルデザインの手法を体得するとともに、産学連携などにより実務能力を高め社会性を身につけます。4年次には社会課題や公共性をテーマとした演習を行い、これまでの専門演習を結集して卒業制作に取り組みます。実技においては、専門性の高い外部講師を含めた複数の教員が指導にあたり、評価も複数の教員で総合的に客観性を高めています。

【工芸科】

工芸科の1年次には基礎的な造形力・描写力の修得と4コース（陶磁、漆・木工、金工、染織）に係わる素材の特性と技術を学びます。1年次の最終課題より自身の選択するコースに分かれ、伝統技法に基づいた基礎技術を2年次より重点的に学びます。1年次から3年次前期にかけて技術面のみならず、思考力、構想力を育み、コンピュータを用いた3D造形表現やプレゼンテーション能力向上を目指します。さらにコース外の素材や技術などを複合的に扱い表現する応用力を養います。3年次後期から4年次では各自の主體的テーマでの研究を深め、卒業制作に取り組みます。工芸科全教員による講評会を行い、客観性を高めます。

■修士課程

修士課程においては、美術、工芸、デザインに関する高度で自立した創作・研究活動を可能にするため、学生の個性に基づいた「多様化」を尊重し、表現の「自由化」と「言語化」及び教育の「高度化」を推進し、地域と国際社会における「社会化」を実践する能力の育成を教育の指針にしています。

教育課程においては、これらの教育の指針や各専攻の教育目標を具体化した演習、講義科目をコースワークとリサーチワークとして編成し、選択・必修科目として、各専攻・コースの専門性に沿って科目の配置を行い、『研究指導計画書』に基づいて指導を行っています。研究の集大成として修士作品又は修士論文を課し、研究成果の審査を行います。

【絵画専攻日本画コース】

日本画を中心とした芸術における専門的かつ幅広い見識と理論的知識を「絵画特

論」での各教員個別の講義の中で深化し、「絵画技法演習」では伝統的表現方法の研究を踏まえながら自由で独自の表現を追求します。「日本画制作（一）（二）」において、各自の研究を追求するとともに各種展覧会への出品等の研究発表をも活発に行うことで、高い創造性と独創性を有する作家としての自立を目指します。そして修了制作においてそれらの研究成果を集約します。

【絵画専攻油画コース】

「油画制作（一）」および「油画制作（二）」において、高度な表現技術を伴う研究制作を実現するために、古典から現代に至る国内外の作品を分析するとともに、「絵画技法演習」において油彩画の組成や絵画技法上の応用展開としての版表現の技法を考察します。また、「絵画特論」では各教員独自の美術論を学びながら専門的な広い見識を深め、プレゼンテーションワークや制作論を通して制作に客観的な視点を加えます。集中的かつ緻密な合評指導を経て、集約された研究の成果として進級制作（1年次）、前期制作（2年次）、修了制作（2年次）を行います。

【絵画専攻映像コース】

「映像制作（一）」および「映像制作（二）」において、高度な表現技術を伴う研究制作を実現するために、初期映画から同時代の映像表現に至る国内外の作品を分析するとともに、「映像技法演習」においてフィルムの取り扱いやデジタル表現の技法について学びます。また、「映像特論」では映像表現を中心とした映像学、美術理論について学びながら専門的な広い見識を深め、プレゼンテーションワークや制作論を通して制作に客観的な視点を加えます。集中的かつ緻密な合評指導を経て、集約された研究の成果として進級制作（1年次）、前期制作（2年次）、修了制作（2年次）を行います。

【彫刻専攻】

「彫刻」および「環境彫刻」両コースとも、それぞれのテーマに準じて、基本となる表現素材の選択のもと、表現方法と現代芸術とのかかわりを考察して各自の造形理論を深め、高度な研究制作活動の展開を図ります。「彫刻特論」では彫刻を中心に20世紀以降の造形芸術に対して考察を加え、各自の造形観を理論面から構築します。また、国内外で幅広く活躍中の先進的な作家を招聘し、多様化する現代美術に即応する演習を行います。

【芸術学専攻】

学部の教育方針を基盤とし、美学・美術史、工芸論を中心とする視覚文化研究、および実践を伴う現代美術研究という2つの分野において学術的により高度な研究を行うことを目標とします。自ら問題を設定し、実作品に即しながら多様な文献資料を用いて研究を進めることを重視します。分野を横断し、総合的・学際的に研究するための「芸術学特論」、美術大学という環境を生かし、素材や技法についての専門的な知識を深める「美術技法研究」を専攻必修科目としています。広い視野を持ちながら、緻密な論理に基づく研究を探求します。

【デザイン専攻視覚デザインコース】

「視覚デザイン演習（一）および（二）」において高い専門性を備えたコミュニケーション・デザインの具現化を目指します。個々の学生の持つテーマに沿った研究と制作を歴史や事象を踏まえ、「視覚伝達論演習Ⅰ～Ⅵ」ではさらに個々の専門性を深めつつ、メディアを駆使して実践します。また産学連携、地域連携などの事業を通して社会とのリアルな繋がりからディレクション能力を強化するとともに、社会の問題と向き合ったテーマを高い客観性を持つ表現として修了制作に昇華させます。

【デザイン専攻製品デザインコース】

学部で修得した製品デザインの基礎的、総合的な知識と技術の先にある、より専門性の高いデザイン領域に向い合う授業科目としてⅠ～Ⅴの各製品計画論演習を配置しています。そして、各特論と製品デザイン演習Ⅰ、製品デザイン演習Ⅱにおいてデザイナーとしての主体性や計画性、論理性や表現力を錬磨し、各自の目指す領域におけるプロフェッショナルとして求められる力を体得します。それらの集大成として修了制作を位置づけています。専門領域におけるマンツーマンの指導と、各専門領域を包括するディスカッションの場を定期的に設けています。

【デザイン専攻環境デザインコース】

学部教育における造形基礎を含め、専門的な制作と研究をもとに、自己研鑽を原動力として研究と制作に打込める体制を取っています。特にディレクション能力の強化を柱に学部から修士までの6年間を一貫教育として捉えています。さらに各自の研究テーマをより深化することを目的に論理的なアプローチを支援する科目も整えています。また並行して社会的なプロジェクトや課外活動を積極的に取り入れて、制作の視野を広げる取組みを奨励し、これに関連付けて研究・制作に活かすよう指

導しています。これらを組合わせて、学生個々の独自性を重視することにより社会への新たな意義を提言することに繋がります。

【工芸専攻】

学部での研究制作を基礎とし、各専門領域におけるより高度な研究制作を行います。「工芸演習（一）（二）」では自らの研究テーマを設定し、表現・技法、そして論理的考察を踏まえて研究制作を進めます。同時に工芸と文化の関係性について幅広い視野を得るために、外部講師を招く「工芸特論」と「地域文化論」の講義を専攻必修科目としています。また定期的に工芸造形表現・産業工芸表現の枠組みで、素材・技法を超えた研究会を設け、学生と全教員によるディスカッションを通して、研究内容をより実践的なものへと導きます。伝統的な素材・技法を礎として、新たに開発される最先端素材や技術を重ね合わせ、考察します。多様化する現代社会の変化に対応し、次代を切り拓く創造的な表現の追求を目指します。

■博士後期課程

博士後期課程の教育課程には、コースワークとして全領域必修科目である「地域美術演習」、「造形総合研究」及び各領域の選択科目の「研究制作」又は「研究演習」が置かれ、各領域・分野等における総合的、専門的な研究を行っています。さらに、リサーチワークとして全学年必修である「研究領域研究指導」において理論面から論文作成指導を行います。自立して高度な創作・研究活動を可能にするための指導を『研究指導計画書』に基づき実技と理論の両面から受けるほか、1・2年次生は年に2回、研究成果を発表する共同発表会を学生の自律的な運営により開催し、3年次生は論文等審査期間中に、実技系においては研究作品展示を、理論系においては口頭による研究発表を行います。

学位授与方針 Diploma Policies

■学士課程

学則第1条で定められた学部目的、「金沢美術工芸大学は、広い教養を受け人格の完成に資するとともに、深く専門芸術の理論、技術及びその応用を教授研究し、美術工芸の分野における文化の向上発展に寄与することを目的とする」の達成のために、美術工芸学部においては3つの教育目標を定め、さらに各科・専攻で具体的な教育方針を設けている。

これらに則って、次の4つの学習成果を修め、かつ所定の単位（124単位）を修得した者に学士（芸術）の学位を授与する。

1. 本学における教養教育と専門教育を通して、知的活動はもとより社会生活においても必要となるコミュニケーション能力、論理的思考力、情報リテラシーその他汎用的技能を修得した。
2. 美術・工芸・デザインの分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに専門的技能を修得し、自己の創造的活動を歴史及び社会と関連付けて考察・理解できるようになった。
3. 地球社会の平和と共存に資する倫理観と市民としての社会的責任感を備え、未来社会を拓き続けるクリエイターとして不可欠な自律的生涯学習力を培った。
4. 深く芸術の神髄を探究する統合的な学習経験を通して、自らの芸術領域を開拓し、創造的かつ先端的な文化を担うべく、自ら課題を立てて果敢に取り組む創造的姿勢を育んだ。

■修士課程

金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科は、大学院学則第1条において、「地域の美術工芸の伝統を踏まえ、美術、工芸、デザインにわたり、造形芸術に関する高度な理論、技術及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造、進展に寄与することを目的」としている。

大学院における前期2年間の修士課程においては、大学院学則第2条第3項で定められた目的、「広い視野に立って精深な学識を受け、芸術の各分野における創造、表現若しくは研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする」の達成のために、各専攻では具体的な教育目標を掲げている。

各専攻の教育目標に則って、次の3つの学修成果を修め、所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士作品又は修士論文を提出して、委員会の審

査及び試験に合格した者に、修士課程の修了を認定し、修士（芸術）の学位を授与する。

1. 絵画、彫刻、芸術学、工芸、デザインの各分野の制作や学術研究における高度で幅広い知識を体系的に修得・理解し、応用できる。
2. 固有の芸術領域における創作・研究に求められる高度で専門的な技術や論理的思考力を獲得し、表現活動又は研究活動を積極的に展開できる。
3. クリエーター・研究者として独創的で、自由な創作活動又は研究活動を行い、地域社会、国際社会に向けて有為かつ先端的な文化を発信できる。

■博士後期課程

金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科は、大学院学則第1条において、「地域の美術工芸の伝統を踏まえ、美術、工芸、デザインにわたり、造形芸術に関する高度な理論、技術及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造、進展に寄与することを目的」としている。

博士後期課程では、大学院学則第2条第4項で定められた目的、「芸術に関する高度な創造及び表現の技術と理論を研究教授し、地域の美術工芸の深奥を究め、これを総合的に発展創造させ、自立して創作及び研究活動を行うために必要な高度の能力を備えた美術家及び研究者を養成することを目的とする」に則って、次の3つの成果を達成し、所定の単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文及び必要に応じて研究作品を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者に、博士後期課程の修了を認定し、博士（芸術）の学位を授与する。

1. 美術工芸における各研究領域・分野において、高度な学識を有し、理論の確立を成し遂げている。
2. 高度専門職業人として、自立して創作・研究活動を行うための技能や社会性を身につけており、かつ独創的な活動が継続的に行える。
3. 美術家・研究者として地域社会、国際社会の文化の創造・進展に寄与できる。

目 次

I	沿 革	13
II	組 織	17
III	授業科目の履修	21
	はじめに	21
1	教育課程	23
2	学籍	24
3	学年暦	26
4	授業方法	27
5	単位	30
6	履修	31
7	成績	47
8	進級・卒業	49
9	免許・資格	51
IV	学生生活	62
1	学生への伝達、諸証明の発行等	62
(1)	学生への伝達	62
(2)	電話、郵便物の取り扱い	62
(3)	拾得物、遺失物、盗難の防止	62
(4)	証明書の発行	63
2	保健管理	64
(1)	保健室	64
(2)	学生相談室	64
(3)	オフィスアワー	65
3	福利・厚生関係	65
(1)	奨学金制度	65
(2)	授業料、入学金の減免制度	67
(3)	学生教育研究災害傷害保険制度(略称、学研災)	67

(4)	学研災付帯賠償責任保険制度(略称、学研賠)……	68
(5)	医療費助成制度	69
(6)	学生ラウンジ、売店等	69
(7)	就職の斡旋、アルバイトの紹介	69
4	課外活動	70
(1)	自治会活動	70
(2)	クラブ活動	70
(3)	美大祭(大学祭)	70
(4)	五芸祭(五芸術大学体育文化交歓会)	71
(5)	学外展覧会の開催・出品	71
(6)	ポスター等の学内掲示	71
(7)	ボランティア活動	71
(8)	インターンシップ	72
(9)	KANABI 語学教育センター	72
5	授業料 その他	73
(1)	授業料	73
(2)	氏名、住所、保証人、家族状況などの変更届	73
(3)	教室、実習室、体育館など校舎の使用	73
(4)	同窓生懇談室の使用	74
(5)	通学方法	74
(6)	海外旅行の届け出等	75
(7)	学外者の立入り制限	75
(8)	学内の静粛保持、美化等	75
(9)	学内における飲酒をともなう集会、喫煙	76
(10)	後援会(成美会)	76
6	学生の諸手続き	77
7	無線LANの利用	81
V	図書館利用案内	82

1	開館時間	82
2	休館日	82
3	利用案内	82
4	文献複写・現物貸借	83
5	学術リポジトリ	84
6	利用上の注意	84
VI	共通工房及びコンピュータールーム利用案内	85
1	共通工房 各工房	86
2	共通工房 コンピュータールーム	87
VII	諸規程	88
1	金沢美術工芸大学学則	88
2	金沢美術工芸大学履修等に関する規程	101
3	金沢美術工芸大学大学院学則	107
4	金沢美術工芸大学大学院履修等に関する規程	125
5	金沢美術工芸大学学位規程	130
	金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科(課程博士)の 学位授与にかかる博士論文等審査基準について	136
6	公立大学法人金沢美術工芸大学 授業料等徴収に関する規程	139
7	公立大学法人金沢美術工芸大学の授業料等の減免等 に関する要綱	143
8	金沢美術工芸大学キャンパスハラスメントガイドライン	145
9	合理的配慮の申請について	157
10	金沢美術工芸大学学生の懲戒に関する規程	159
11	金沢美術工芸大学自治会規約	164
VIII	学舎配置図	173
	金沢美術工芸大学学歌	186

I 沿 革

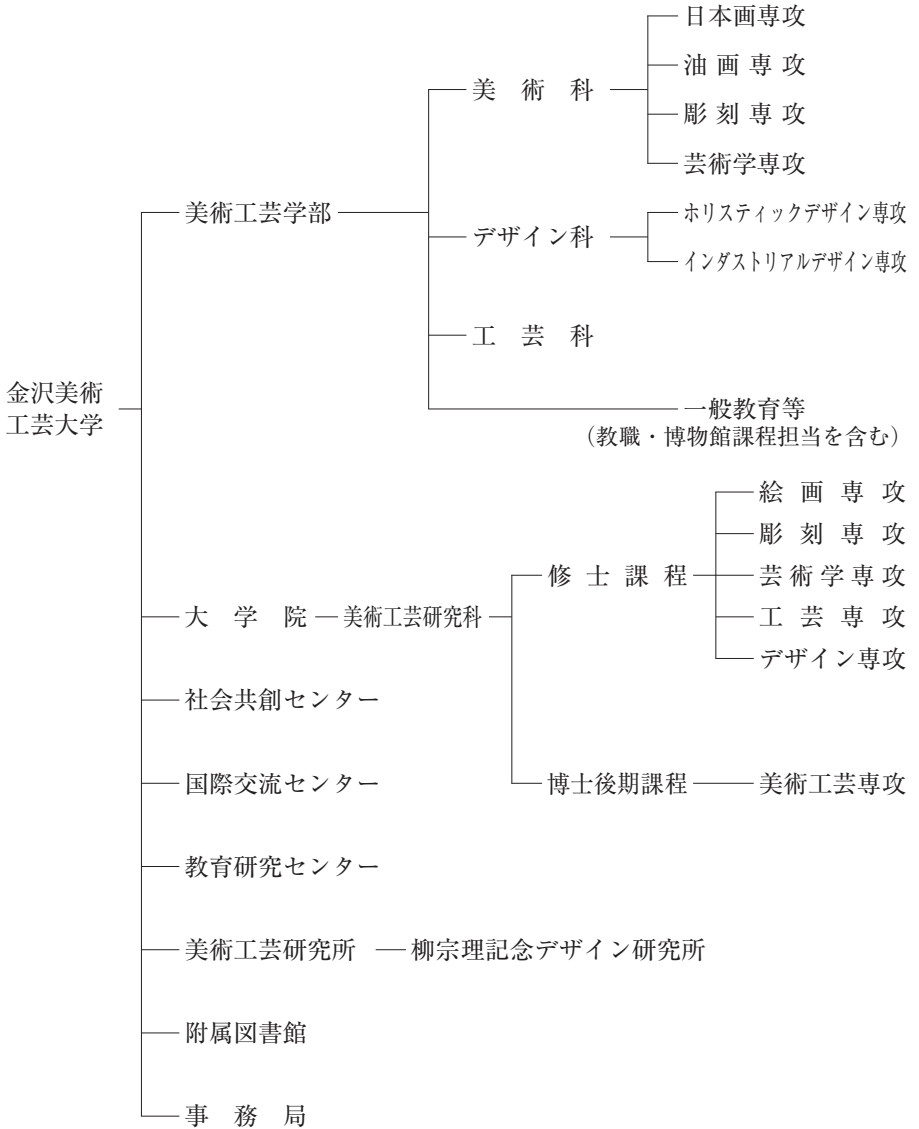
- 昭和21年 3/22 旧陸軍兵器庫の敷地建物を金沢美術工芸専門学校新設のため
使用の件許可(石川県特別物件処理委員会)
5/25 武谷金沢市長から文部大臣に対し、金沢美術工芸専門学校
(予科1年、本科3年制)設立方申請
7/13 専門学校設立認可(文部大臣)金沢市文化部長津沢佐正校長
事務取扱発令
10/5 予科生徒入学式挙行
10/31 津沢校長事務取扱解任、森田亀之助校長事務取扱発令
11/7 開校式挙行
12/11 森田亀之助校長発令
- 昭和22年 6/7 父兄会(25年6月2日成美会と改称)
- 昭和24年 4/1 予科廃止
5/16 第1回選科生入学許可
10/13 井村金沢市長から文部大臣に対し、金沢美術工芸専門学校を
母体とする金沢美術工芸短期大学(3年制)設立方申請
- 昭和25年 3/14 短期大学設立認可(文部大臣)
3/25 金沢美術工芸専門学校第1回卒業式挙行
4/1 森田亀之助学長発令
- 昭和26年 4/6 金沢美術工芸専門学校第2学年修了者を金沢美術工芸短期大
学第3学年に切替編入の件認可(文部大臣)
- 昭和27年 3/31 金沢美術工芸専門学校廃止の件認可(文部大臣)
- 昭和28年 3/31 昭和28年4月1日から専攻科設置の件認可(文部大臣)
- 昭和29年 9/27 井村金沢市長から文部大臣に対し、金沢美術工芸短期大学を
母体とする金沢美術工芸大学(4年制)設立方申請
- 昭和30年 2/1 大学設立認可(文部大臣)
4/1 金沢美術工芸大学第1学年及び第2学年学生入学
4/1 森田亀之助学長発令
- 昭和36年 11/7 開学15周年記念式典挙行
- 昭和39年 3/31 森田亀之助学長退職、金沢市助役江川昇学長事務取扱発令
- 昭和40年 2/15 江川学長事務取扱解任、秋山光夫学長発令
4/1 産業美術学科工芸・繊維デザイン専攻コース設置
- 昭和41年 3/5 教職課程(正規・聴講)認可(文部大臣)
11/7 開学20周年記念式典挙行
- 昭和44年 3/10 秋山光夫学長退職、教授小松森作学長事務代理発令
4/2 小松学長事務代理解任、大沢衛学長発令
- 昭和45年 4/1 伝統工芸聴講生制度設置
10/2 小立野台に移転決定、新校舎の設計着手

- 昭和46年 4 / 1 博物館学課程設置
6 / 15 新校舎工事着手
- 昭和47年 4 / 1 美術工芸研究所設置
9 / 30 新校舎完成
10 / 1 小立野5丁目11番1号の新校舎に移転
11 / 4 新校舎竣工式
- 昭和48年 4 / 1 研究生制度(学部)設置
- 昭和49年 4 / 1 工芸・繊維デザイン専攻を工芸デザイン専攻に改称
- 昭和50年 3 / 31 大沢衛学長退職
4 / 1 五井孝夫学長発令
- 昭和51年 11 / 5 開学30周年記念式典挙行
- 昭和53年 11 / 27 金沢美術工芸大学大学院(修士課程)設立方申請
- 昭和54年 3 / 30 金沢美術工芸大学大学院(修士課程)設立認可(文部大臣)
3 / 30 教職課程(大学院)認可(文部大臣)
5 / 7 金沢美術工芸大学大学院第1回入学式挙行
6 / 26 大学院棟増築工事着手
- 昭和55年 4 / 7 大学院棟竣工式
- 昭和56年 3 / 2 大学院第1回修了式挙行
3 / 31 五井孝夫学長退職
4 / 1 桑田良夫学長発令
- 昭和60年 9 / 30 美術工芸研究所棟・ホール建設工事着手
11 / 22 美術学科芸術学専攻増設設置認可(文部省)
- 昭和61年 4 / 1 美術学科芸術学専攻設置
9 / 30 美術工芸研究所棟・ホール完成
11 / 7 開学40周年記念式典挙行
11 / 7 美術工芸研究所棟・ホール完成竣工式
- 昭和62年 2 / 27 芸術学専攻教職課程認可(文部大臣)
- 平成元年 11 / 30 大学院美術工芸研究科芸術学専攻増設届出受理(文部省)
- 平成2年 3 / 19 大学院美術工芸研究科芸術学専攻増設認可(文部省)
4 / 1 大学院美術工芸研究科芸術学専攻設置
11 / 28 大学院美術工芸研究科芸術学専攻教職課程認定申請
- 平成3年 3 / 25 大学院美術工芸研究科芸術学専攻教職課程認定(文部省)
3 / 31 桑田良夫学長退職
4 / 1 北出藤雄学長発令
4 / 1 大学院(修士課程)工芸デザイン専攻収容定員増員
6 / 19 開学45周年記念事業国際美術交流展開催
9 / 25 新工芸実習棟改築工事着手
- 平成4年 10 / 15 新工芸実習棟完成
11 / 10 新工芸実習棟竣工式
- 平成5年 3 / 11 大学学則変更届提出

- 4 / 1 共通造形センター発足
 12 / 20 学生食堂増改築
- 平成6年 11 / 17 体育館棟改修(集会ホール・売店など)
- 平成7年 9 / 30 美術工芸学部美術科、デザイン科、工芸科設置届提出
 9 / 30 教職課程(学部)認定申請
 12 / 22 美術工芸学部美術科、デザイン科、工芸科設置届受理(文部省)
- 平成8年 2 / 21 教職課程(学部)認定(文部省)
 4 / 1 美術工芸学部美術科、デザイン科、工芸科設置
 6 / 30 大学院美術工芸研究科美術工芸専攻博士(後期)課程設置協議
 11 / 7 開学50周年記念式典挙行
 12 / 19 大学院美術工芸研究科美術工芸専攻博士(後期)課程設置承認(文部省)
- 平成9年 3 / 31 北出藤雄学長退職
 4 / 1 乾由明学長発令
 4 / 1 大学院(修士課程)収容定員増員
 4 / 15 大学院美術工芸研究科(博士後期課程)第1回入学式挙行
- 平成10年 4 / 1 国際的芸術家滞在制度創設
 12 / 22 図書館棟増築工事着手
- 平成11年 6 / 30 修士課程再編にかかる協議書提出(文部省)
 11 / 11 教職課程(修士)認定申請(文部省)
 12 / 22 修士課程再編を承認(文部省)、絵画・彫刻専攻を分離(環境彫刻コース新設)、産業デザイン専攻をデザインと工芸に分離(環境デザインコース新設)
- 平成12年 3 / 21 教職課程(修士)認可
 3 / 28 図書館棟増築完成
- 平成13年 9 / 1 映像メディア室設置
- 平成15年 3 / 31 乾由明学長退職
 3 / 31 学庭・テニスコート整備
 4 / 1 平野拓夫学長発令
- 平成17年 4 / 1 大学院(修士課程)デザイン専攻収容定員増員(ファッションデザインコース新設)
- 平成18年 4 / 1 美術工芸研究所に教育研究センター、産学連携センター、地域連携センター、国際交流センターの4センターを配置
 11 / 1 開学60周年記念事業執行
- 平成19年 3 / 31 平野拓夫学長退職
 4 / 1 久世建二学長発令
 4 / 1 美術工芸学部美術科芸術学専攻収容定員増員
 4 / 1 美術工芸研究所を造形芸術総合研究所に改称
 11 / 4 金沢美術工芸大学栄誉賞第1号を宮本茂氏に贈呈
- 平成20年 4 / 1 (財)大学基準協会の大学基準適合認定を被授与

- 平成22年 2／5 アートギャラリー開設
 4／1 公立大学法人金沢美術工芸大学に移行
 4／1 造形芸術総合研究所を美術工芸研究所に改称
- 平成23年 4／22 問屋まちスタジオ開設
 8／5 アートベース石引開設
- 平成24年 3／21 基礎実習棟完成
- 平成26年 3／20 アートギャラリー閉所
 3／26 柳宗理記念デザイン研究所開所式
 3／31 久世建二学長退職
 4／1 前田昌彦学長発令
- 平成27年 4／1 (公財)大学基準協会の大学基準適合認定を被授与
- 平成28年 11／6 開学70周年記念式典挙行
 11／6 金沢美術工芸大学栄誉賞第2号を細田守氏に贈呈
- 平成29年 4／11 美術工芸研究所ギャラリー開設
- 平成30年 3／31 前田昌彦学長退職
 研究生制度(学部)廃止
 4／1 山崎剛学長発令
 大学院美術工芸研究科に研究生制度設置
 9／25 新校舎の基本設計着手
- 令和元年 9／25 新校舎の実施設計着手
- 令和2年 12／15 新校舎工事着手
- 令和4年 4／1 (一財)大学教育質保証・評価センターの大学基準適合認定を被授与
- 令和5年 2／28 新校舎完成
 4／1 美術工芸学部美術科芸術学専攻収容定員減員、工芸科収容定員増員
 4／1 美術工芸学部デザイン科視覚デザイン専攻と環境デザイン専攻を廃止しホリスティックデザイン専攻を新設、製品デザイン専攻をインダストリアルデザイン専攻に改称
 4／1 大学院(修士課程)絵画専攻収容定員増員(映像コース新設)、工芸専攻収容定員増員、デザイン専攻収容定員減員
 8／20 新校舎竣工式
 10／1 小立野2丁目40番1号の新校舎に移転
 10／1 共通工房設置
- 令和6年 3／31 山崎剛学長退職
 4／1 山村慎哉学長発令
 4／1 社会共創センター発足

Ⅱ 組 織



常勤教員一覧

学長 山村 慎哉

[学部:日本画専攻/大学院:絵画専攻日本画コース]

教授 松崎 十朗 教授 佐藤 俊介
教授 荒木 恵信 准教授 石崎 誠和

[学部:油画専攻/大学院:絵画専攻油画コース]

教授 三浦 賢治 教授 大森 啓
教授 高橋 治希 教授 岩崎 純
講師 武田 雄介

[学部:油画専攻/大学院:絵画専攻映像コース]

教授 鈴木 浩之 講師 早見紗也佳

[学部:彫刻専攻/大学院:彫刻専攻]

教授 土井 宏二 教授 浜田 周
教授 芝山 昌也 准教授 津田 道子
講師 七搦 綾乃

[学部:芸術学専攻/大学院:芸術学専攻]

教授 山崎 剛(工芸史・工芸論) 教授 よしだぎょうこ(現代美術)
准教授 金島 隆弘(キュレーション) 准教授 村松 綾(西洋美術史)

[学部:ホリスティックデザイン専攻/

大学院:デザイン専攻視覚デザインコース、環境デザインコース]

教授 角谷 修(空間デザイン) 教授 寺井 剛敏(ブランディング)
教授 鏑 隆弘(ランドスケープデザイン) 教授 鈴木 康雄(映像)
教授 畝野 裕司(ディスプレイデザイン) 教授 北村 賢哉(プロダクトデザイン)
教授 坂野 徹(エディトリアル) 准教授 廣瀬 純子(ファッションデザイン)
准教授 西本 耕喜(建築) 講師 高田 大資(UI/UX)
講師 樺島 脩(ゲーム)

〔学部：インダストリアルデザイン専攻/

大学院：デザイン専攻製品デザインコース〕

教 授	河崎 圭吾(家電製品)	教 授	安島 諭(公共用品)
教 授	入矢 真一(インターフェイス)	教 授	根来 貴成(家具・インテリア用品)
講 師	矢島 幹生(モビリティデザイン)		

〔学部：工芸科/大学院：工芸専攻〕

教 授	田中 信行(漆造形)	教 授	山本 健史(陶造形)
教 授	原 智(鍛金)	教 授	大高 亨(染織)
教 授	池田 晶一(陶造形)	教 授	足立 真実(織)
教 授	加賀城 健(染色)	准教授	吉野 貴将(漆芸)
准教授	宮永 春香(陶磁)	准教授	青木 千絵(漆造形)
准教授	水代 達史(彫金)	講 師	上田 剛(鑄金)

〔一般教育等〕

教 授	青柳 りさ(仏語・仏文学)	教 授	高橋 明彦(日本文学)
教 授	桑村佐和子(教育学)	教 授	大谷 正幸(化学)
教 授	荷方 邦夫(心理学)	教 授	渋谷 拓(博物館学・近現代美術)
准教授	稲垣 健志(イギリス史・イギリス文学)		

〔美術工芸研究所〕

所 長 兼	安島 諭(インダストリアルデザイン専攻)		
教 授 兼	山崎 剛(芸術学専攻)	准教授 兼	村松 綾(芸術学専攻)

〔附属図書館〕

館 長 兼 桑村佐和子(一般教育等)

Ⅲ 授業科目の履修

はじめに

(1) 学則と履修規程

授業科目の履修は、全て「金沢美術工芸大学学則」(以下「学則」という。)および「金沢美術工芸大学履修等に関する規程」(以下「履修規程」という。)(大学院生の場合は「金沢美術工芸大学大学院学則」および「金沢美術工芸大学大学院履修等に関する規程」)で定めた内容に基づいています。

学則とは、大学の教育目的、組織、学籍、教育課程等、大学にとって最も重要な事柄を定めた根本規定であり、大学の憲法と言うべきものです。

4年間の学生生活のルールは、学則およびそれを補足する諸規程に基づいています。そのうち、学生の皆さんにとって最も重要な、授業科目の履修については、学則および履修規程で定めています。

したがって、学生生活を始めるに当たり、まず『学生便覧』の巻末に掲載している学則および諸規程(特に履修規程)を一読してください。

大学入学の際に皆さんが提出した「宣誓書」には、以下のように書かれています。

「私は、金沢美術工芸大学に入学を許可されましたうえは、学則及び諸規程を守り学生としての本分に従って学業に励むことを固く誓います。」

ここでこのような一文を掲げたのは、学則の遵守を学生に一方的に強制するためではありません。この一文は、大学が学則等を通じて学生と契約を交わしたということを意味しています。大学は、学生が学則等を遵守する限りにおいて、学生の身分を保証し、学業の進展を支援する義務があるということです。大学における学生生活は、大学と学生間の双務契約の上に成り立っているということ、つまり学生が学則を守る限りにおいて、大学は卒業ないし修了を保証するということを理解してください。

(2) 『学生便覧』と『授業科目案内』の関係

『学生便覧』には、履修案内のみならず、学生生活案内、図書館利用案内、諸規程等、学生生活全般に関する事柄を網羅的に掲載しています。4年間の学生生活の道しるべとなる、きわめて重要な冊子です。『学生便覧』は入学時にのみ配布しますので、4年間大切に保管してください。

一方、『授業科目案内』(シラバス)は、大学のホームページで公開してお

り、その年度に開講する授業科目の内容、担当教員、時間割などを確認できます。

皆さんがこれからの学生生活4年間において、どの科目をどの学年で履修し、いつまでに何単位を揃えればよいのかという履修方法については、『学生便覧』に記載しています。履修方法は、各学生の入学年度により異なりますが、『学生便覧』は、入学年度の方だけではなく、4年間トータルの履修方法について説明しているものです。ですから、授業科目の履修を決定する際には、まず入学の際に配布する『学生便覧』を参照し、次に、その科目のより詳しい内容や履修方法について、『授業科目案内』（シラバス）で確認してください。

『学生便覧』よりも『授業科目案内』（シラバス）の方を重視しがちになりますが、『授業科目案内』（シラバス）を見て、自分が興味のある科目を履修したとしても、それが必ずしも卒業に必要な単位として認定されるとは限りません。『学生便覧』の履修に関する説明を読み、自分がどの科目を何年次で履修しなければならないかということを十分に理解した上で、計画的な履修を心がけてください。

(3) ガイダンス

毎年4月に行われる新入生・在学生ガイダンスでは、履修に関する注意事項について、要点を絞って説明しています。毎年必ず出席してください。新入生・在学生ガイダンスのほか、教職課程ガイダンスや奨学金申請説明会など、個別のガイダンスも随時開催します。参加希望者は、日程を掲示板で確認してください。

(4) Campus-Xs

本学の教職員、学生のみが閲覧できるポータルサイト「Campus-Xs」には、以下のような機能があります。各機能の内容は、この学生便覧やガイダンスで説明しています。ポータルにログインするためのアカウント・パスワードは忘れないように注意してください。

- ・ 掲示板
- ・ 履修登録
- ・ 施設利用予約
- ・ 成績通知

(5) 掲示

学生への教務関係の連絡事項は、すべてCampus-Xsのお知らせに掲載します（履修規程第16条）。主な連絡事項は以下のとおりです。

- ・学事日程・時間割
- ・授業の休講・補講・時間割変更・教室変更
- ・試験日程・レポート提出要領

掲示の見落としによって、不利益を被るおそれがあるので、毎日、掲示板を確認する習慣を身に付けてください。

(6) 履修相談

履修方法に関して、『学生便覧』『授業科目案内』（シラバス）を読んでも分からない、あるいはガイダンスに出席しても分からないことがある場合は、各自の所属する専攻ないし当該科目を開講している専攻等の教務担当の教員に相談してください。

相談に行く際には、オフィスアワー制度を活用してください。

また、学生生活全般に関する相談は、学年担任教員が受け付けます。

1 教育課程

(1) 授業科目の種類

本学で開講する授業科目の種類は、次のとおりです。

A 一般教育科目

幅広い教養を培うことを目的に修得する科目の総称です。

一般教育科目は、次の3つに分けています。

- ・教養科目
- ・外国語科目
- ・保健体育科目

B 専門教育科目

美術・工芸・デザインの実技と理論の両面を学習することを目的とした科目です。

専門教育科目は、次の2つに分けています。

- ・基礎科目
- ・専攻科目

C 教職に関する科目

教員免許状の取得をめざす学生が修得すべき科目です。

教職に関する科目は、次の2つに分けています。

- ・教職に関する科目

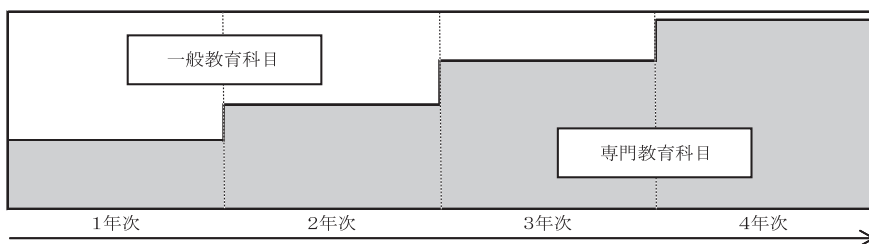
・教科に関する科目

D 博物館に関する科目

博物館の学芸員に就くことを希望する学生が修得すべき科目です。

(2) 教育課程の特色

本学における学部教育は、保健体育科目、外国語科目を含む一般教育科目を1・2年次を中心に履修し、その基礎の上に基礎科目及び専攻科目を学修し、高学年になるに従い専門教育科目の割合が増えるカリキュラム編成となっています。このように、一般教育科目と専門教育科目の連携をめざし、その体系性を保持し、学修効果を保証しています。



2 学籍

(1) 修業年限

本学における学部学生の修業年限は、4年です（学則第12条）。

休学期間は、修業年限に算入しません。

懲戒による停学期間は、修業年限に算入しません。ただし有期の場合には、修業年限に含めることがあります（金沢美術工芸大学学生の懲戒に関する規程（以下「懲戒規程」という。）第8条第2項）。

(2) 在学期間

本学における学部学生の在学期間は、6年までとしています（学則第13条）。

休学期間は、在学期間に算入しません（学則第27条第3項）。

懲戒による停学期間は、在学期間に算入します（懲戒規程第8条第2項）。

(3) 学籍の異動

1) 休学

疾病その他やむを得ない理由で2ヶ月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができます（学則第17条、26条）。

休学期間は、2ヶ月以上1年以内の期間とします。ただし、特別の理由がある場合は、1年を超えない範囲内の休学期間の延長を認めます（学則第26条、27条）。

休学期間は、最大で連続2年、通算4年までです（学則第27条第2項）。

休学する場合は、所定の許可申請書（様式A）に必要な書類を添えて、担任教員まで申し出てください。

休学する場合は、正保証人、担任教員の同意、承認（休学願への署名、捺印）が必要です。

疾病による休学の場合は、医師の診断書を添付してください（学則第26条）。

休学願の提出期限等は、次のとおりとします。

休学期間	提出期限	授業料の扱い
4月1日から9月30日まで	原則として2月末日	前学期分免除
4月1日から翌年3月31日まで	原則として2月末日	前・後学期分免除
10月1日から翌年3月31日まで	原則として7月末日	後学期分免除

※留学中の学籍について

本学では、学生が海外の大学へ2ヶ月以上留学しようとする場合、その間の学籍は休学として取り扱います。留学を希望する際は、担任教員と相談の上、決定後速やかに休学の手続きを取ってください。

ただし、外国での勉学を理由とする休学願に対し、直ちに留学の概念を適用しません。復学時に、海外の教育施設における4ヶ月以上かつ休学期間の2分の1以上の勉学期間を証明する書類を事務局に提出してください。

2) 復学

休学期間が満了した者で復学しようとする者は、学長に届け出なければなりません（学則第28条第1項）。所定の報告書（様式C）に必要な書類を添えて、事務局へ提出してください。

休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができます（学則第28条第2項）。所定の許可申請書（様式A）に必要な書類を添えて、担任教員まで申し出てください。

疾病回復による復学の場合は、復学届または復学願に医師の診断書を添付してください。

3) 退学

やむを得ない理由で退学しようとする場合は、学長に願い出て、その許可を受けなければなりません（学則第29条）。

退学する場合は、所定の許可申請書（様式A）に必要な書類を添えて、担任教員まで申し出てください。

退学する場合は、正保証人、担任教員の同意、承認（退学願への署名、捺印）が必要です。また、次の事項に該当する学生に対して退学を命じます（学則第47条第3項）。

- ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ・ 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為のあった者

4) 除籍

次の事項に該当する学生は、除籍します（学則第30条）。

- ・ 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- ・ 在学期間が6年を超える者、または成業の見込みがないと認められる者
※同一学年に2年間留まってなお進級または卒業できない場合を含みます。ただし、留学又は疾病を理由とする休学による留年は、3年までとします。

また、授業日数の全部を休学した年度については、留年に数えませんが（履修規程第14条）。

- ・ 定められた休学期間を超え、なお復学できない者
- ・ 授業料の納付を怠り、催告を受けても、なおこれを納付しない者

3 学年暦

(1) 学期

本学では、学年を次の2学期に分けることとしています（学則第15条）。

前学期	4月1日から9月30日まで
後学期	10月1日から翌年3月31日まで

(2) 授業週

本学では、1年間の授業週を、試験日を含め、35週にわたることとしており（学則第40条）、さらに各学期の全ての曜日を15回確保するよう努めています。

(3) 振替授業

各学期の全ての曜日について授業週15週を確保するため、授業回数の多い

曜日に授業回数の少ない曜日の振替授業を行います。

日程はガイダンスで配付する学事日程で確認してください。

(4) 休業日

休業日とは【日曜日及び土曜日・国民の祝日・春季休業・入学式・夏季休業・美大祭期間・冬季休業・共通テスト準備・後学期授業終了後・春季休業】のことで。

休業日には原則として授業を行いませんが、集中講義や補講などを実施することがあります。

またこれ以外の日が臨時休業となることがあります。

集中講義・補講・臨時休業などの通知は、Campus-Xsでお知らせするので、見落とすことのないようにしてください。

(5) 調整期間

追試験・再試験・特別授業・集中講義について、実施の必要が生じた場合は、春季休業、夏季休業および冬季休業前の約1週間の中で実施することがあります。これを調整期間と言います。

(6) 学内立入禁止期間

年末年始の休業期間、共通テスト準備実施期間および学部一般選抜入試準備実施期間における学生の学内立入を禁止します。

4 授業方法

(1) 授業形態

ほとんどの授業を対面で行っていますが、一部オンラインで行う授業があります。

1) 講義

学問の方法や研究の成果について、教員から学生へ講義する授業の形式を言います。本学では、教養科目、教職に関する科目、博物館に関する科目などがこれに該当します。

2) 演習

学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした、少人数の授業の形式を言います。本学では、集中履修基礎科目や専攻科目などがこれに該当します。

3) 実習

講義などで学んだ技術や方法などを実地または実物にあたって学ぶ授業の

形式を言います。本学では、美術科専攻科目の一部（いわゆる「専攻実習」）および教育実習・博物館実習がこれに該当します。

4) 実技

体を動かして学ぶ授業の形式を言います。本学では、保健体育科目がこれに該当します。

※授業形態ごとの1単位あたりの授業時間数については、「5 単位（2）単位と学修時間」を参照してください。

(2) 授業時間

本学における授業時間は、次のとおりです。

時限	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10
時間	9：00～ 10：25	10：35～ 12：00	12：50～ 14：15	14：25～ 15：50	16：00～ 17：25

このうち、午前の1～4限は、主に専攻科目の実習・演習の時間に充て、午後の5～10限は、主に一般教育科目および基礎科目等の講義の時間に充てています。

授業時間割および授業の時限は、学期の初めに掲示板に掲示します。

授業に関する日程は、随時、掲示板に掲示します。

(3) 集中講義

科目によっては、時間割に定めた時間とは別に、集中講義により授業を実施します。集中講義は随時開催します。日程は掲示板に掲示しますが、担当教員が指示する場合があります。

集中講義のうち、複数の専攻（学科）を対象とする科目の集中講義は、原則として夏季休業の開始直前および冬季休業開始直前の調整期間に行う予定ですが、この期間以外にも開催する場合があります。

(4) 学外研修・実習

授業科目の一部として大学、学科、専攻等において立案実施する研修旅行・学外研修その他の行事には、必ず参加しなければなりません。

(5) 休講

授業科目の担当教員にやむを得ない事情が生じた場合は、授業を休講にすることがあります。

休講は、担当教員からの届け出があり次第、Campus-Xsでお知らせします。

(6) 補講

休講等により授業の進行が予定より遅れた場合、担当教員の判断により、遅れた分を補うための臨時的授業を行うことがあります。これを補講と言います。補講は、原則として試験前の土日に実施することとしています。これ以外の期間に補講を行うこともあります。

補講は、担当教員からの届け出があり次第、掲示板に掲示します。

(7) 授業時間外の学修

美術系大学の特性として、本学では作品制作を伴うため、授業時間外の学修に多くの時間を割くことになります。各授業科目における予習・復習の内容については、『授業科目案内』(シラバス)に記載しています。また、授業時間外での作品制作については、各専攻の教員から指示を受けてください。

(8) 特殊欠席扱い等

1) 特殊欠席扱い

下記の理由により授業を欠席する場合には特殊欠席扱いとし、欠席日数に含めません。

①教育実習 ②介護等体験 ③博物館実習

2) 忌引

学生と死亡した者との親族関係を根拠として認めます。届け出が必要で(様式C)。

死 亡 し た 者	期 間
配偶者	8日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日 (学生が代襲相続し、かつ祭具の承継を受ける場合は、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日 (学生が代襲相続し、かつ祭具の承継を受ける場合は、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日 (学生と生計を一にしていた場合は、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日 (学生と生計を一にしていた場合は、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日 (学生と生計を一にしていた場合は、3日)

死亡した者	期 間
おじ又はおばの配偶者	1日
備考 葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合には、往復に要する日数を加算することができます。	

3) 学校感染症による出席停止

インフルエンザなど、学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合は、出席停止期間が過ぎるまでは、大学に来ることができません。罹患したことが判明した時には直ちに大学に連絡し、その指示に従ってください。出席停止期間終了後、罹患がわかる書類を添えて、なるべく早く届け出てください（様式C）。出席停止により授業に出席できなかった場合には、手続きを行うことにより授業にかかわる指導・支援を受けることができます。なお、授業の実施期間を過ぎると授業担当者から指導・支援を受けることが困難になりますので、できる限り授業期間中に手続きを行うようにしてください。

(9) 気象警報発令時および災害等の発生時における授業の取扱い

1) 気象警報発令時における授業

各種特別警報や暴風、暴風雪、大雪警報などが金沢市に発令され、通学に支障を来すような場合に授業を中止する場合があります。

2) その他の災害時等における授業

- ア 地震その他の災害等により、大学施設等が被害甚大となった場合は、学長の判断により、授業の再開が可能となるまで、授業を行わない場合があります。
- イ 公共交通機関が運行停止となった場合は、学長の判断により授業を行わない場合があります。

3) 連絡方法

授業を中止すると判断した場合は、Campus-Xsおよび本学ホームページで周知します。午前7時以降にホームページを確認して下さい。

5 単位

(1) 単位

単位とは、一定の学修量を表す数値のことを言います。授業形態や学修時間に応じて、科目ごとに値を定めています。学修時間には、授業時間外の学修時間も含まれます。授業科目の内容を学修し、試験や課題により学修の成果

が認められた場合、単位が認定されます。本学の定めるルールに従って、単位を4年間にわたって修得し、卒業までに必要な単位を修得した者に、卒業が認定されます。

(2) 単位と学修時間

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、その教育効果、授業時間外の学修等を考慮して、次の基準により計算しています（学則第34条）。

講義・演習・実習の定義については、「4 授業方法（1）授業形態」を参照してください。

授業方法	授業	授業時間外の学修	単位数
講義	15時間	30時間	1単位
演習	30時間	15時間	1単位
実習	40時間	5時間	1単位

※ここでいう「時間」とは「時限」のことです。

(3) 卒業までに修得すべき単位数

各科および専攻における、卒業までに修得すべき単位数の内訳は、次のとおりです（学則第35条）。

専攻等	一般教育科目			専門教育科目		計
	教養科目	外国語科目	保健体育科目	基礎科目	専攻科目	
日本画	20	8	2	29	65	124
油 画	20	8	2	29	65	124
彫 刻	20	8	2	29	65	124
芸術学	20	8	2	38	56	124
ホリスティックデザイン	20	8	2	18	76	124
インダストリアルデザイン	20	8	2	18	76	124
工芸科	20	8	2	20	74	124

6 履修

(1) 履修登録

履修登録とは、学生が当該年度に単位修得を希望する科目を登録する手続きを言います。履修登録は必須の手続きです。履修登録を行い、授業に出席の上、学修の成果を認められた科目だけが単位認定の対象となります。従っ

て、たとえ授業に出席し、試験を受けたとしても、履修登録をしていない科目の単位は認定されませんので注意してください。

(2) 履修登録の流れ

履修登録から単位修得にいたる流れは、次のとおりです。

前学期

ガイダンス ↓ 履修登録 ↓ 履修登録確認 ↓ 試験・レポート等 ↓ 成績確認	授業開始直後の1週間 後学期開始直後
---	---------------------------------------

後学期

履修登録変更 ↓ 試験・レポート等 ↓ 成績確認	9月下旬の1週間 卒業生：2月上旬　在学生：2月末
--------------------------------------	--------------------------------------

※後学期に履修登録を変更できる条件は後述の「(7) 履修登録の変更」を参照

(3) 履修計画の作成

1) 『学生便覧』の熟読

履修計画を立てる前に、まず各自の入学年度の『学生便覧』を熟読し、卒業に必要な単位数、修得すべき科目、配当年次を確認してください。皆さんが4年間で修得すべき科目は、入学年度の学則および履修規程により定めています。

2) 『授業科目案内』(シラバス)の確認

『学生便覧』で自分が今年度履修すべき科目を確認した後、今年度の『授業科目案内』(シラバス)を確認してください。『授業科目案内』(シラバス)には、今年度開講する授業科目の内容が掲載されています。

なお、『授業科目案内』(シラバス)は本学ホームページに公開しています。

3) 時間割の確認

各自の履修する科目が決まったら、最後に時間割表を見て、各自の履修する科目がいつ(時限)どこで(教室)開講しているかを確認してください。

同一曜日・同一時限に開講している科目を同時に履修することはできません。

(4) 修得すべき単位数

修得すべき単位数は次の表のとおりです。教職に関する科目及び博物館に関する科目は、「9 免許・資格」を参照してください。

1) 教養科目（履修規程第3条、第4条第1項関係）

区分	授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
A	哲 学 I	講義	2				A及びBの各区分から1授業科目以上を履修し、総計20単位以上を修得しなければならない。
	哲 学 II	講義	2				
	文 学 I	講義	2				
	文 学 II	講義	2				
	文 学 III	講義		2			
	文 学 IV	講義		2			
	心 理 学 I	講義	2				
	心 理 学 II	講義		2			
	社 会 学 I	講義	2				
	社 会 学 II	講義	2				
	歴 史	講義	2				
	日本国憲法	講義	2				
	文化人類学	講義		2			
	考 古 学	講義		2			
	生涯学習概論	講義		2			
	人間と文化	講義	2				
	フレッシュマンセミナー	講義	2				
	博物館概論	講義	2				
	金沢の文化行政	講義	2				
キャリアデザイン	講義	2					
B	情 報 処 理	講義		2			
	スポーツ科学	講義	2				
	物質の科学	講義	2				
	材料の科学	講義	2				
	エコロジー	講義		2			
	科学技術史	講義	2				
	数 理 科 学	講義		2			

2) 外国語科目（履修規程第3条、第4条第1項関係）

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
英 語 (一)	講義	4				1 美術科においては、第1年次配当科目で4単位、第2年次配当科目で4単位を必修とする。 2 デザイン科及び工芸科においては、英語（一）および英語（二）を必修とする。
英 語 (二)	講義		4			
英 語 (三)	演習			2		
英 語 (四)	演習				2	
フランス語(一)	講義	4				
フランス語(二)	講義		4			
フランス語会話(中級)	演習			2		
フランス語会話(上級)	演習				2	
ドイツ語基礎	講義		4			
イタリア語基礎	講義		4			
中国語基礎	講義		4			

3) 保健体育科目（履修規程第3条、第4条第1項関係）

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
体 育 実 技(一)	実技	1				体育実技(一)と体育実技(二)は、必修とする。
体 育 実 技(二)	実技		1			
体 育 実 技(三)	実技			1		

4) 専門教育科目（履修規程第3条、第4条第1項関係）

① 基礎科目

授 業 科 目	単 位 数	美術科				デザイン科		工芸科	備考
		日本画 専攻	油 画 専攻	彫 刻 専攻	芸術学 専攻	ホリステック デザイン専攻	イグノビア デザイン専攻		
映 像 メ デ ィ ア 演習	1	①	①	①	①	①	①		
日 本 美 術 史 I 講義	2	①	①	①	①	①	①	①	
日 本 美 術 史 II 講義	2	①	①	①	①				
美 術 解 剖 学 講義	2	①	①	①					
東 洋 美 術 史 I 講義	2	①	①	①	①	①	①	①	
東 洋 美 術 史 II 講義	2	①	①	①	①				
西 洋 美 術 史 I 講義	2	①	①	①	①	①	①	①	
西 洋 美 術 史 II 講義	2	②	②	②	②				
彫 刻 I 演習	1	①	①						
彫 刻 II 演習	1	②	②						
絵 画 I 演習	1			①					
絵 画 II 演習	1			②					
図 学 講義	2							①	
版 画 演習	1				②				
美 学 講義	2	②	②	②	②				
工 芸 史 I 講義	2				②			②	
工 芸 史 II 講義	2				②			②	
近 代 美 術 史 講義	2	②	②	②	②				
色 彩 論 講義	2	☆2	②	②		②	②		
デ ザ イン 心 理 学 講義	2					②	②		
コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク ス 講義	2	☆3	③	③	③			②	
建 築 論 講義	1					③	③		
専 門 英 語 演 習 A 演習	1					③	③	③	
専 門 英 語 演 習 B 演習	1					③	③	③	
専 門 語 学 (英 語) 演習	2				★3				
専 門 語 学 (フ ラ ン ス 語) 演習	2				★3				
専 門 語 学 (ド イ ツ 語) 演習	2				★3				
専 門 語 学 (イ タ リ ア 語) 演習	2				★3				
専 門 語 学 (中 国 語) 演習	2				★3				
専 門 語 学 (古 文) 演習	2				★3				
工 芸 技 法 演習	2	☆1~4							
現 代 美 術 演 習 演習	2	☆1~4							
絵 画 I 演習	1				▲3	▲1			前半
絵 画 I 演習	1				■3	■1	■1	■2	後半
絵 画 II 演習	1						①		前半
絵 画 II 演習	1					■1			後半

授 業 科 目		単 位 数	美術科				デザイン科		工芸科	備考	
			日本画 専攻	油 画 専攻	彫 刻 専攻	芸術学 専攻	ホリステイク デザイン専攻	インダストリアル デザイン専攻			
絵 画	Ⅲ	演習	1				▲3	▲1		前半	
		演習	1				■3	■1	■2	後半	
彫 刻	Ⅰ	演習	1					▲2		前半	
		演習	1						■2	後半	
彫 刻	Ⅱ	演習	1					▲2		前半	
		演習	1						■2	後半	
デ ザ イ ン	Ⅰ	演習	1	▲1	▲1	▲1	▲1			▲2	前半
		演習	1	■1	■1	■1	■1				後半
デ ザ イ ン	Ⅱ	演習	1	▲1	▲1	▲1	▲1			▲2	前半
		演習	1	■1	■1	■1	■1				後半
デ ザ イ ン	Ⅲ	演習	1	▲1	▲1	▲1	▲1			▲2	前半
		演習	1	■1	■1	■1	■1				後半
工 芸	Ⅰ	演習	1	▲2	▲2	▲2	▲2		▲2		前半
		演習	1	■2	■2	■2	■2	■2			後半
工 芸	Ⅱ	演習	1	▲2	▲2	▲2	▲2		▲2		前半
		演習	1	■2	■2	■2	■2	■2			後半
工 芸	Ⅲ	演習	1	▲2	▲2	▲2	▲2		▲2		前半
		演習	1	■2	■2	■2	■2	■2			後半
工 芸	Ⅳ	演習	1	▲2	▲2	▲2	▲2		▲2		前半
		演習	1	■2	■2	■2	■2	■2			後半
映 像 メ デ ィ ア	演習	1								①	前半
芸 術 と 批 評	講義	2									
保 存 修 復 概 論	講義	2									
造形表現工房Ⅰ(メディア)	演習	1									
造形表現工房Ⅱ(平面)	演習	1									
造形表現工房Ⅲ(立体)	演習	1									
造形表現工房Ⅳ(素材・技術)	演習	1									
造形表現工房Ⅴ(社会環境)	演習	1									
造形表現工房Ⅵ(語学・理論)	演習	1									
必要履修単位数				29	29	29	34	18	18	20	

- は必修科目で、○内の数字は履修学年を示す。
- ▲、■、☆、★は選択必修科目で、右横の数字は履修学年を示す。▲、■については記号及び履修学年が同じ科目の中からそれぞれ1単位を選択履修する。日本画専攻においては、これらに加え☆印の科目の中からさらに4単位を、また、芸術学専攻においては、これらに加え★印の科目の中からさらに4単位を、それぞれ選択履修すること。
- 備考欄の「前半」「後半」については、基礎科目の集中履修期間を示す。

② 専攻科目

ア 美術科 日本画専攻科目

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
日 本 画 (一) I	実習	4				全科目を必修とする
日 本 画 (一) II	実習	8				
日 本 画 (二) I	実習		4			
日 本 画 (二) II	実習		9			
日 本 画 (三) I	演習			6		
日 本 画 (三) II	演習			14		
日本絵画史特講	講義			2		
日 本 画 (四) I	演習				6	
日 本 画 (四) II	演習				12	
計		12	13	22	18	

イ 美術科 油画専攻科目

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
油 絵 (一) I	実習	4				全科目を必修とする
油 絵 (一) II	実習	8				
油 絵 (二) I	実習		4			
油 絵 (二) II	実習		8			
版 画 I	演習		1			
油 絵 (三) I	演習			6		
油 絵 (三) II	演習			13		
版 画 II	演習			1		
西洋絵画史特講	講義			2		
油 絵 (四) I	演習				6	
油 絵 (四) II	演習				12	
計		12	13	22	18	

ウ 美術科 彫刻専攻科目

授 業 科 目			履修年次及び単位数				備 考
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
彫 刻 (一) I	実習	4				全科目を必修とする	
彫 刻 (一) II	実習	8					
彫 刻 (二) I	実習		4				
彫 刻 (二) II	実習		8				
彫 刻 論 I	講義		1				
彫 刻 (三) I	演習			6			
彫 刻 (三) II	演習			13			
彫 刻 論 II	講義			1			
彫 刻 史 特 講	講義			2			
彫 刻 (四) I	演習				6		
彫 刻 (四) II	演習				12		
計		12	13	22	18		

エ 美術科 芸術学専攻科目

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
芸術学演習(一)	演習	8				全科目を必修とする
工 芸 演 習	演習	2				
彫 刻 演 習	演習	4				
芸術学演習(二)	演習		8			
美術表現演習	演習		2			
絵 画 演 習	演習		4			
芸術学演習(三)	演習			4		
芸術論研究	講義			4		
日本絵画史特講	講義			2		
西洋絵画史特講	講義			2		
彫刻史特講	講義			2		
美術工芸特論	講義			4		
芸術学演習(四)	演習				4	
卒業研究	演習				10	
計		14	14	18	14	

オ デザイン科 ホリスティックデザイン専攻科目

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
ホリスティックデザイン演習(一)A	演習	2				全科目を必修とする
ホリスティックデザイン演習(一)B	演習	2				
形 態 演 習	演習	2				
描 出 演 習	演習	2				
色 彩 演 習	演習	2				
発 想 演 習	演習	2				
素 材 演 習	演習	2				
情 報 演 習	演習	2				
ホリスティックデザイン演習(二)A	演習		6			
ホリスティックデザイン演習(二)B	演習		6			
デザインプロセス演習	演習		2			
デ ザ イ ン 論	講義		2			
ホリスティックデザイン演習(三)A	演習			8		
ホリスティックデザイン演習(三)BⅠ	演習			4		
ホリスティックデザイン演習(三)BⅡ	演習			4		
ホリスティックデザイン特論(三)Ⅰ	講義			2		
ホリスティックデザイン特論(三)Ⅱ	講義			2		
ホリスティックデザイン特論(三)Ⅲ	講義			2		
デザインマーケティング	講義			1		
知的財産権	講義			1		
ホリスティックデザイン演習(四)A	演習				10	
ホリスティックデザイン演習(四)B	演習				10	
計		16	16	24	20	

カ デザイン科 インダストリアルデザイン専攻科目

授 業 科 目		履修年次及び単位数				備 考
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
インダストリアルデザイン演習(一)	演習	6				全科目を必修とする
デザイン基礎演習	演習	4				
発 想 演 習	演習	2				
材料学演習(複合材料)	演習	1				
材料学演習(プラスチック)	演習	1				
材料学演習(塗料)	演習	1				
材料学演習(木材)	演習	1				
材料学演習(金属)	演習	1				
写 真 演 習	演習	1				
形 態 論	講義	1				
インダストリアルデザイン演習(二)	演習		11			
コンピュータ演習Ⅰ	演習		2			
インターフェイスデザイン	演習		1			
デザインプロセス演習	演習		2			
機 械 製 図 法	演習		1			
家 具 意 匠 論	講義		1			
近 代 デ ザ イ ン 論	講義		1			
インダストリアルデザイン演習(三)	演習			13		
コンピュータ演習Ⅱ	演習			1		
人 間 工 学	講義			2		
デ ザ イ ン 工 学	講義			2		
製 品 計 画 論	講義			1		
インダストリアルデザイン演習(四)	演習				6	
デザインマーケティング	講義				1	
インダストリアルデザイン特論	講義				1	
知 的 財 産 権	講義				1	
卒 業 制 作	演習				10	
計		19	19	19	19	

キ 工芸科 専攻科目

授 業 科 目	履修年次及び単位数				備 考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
工芸演習(一)A	4				必修科目 32単位 選択必修科目 42単位
工芸演習(一)B	4				
描出演習	1				
形態演習	1				
色彩演習	1				
材料学演習(石膏)	1				
コンピュータ演習Ⅰ	1				
デザインプロセス	2				
伝統文化論	2				
工芸概論ⅠA	1				
工芸概論ⅠB	1				
工芸演習(二)A 染織		6			染織、漆・木工、金工、 陶磁のコースからひとつ 選択し、A、Bをそれぞれ 6単位、合計12単位選択
工芸演習(二)B 染織		6			
工芸演習(二)A 漆・木工		6			
工芸演習(二)B 漆・木工		6			
工芸演習(二)A 金工		6			
工芸演習(二)B 金工		6			
工芸演習(二)A 陶磁		6			
工芸演習(二)B 陶磁		6			
古美術演習		2			
現代工芸論Ⅰ		1			
デザイン演習Ⅰ		1			
コンピュータ演習Ⅱ		1			
工芸演習(三)A 染織			7		染織、漆・木工、金工、 陶磁のコースからひとつ 選択し、A、Bをそれぞれ 7単位、合計14単位選択
工芸演習(三)B 染織			7		
工芸演習(三)A 漆・木工			7		
工芸演習(三)B 漆・木工			7		
工芸演習(三)A 金工			7		
工芸演習(三)B 金工			7		
工芸演習(三)A 陶磁			7		
工芸演習(三)B 陶磁			7		
現代工芸論Ⅱ			1		
地域工芸演習Ⅰ(社会研究)			2		
地域工芸演習Ⅱ(産地研修)			2		
複合素材演習A			1		
複合素材演習B			1		
デザイン演習Ⅱ			1		
工芸演習(四)A 染織				8	染織、漆・木工、金工、 陶磁のコースからひとつ 選択し、A、Bをそれぞれ 8単位、合計16単位選択
工芸演習(四)B 染織				8	
工芸演習(四)A 漆・木工				8	
工芸演習(四)B 漆・木工				8	
工芸演習(四)A 金工				8	
工芸演習(四)B 金工				8	
工芸演習(四)A 陶磁				8	
工芸演習(四)B 陶磁				8	
計	19	17	22	16	

(5) 履修登録

1) 履修登録

履修登録はCampus-Xsで行いますので、必ず期間内に登録してください。登録方法はガイダンスで説明しています。

2) 履修上の注意 (一般的な注意事項)

①履修上の基本原則

履修登録にあたっては、各自の入学年度の『学生便覧』、当該年度の『授業科目案内』(シラバス)、時間割をよく照合の上、各自の責任で登録をしなければなりません。履修漏れや、時間割の重複などがなく、十分に確認した上で登録してください。履修に関することで分からないことがあれば、専攻の教務担当教員に質問してください。教員は、皆さんからの質問に対して助言を与えることができます。ただし、履修登録や単位の修得は、最終的には各自の責任において行うものです。履修ミスにより、留年や卒業できないなどの不利益を被ることのないよう、履修科目の選択は人任せにせず、『学生便覧』を熟読し、自分で責任を持って判断してください。

②履修区分

進級あるいは卒業の単位修得(卒業の要件)のために履修すべき科目には、必修のもの(「必修科目」として選択して履修するもの(「選択科目」として履修するもの)とがあります。各年度の『授業科目案内』(シラバス)では、進級・卒業に必要な選択科目のうち、専門教育科目に属するものを特に「選択必修科目」として扱っています。

上記の科目とは別に、希望により受講できる科目(「自由科目」)があります。自由科目は、進級・卒業に必要な科目に算入することはできません。

教職に関する科目や博物館に関する科目にも、資格の種類ごとに、その資格を得るための「必修科目」と「選択科目」とがあります。

必修科目は定められた年次に必ず履修する科目です。留年や単位不認定等による再履修の場合も必ず登録が必要ですので注意してください。

③後学期開講科目

後学期から開講する科目も含めて学年の当初に登録が必要です。なお、進級・卒業に支障が生じた場合を除き、原則として後学期からの追加履修はできません(履修規程第6条)。

④履修年次

全ての科目には、その科目を履修すべき年次(学年ごとの配当)が定められており、その年次以降でなければ履修登録できません。つまり、自分の所

属する年次より上の履修年次の授業科目は履修できないということです。例えば、入学したばかりの1年次生は、4年次配当の「卒業制作」という科目を履修することはできません。授業科目には、履修する順序があるということを理解してください。ただし、自分の年次より下の履修年次の授業科目は履修することができます。例えば、4年次生が1年次配当の科目を履修することは可能です。

⑤教育課程（カリキュラム）

本学では、教育課程（カリキュラム）を一部変更することがあり、入学年度により修得すべき科目や単位数等が異なります。各自が修得すべき科目・単位数は、各自の入学年度の『学生便覧』に記載しています。履修科目の選択に当たっては、各自の入学年度の『学生便覧』および授業を受ける年度の『授業科目案内』（シラバス）を参照し、履修する科目を誤らないように注意してください。

⑥単位修得科目の再履修

既に単位修得した科目（授業科目を細分化している場合は、当該細分化した授業科目をいう。）と同一の科目を再履修しても修得単位数は単一回分のみを認定します（履修規程第9条第4項）。再履修においての評価が以前の評価の上位である場合は、上位の評価に改めます（履修規程第8条第3項）。

⑦同時履修

時間割上で同一曜日・同一時限に開講している科目を同時に履修することはできません。

⑧単位数の上限

1年間に履修登録できる単位数は、50単位未満と定められています（履修規程第6条の2）。これには再履修科目や自由科目も含まれます。ただし、教職に関する科目及び博物館に関する科目（選択履修科目は除く。）の単位数は、これに含めません。

⑨履修制限

授業科目によっては、授業の性格や教室のスペース等の理由により、受講者数を制限することがあります。履修制限に伴い抽選を実施する場合は、掲示板に掲示します。『授業科目案内』（シラバス）において予め履修制限を行うことを明記している科目を履修する際は、その科目を履修できなくても進級・卒業に支障がないよう、注意してください。

⑩特別聴講

他の専攻（科）の科目については、実習・演習科目以外であれば、科目担

当教員の承認を得て特別に聴講することができます。なお、特別聴講科目は自由科目として扱います。

3) 履修上の注意 (科目ごとの注意事項)

①教養科目

教養科目は、A・Bの各区分からそれぞれ1科目2単位以上を選択履修し、卒業までに総計20単位以上を修得しなければなりません。

「日本国憲法」は、教員免許状取得希望者は必修科目です。

学芸員となる資格の取得希望者は、「生涯学習概論」が必修科目となっています。

②外国語科目

美術科各専攻では、1年次で4単位以上、2年次で4単位以上を、各年次の配当科目の中から選択履修しなければなりません。

デザイン科各専攻および工芸科では、1年次には「英語 (一)」を、2年次では「英語 (二)」を必修とします。

また全専攻で、自由科目として3・4年次に「英語 (三)・(四)」、「フランス語会話 (中級)・(上級)」を履修できます。

「英語 (一)・(二)」については、科目ごとに受講できる専攻を指定しています。

「フランス語 (一)」は授業内容に応じてA・Bの2クラスがあり、授業時間帯も異なります。また、「フランス語会話 (中級)・(上級)」を履修する学生は、フランス語の基礎を身に付けていなければならず、担当教員との面接が必要な場合があります。

「ドイツ語基礎」「イタリア語基礎」「中国語基礎」の履修を終えた学生は、芸術学専攻以外でも、自由科目として、それぞれ「専門語学 (ドイツ語)」「専門語学 (イタリア語)」「専門語学 (中国語)」を履修できます。

③保健体育科目

「体育実技」は、1・2年次の計2単位は必修で、3・4年次の履修は自由です。

④専門教育科目 (基礎科目)

専門教育科目 (基礎科目) のうち必修科目は、日本画専攻は23単位、油画・彫刻専攻は25単位、芸術学専攻は28単位、ホリスティックデザイン専攻は14単位、インダストリアルデザイン専攻は15単位、工芸科は17単位です。

「基礎科目集中履修期間」内に履修すべき単位数は、35・36ページのとおりです。

専門教育科目（基礎科目）のうち、自由科目として「造形表現工房科目」が開講されています。これらの各授業では、専攻の枠を越え、教員の研究分野を活かし、さらに学内の多くの設備を有効活用して学生の学習や表現活動の支援を行います。よって、通常の授業とは異なり、学生の積極的な取り組みや教員独自の授業構築などフレキシブルな授業形態にその特徴があります。ただし、自由科目は学生の自由な選択となり、進級・卒業に必要な科目に算入することはできません。

⑤専門教育科目（専攻科目）

専門教育科目のうち、専攻科目については、工芸科には専門分野に応じた選択必修科目がありますが、他の科・専攻では所定の全科目が必修です。

(6) 履修登録の確認

履修登録後、履修科目が正しく登録されているかどうかを確認するため、次のとおり履修登録確認期間を設けています。

確認期間	Campus-Xsのお知らせに掲載
配付物	履修登録確認表
配付先	各専攻

履修科目が誤って記載されている場合や、履修したつもり科目が記載されていない場合は、Campus-Xsで修正登録の手続きを行ってください。履修登録確認表の履修登録内容を点検し、記載事項に間違いがなければ、履修登録の手続きは完了となります。

なお、この期間を過ぎてからの追加・修正は、次に述べる履修登録変更期間を除き、一切受け付けません（履修規程第6条）。履修登録がされていない科目については、授業に出席し試験を受けても、単位は認定されません。また履修登録した科目は、みだりに変更できません。

(7) 履修登録の変更

後学期から開講する科目を追加履修する必要がある場合（前学期科目の単位を修得できなかったため、進級・卒業に支障が生じた場合など）は、所定の期間にCampus-Xsで追加登録の手続きを行ってください。

変更期間	9月下旬の1週間
提出物	履修登録変更届

7 成績

(1) 試験

成績の考査は、試験、課題審査、学習報告および平素の学習状況により行います（履修規程第8条）。

試験は学期末までに実施しますが、科目によっては随時試験を行うことがあります（履修規程第10条）。

試験の方法および日程は、各授業科目により異なるので、『授業科目案内』（シラバス）、掲示板を確認してください。

1) 試験を受けることができない場合

次の場合は、試験を受けることができません（履修規程第10条第3項）。

ア 授業時数の3分の1を超えて欠席したとき（当該授業科目）

イ 授業料を完納していないとき（当該授業料にかかる全科目）

2) 試験中の注意

ア 監督教員の指示に従い、静粛に試験を受けなければいけません。指示に従わないときは退場が命じられることがあります（履修規程第10条第4項）。

イ 不正行為があればその科目の単位は与えられず、場合によっては処罰されます（履修規程第9条第3項第3号、懲戒規程第11条）。

ウ 学生証は必ず携帯し、監督教員の請求があればいつでも提示しなければなりません（履修規程第10条第5項）。

(2) 追試験

やむを得ない理由のため試験を受けることができなかった場合は、速やかに届け出たうえで追試験を受けることができます（履修規程第10条第2項）。

1) 対象科目

追試験の対象科目は、筆記試験を行った講義科目とします。

2) 提出書類

「追試験受験許可願」に「試験欠席の理由を証明するもの」を添付してください。

試験欠席の理由および添付書類は次のとおりとします。

試験欠席の理由	添付書類
疾病・負傷	医師の診断書
交通事故	事故証明書
交通機関の遅延	遅延証明書
教育実習	実習証明書
就職試験	受験証明書
家族の死亡	会葬御礼等

3) 提出先

事務局

4) 実施日時

追試験は、原則として本試験後1週間以内に行います（履修規程第10条第2項）。

(3) 成績評価

成績の評価は、次のとおりです。S、A、B、Cの場合に単位を認めます（履修規程第8条第2項）。

素点	評語(証明書)	評語(通知表)	評価基準
100点～90点	S	S	到達目標を十分に達成し、特に秀でている。
89点～80点	A	A	到達目標を十分に達成している。
79点～70点	B	B	到達目標を達成している。
69点～60点	C	C	十分ではないが到達目標を達成している。
59点～0点	表示されず	D	到達目標を達成できていない。
その他	表示されず	E	履修放棄または受験放棄

次の場合には単位が与えられません。

ア 欠席時数が原則として1年を通じて行われた授業時数の3分の1を超える科目（履修規程第9条第3項第2号）。

イ 試験で不正行為のあったとき（履修規程第9条第3項第3号）。

ウ 成績が不可（D）の科目（履修規程第8条第2項）。

(4) 成績通知

成績評価の確定後、Campus-Xsを通して各学生あてに成績を通知します。

前学期成績発表	後学期開始直後
後学期成績発表	卒業生：2月上旬 在学生：2月下旬

成績評価の内容に関して疑義がある場合は、成績通知表の受領後速やかに各科目の担当教員まで申し出てください。

(5) 既修得単位の認定

本学入学前に他大学で修得した単位は、所定の手続きをとることにより、合計30単位を超えない範囲内で、本学において修得した単位として認定することがあります（学則第37条）。既修得単位の認定を希望する場合は、次のとおり事務局まで申請してください。

受付期間	前学期開始直後の1週間
提出書類	既修得単位認定申請書（事務局窓口で交付） 単位修得証明書（既修得単位に関するもの） 既修得単位の講義内容がわかるもの（シラバスの写し等） 学力に関する証明書（教職の単位認定希望者のみ）

(6) 単位互換による単位の認定

単位互換協定に基づき修得した他大学等の授業科目の単位は、本学で修得した単位として認定することがあります（学則第38条）。

平成16年度より、本学はいしかわシティカレッジに関する包括協定による単位互換を実施しています。いしかわシティカレッジで修得した単位は、4単位を上限に本学の自由科目として認定します。

8 進級・卒業

(1) 進級の認定

進級の認定は、学年末の休業以前（例年2月）に行います。所定の単位を修得した学生に対し、進級を認定します（履修規程第11条）。

(2) 留年

次のいずれかに該当する者は、原級に留まらなければなりません（履修規程第13条）。

ア その年次に配当された必修科目および選択必修科目において、未修得

単位数が10単位を超える者

※この場合において、以前の学年において未修得の単位はこれに加算しないものとします。

イ 専攻科目の実習または演習の科目で下記の表に示す授業科目（「絶対必修科目」）のうち、定められた履修年次に履修すべき科目の一以上の単位が認定されなかった者

ウ 卒業が認定されない者

エ 休学により前ア・イ・ウのいずれかに該当した者

●絶対必修科目（履修規程第13条第1項第2号関係）

学科	専攻	授業科目名（科目名に付記された専門分野は省略）
美術科	日本画専攻	日本画(一) I、日本画(一) II、日本画(二) I 日本画(二) II、日本画(三) I、日本画(三) II
	油画専攻	油絵(一) I、油絵(一) II、油絵(二) I、油絵(二) II 油絵(三) I、油絵(三) II
	彫刻専攻	彫刻(一) I、彫刻(一) II、彫刻(二) I、彫刻(二) II 彫刻(三) I、彫刻(三) II
	芸術学専攻	芸術学演習(一)、芸術学演習(二)、芸術学演習(三)
デザイン科	ホリスティックデザイン専攻	ホリスティックデザイン演習(一) A・B、ホリスティックデザイン演習(二) A・B、ホリスティックデザイン演習(三) A・B I・B II、描出演習、形態演習、色彩演習、素材演習、情報演習、発想演習
	インダストリアルデザイン専攻	インダストリアルデザイン演習(一)、インダストリアルデザイン演習(二)、インダストリアルデザイン演習(三)、デザイン基礎演習、発想演習
工芸科		工芸演習(一) A・B、工芸演習(二) A・B、工芸演習(三) A・B

(3) 除籍

同一学年に2年間留まってなお進級又は卒業できない場合には、成業の見込みがない者として除籍します。ただし、留学又は疾病を理由とする休学による留年は、3年までとしています。また、授業日数の全部を休学した年度については、留年に数えません（履修規程第14条）。

(4) 不認定となった科目

一部の科目が不認定のまま進級した者は、その科目を次の年次において再履修して修得するよう努力しなければなりません。4年次の所定の期日までに、卒業に必要な科目の全単位を修得していなければ卒業できません。

再履修をする場合、必修科目以外であれば科目を変更できます。ただし、必修科目・選択科目・選択必修科目のいずれであっても、再度履修登録をすることが必要です。

(5) 卒業の認定

卒業の認定は、学年末の休業以前（例年1月）に行います。本学学部にて4年以上在学し、4年次の所定の期日までに、所定科目の全単位を修得した者に対して、卒業を認定します。修得すべき単位を1単位以上欠いた者については、卒業を認定しません（学則第42条、履修規程第12条）。

本学学部を卒業した者には学士（芸術）の学位を授与します（学則第43条、学位規程第3条第1項）。

卒業の認定結果は、4年次の後学期成績発表に併せて、Campus-Xsに掲載します。

9 免許・資格

(1) 教職課程

1) 教員になるための要件

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の教員になるためには、次の二つの要件を満たす必要があります。

①教員免許状の取得

将来教員になることを希望する者は、教職課程を有する大学が定めた授業科目を履修しなければなりません。所定の単位を全て修得した者に対して、都道府県の教育委員会から教員免許状が授与されます。

②教員採用試験の合格

教員として就職するためには、教員免許状取得の他に、都道府県等または当該学校等が実施する教員採用試験に合格する必要があります。

2) 教員免許状の種類・教科

本学学部で取得できる教員免許状の種類と教科は次のとおりです。

学科及び専攻	免許状の種類	免許教科
美術科 日本画 油彫刻 彫芸学	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
デザイン科 ホリスティックデザイン インダストリアルデザイン	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
工芸科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術 工芸

3) 教員免許状取得の要件

教員免許状を取得するためには、次の二つの要件を満たす必要があります。

①基礎資格

1種免許状の基礎資格は、「学士の学位を有すること。」です。したがって、教員免許状取得希望者は、本学学部を卒業し、学士の学位を取得する必要があります。

②教職課程の履修

教員免許状取得希望者は、本学学部を卒業するために必要な授業科目の単位の他に、教職に関する科目の単位を修得しなければなりません。この中には、2週間ないし4週間の教育実習の単位も含まれます。

また、中学校教諭の免許状の取得を希望する者は、7日間の介護等体験を行う必要があります。

4) 教職課程のスケジュール

4年間の教職課程の主なスケジュールは次のとおりです。

●1年次

4月

教職課程ガイダンス

教職課程履修届、介護等体験申込書を提出する。

介護体験費用を徴収する。

5月

介護等体験事前指導

社会福祉施設の現場で働く職員を講師として招聘する。

- 6月～3月 **介護等体験（社会福祉施設）**
 県内の社会福祉施設で5日間（月～金）の体験を行う。
 体験終了後、介護等体験証明書を提出する。
- 2月～3月 **教職課程履修者面談**
 教職課程履修者と教員の面談を行う。
 履修カルテにより学修成果を確認し、指導や助言を受ける。
- 2年次
- 4月 **介護等体験ガイダンス**
 介護等体験申込書を提出する。
- 5月 **介護等体験事前指導**
 特別支援教育に携わる教員を講師として招聘する。
- 6月～3月 **介護等体験（特別支援学校）**
 県内の特別支援学校で2日間（曜日不定）の体験を行う。
 体験終了後、介護等体験証明書を提出する。
- 2月～3月 **教職課程履修者面談**
 教職課程履修者と教員の面談を行う。
 履修カルテにより学修成果を確認し、指導や助言を受ける。
- 3年次
- 4月 **教育実習ガイダンス**
 実習校を確保するための手続きを説明する。
 教育実習希望者調査票を提出する。
- 5月～8月 **教育実習受入依頼**
 教育実習希望者は、大学で用意した書類を持って各自
 の実習希望校に直接依頼し、受入の内諾を得る。
 （実習校によっては手続きが異なる場合があるので、
 あらかじめよく確かめること。）
- 2月～3月 **教職課程履修者面談**
 教職課程履修者と教員の面談を行う。
 履修カルテにより学修成果を確認し、指導や助言を受ける。

● 4年次

4月

教育実習ガイダンス

教育実習生調査書を提出する。

教育実習事前指導

現職の教員等を講師として招聘する。

5月～10月

教育実習

各自の実習校で2週間～4週間の実習を行う。

実習終了後、教育実習手帳を提出する。

7月

教育実習事後指導

現職の教員等を講師として招聘する。

10月

教員免許状一括申請説明会

教員免許状申請書類を提出する。

発行手数料を徴収する。

3月

教員免許状の授与

卒業式に交付する。

5) 教職課程の履修方法

①教職課程登録届の提出

教職課程の履修を希望する場合は、1年次の最初に行う教職課程ガイダンスに出席し、履修科目届出期間に「教職課程登録届」を提出してください。

②教職科目の履修

教職科目は、教職に関する科目、教科に関する科目、文部科学省令で定める科目の3つからなります。教職課程履修希望者は、履修登録をする際に、卒業に必要な科目だけではなく、教職科目についても登録しなければなりません。

ア 教職に関する科目（履修規程第3条および第4条第2項関係）

授 業 科 目	履修年次及び単位数				備 考	実習前 要履修 済科目
	第1 年次	第2 年次	第3 年次	第4 年次		
教育の本質と目的	2				必 修 科 目	○
教 育 心 理 学	2				〃	○
教 職 論	2				〃	○
教 育 課 程 論		2			〃	○
教育方法論・特別活動の指導法		2			〃	○
特別支援教育概論		1			〃	○
美 術 教 育 法 I		2			(中・高美術必修)	○
教育とICT活用		1			必 修 科 目	○
道徳教育の指導法			2		(中美術必修)	○
教育相談の基礎と方法			2		必 修 科 目	○
総合的な学習の時間の指導法			2		〃	○
美 術 教 育 法 II			2		(中・高美術必修)	○
美 術 教 育 法 III			2		(中美術必修)	○
美 術 教 育 法 IV			2		(中・高美術必修)	○
工 芸 教 育 法 I			2		(高工芸必修)	○
工 芸 教 育 法 II			2		〃	○
教育制度と社会				2	必 修 科 目	
生徒指導・進路指導の理論と方法				2	〃	
教職実践演習(中・高)				2	〃	
教育実習事前事後指導				1	〃	
教 育 実 習 I				2	〃	
教 育 実 習 II				2	(中美術必修)	
計	6	8	16	11		

・この表右端に○で示す科目は、教育実習を受講する前に単位を修得しておくことを原則とします。

イ 教員免許取得のために追加履修を必要とする「教科に関する科目」等
教科に関する科目及び文部科学省令で定める科目の多くは、卒業に必要な科目の中に含まれています。ただし、そのうち以下の科目については、追加履修が必要となるので、注意してください。

(1) 美術科

追加履修科目			専攻別、免許の種類			日本画専攻		油画・彫刻専攻		芸術学専攻	
						(取得免許)		(取得免許)		(取得免許)	
授 業 科 目	単 位	履 修 年 次	中学美術	高校美術	中学美術	高校美術	中学美術	高校美術			
日 本 国 憲 法	2	1	○	○	○	○	○	○			
コンピュータグラフィックス	2	3	○	○							

(2) デザイン科

追加履修科目			専攻別、免許の種類		ホリスティックデザイン		インダストリアルデザイン	
						(取得免許)		(取得免許)
授 業 科 目	単 位	履 修 年 次	中学美術	高校美術	中学美術	高校美術		
日 本 国 憲 法	2	1	○	○	○	○		

(3) 工芸科

追加履修科目			専攻別、免許の種類			工芸科		
						(取得免許)		
授 業 科 目	単 位	履 修 年 次	中学美術	高校美術	高校工芸			
日 本 国 憲 法	2	1	○	○	○			

6) 介護等体験

中学校教諭の免許状の取得を希望する場合は、社会福祉施設および特別支援学校において介護等体験を行う必要があります。

本学では、1年次に社会福祉施設で5日間の介護等体験を行い、2年次に特別支援学校で2日間の介護等体験を行うこととしています。

介護等体験の希望者は、1年次、2年次の4月に行われる介護等体験ガイダンスに必ず出席し、介護等体験申込書を期限までに提出してください。1年次の社会福祉施設で行われる介護等体験については、体験費用として7,500円を徴収します。

また、1年次、2年次ともに、介護等体験に先立ち、福祉の現場に携わる方を講師として招聘し、介護等体験事前指導を実施しています。

介護等体験の日程は、事務局で調整を行い、決まり次第掲示板に掲示します。各施設ないし学校における実施要項を配付するので、事務局に取りに来てください。いったん決まった日程は、原則として変更することはできません。日程に支障が生じた場合は、その年度での介護等体験を辞退し、次年度以降に実施することとなります。

介護等体験中は、社会福祉施設および特別支援学校の規則を遵守し、体験先に迷惑をかけることのないように注意してください。遅刻や無断欠席は厳禁です。

介護等体験終了後、介護等体験証明書が社会福祉施設および特別支援学校から発行されます。証明書は体験終了後すみやかに大学へ提出してください。証明書は、教員免許状一括申請の際の提出書類となるので、紛失したり書き損じることのないよう、慎重に取り扱ってください。

7) 教育実習

本学では、教育実習を4年次の5月～6月(実習校によっては9月～10月)に実施しています。実習期間は、中学校教諭および高等学校教諭の免許の取得を希望する場合は4週間(4年次に教育実習ⅠおよびⅡを履修、合計4単位)、高等学校教諭の免許のみの取得を希望する場合は2週間(4年次に教育実習Ⅰのみを履修、2単位)です。

教育実習の希望者は、3年次の4月に行われる教育実習ガイダンスに必ず出席し、実習校を確保するための手続きを確認してください。実習希望者は、夏季休業期間等を利用して、希望校を直接訪問し、教育実習の受入れを依頼し、受入れの内諾を得る必要があります。

教育実習を実施するためには、教職に関する科目の単位のうち、実習前要

履修済科目の単位を全て修得しておかなければなりません。必要単位の修得に全力を挙げてください。

4年次の4月に教育実習事前指導および教育実習ガイダンスを行います。教育実習事前指導は、「教育実習事前事後指導」という授業科目（1単位）の一部であり、欠席した場合は単位を認定しないので、必ず出席してください。また、教育実習ガイダンスでは、教育実習手帳などを配付し、教育実習にかかる経費（1週間につき5,000円程度。実習校により異なる。）などを伝えますので、期限までに納入してください。

教育実習中は、実習校の一員として責任のある言動が求められます。遅刻や無断欠席は厳禁です。教育実習への専念が必要となるため、教育実習期間中に作品制作や就職活動を行う余裕はありません。

教育実習終了後、教育実習事後指導を行います。これも「教育実習事前事後指導」という授業科目（1単位）の一部ですので、必ず出席してください。教育実習手帳は、成績評価の対象となるので、教育実習終了後速やかに事務局へ提出してください。

8) 教員免許状一括申請

教職課程の単位を全て修得した者に対し、卒業時に教員免許状が授与されます。教員免許状を取得するためには、授与権者である都道府県の教育委員会に免許状授与の申請を行わなければなりません。本学では、教職課程修了予定者の申請書類をとりまとめの上、石川県教育委員会に一括申請を行っています。例年10月に、教職課程修了予定の4年次生および修士2年次生を対象とした教員免許状一括申請説明会を実施するので、免許状取得希望者はCampus-Xsのお知らせで日程を確認し、必ず出席してください。この説明会に出席できなかった場合は、個人申請となり、卒業後に自分で教育委員会に申請することになります。石川県教育委員会に一括申請する場合、発行手数料として、免許状1通につき3,300円が必要です。

9) 教職課程の辞退

途中でやむを得ず教職課程を辞退する場合は、すみやかに事務局へ申し出て、教職課程辞退届を提出してください。

(2) 博物館学芸員課程

1) 学芸員になるための要件

学芸員は博物館や美術館において資料の収集、保管、展示および調査研究などにあたる専門職員です。学芸員の資格を得るためには、原則博物館学芸員課程を設置する大学において定められた科目を履修しなくてはなりません。

本学においては専攻を問わず、必修科目10科目19単位および選択科目10科目から12単位を履修して卒業した者すべてに対して学芸員資格取得証明書が発行されます。

2) 博物館学芸員課程の履修方法

① 履修科目および履修年次（履修規程第3条、第4条第3項関係）

授業科目	履修年次及び単位数				備 考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
博物館概論	2				必修科目 19単位
博物館資料論	2				
博物館経営論		2			
博物館展示論		2			
博物館資料保存論		2			
博物館情報・メディア論		2			
生涯学習概論		2			
博物館実習Ⅰ			2		
博物館教育論				2	
博物館実習Ⅱ				1	12単位以上を選択履修
日本美術史Ⅰ	2				
日本美術史Ⅱ	2				
東洋美術史Ⅰ	2				
西洋美術史Ⅰ	2				
西洋美術史Ⅱ		2			
工芸史Ⅰ		2			
歴史史	2				
科学技術史	2				
考古学		2			
文化人類学		2			

【履修登録上の注意】

- ・原則として指定された履修年次以外には履修は認められません。
- ・博物館実習Ⅰと博物館実習Ⅱは実習科目です。それ以外の科目は講義科目となります。

② 履修の登録

博物館学芸員課程を履修する学生は、毎年4月に所定の科目を登録します。登録の際には、他の履修科目の履修状況によっては履修が困難になる場合もありますので、事前に十分な履修計画を立て、科目の履修漏れや単位不足などの無いように注意してください。

③ ガイダンスと説明会

必要に応じてガイダンスや説明会が行われます。これらは授業の一環なので必ず出席しなければなりません。無断で欠席した場合、履修が認められないことや単位が認定されない場合もあります。また、日程などに関し

ての連絡は授業における博物館学芸員課程の担当教員からの指示や掲示板の掲示によって行なわれます。

④ 指導

博物館学芸員課程は資格取得を希望する者が自らの意志で履修するものです。履修にあたっては、勉学に関する自己の責任を十分に自覚した上で、博物館学芸員課程の担当教員と密接な連絡を取り、その指導に従って下さい。

3) 博物館実習

① 実習科目

博物館実習Ⅰ（2単位）と博物館実習Ⅱ（1単位）はともに実習科目です。博物館実習Ⅰでは3年次に博物館見学研修が実施されます。また博物館実習Ⅱでは、4年次に実際の博物館施設で学芸員に関する実務を実習します。なお、博物館実習Ⅱを履修できるのは、「博物館教育論」以外の所定の科目を履修した者に限ります。

② 実習先

博物館実習Ⅱの実習先の博物館施設は履修者が各自で確保しなくてはなりません。3年次から実習に関する説明会などを通じて指導が行なわれ、各自が自分で問い合わせや申込などの手続きを行ないます。実習先の確保が出来ない場合、資格取得に支障が出ますので、実習先の早めの確保が必要です。

③ 実習時期

博物館実習Ⅰの博物館見学研修は、3年次の前期および後期に実施します。博物館実習Ⅱは、実習先の博物館施設によってそれぞれ異なりますが、多くは4年次の夏期休業期間に実施されています。なお、この期間は実習に専念しなければならないため、就職活動や制作活動をすることはできません。

④ 実習ノート

博物館実習Ⅱでは、本学所定の実習ノートを配布しますので、実習中は常に携行し活動の記録などを記入し、実習が終了したら実習館に提出し評価を受けた後、事務局に提出します。成績評価の対象になるものなので、すみやかに提出すると共に紛失や汚損などのないように心掛けてください。

(3) ガス溶接技能講習およびアーク溶接特別教育

専攻によっては作品制作の上でガス溶接およびアーク溶接の技術が必要となります。労働安全衛生法の規定により、ガス溶接は技能講習、アーク溶接

は特別教育を受講することが義務付けられています。

本学では、彫刻専攻、インダストリアルデザイン専攻、工芸科金工コースおよび希望者を対象に、ガス溶接技能講習およびアーク溶接特別教育を実施しています。

Ⅳ 学 生 生 活

事務局では、学生生活を充実したものとするため、福利・厚生事業を行っています。先に記載した授業科目の履修の方法をはじめ、学生の学内外の諸活動に助言を行うほか、修学、経済、保健等学生生活全般にわたり、相談に応じています。いつでも事務局の窓口を訪ねてください。窓口対応時間は8：45～17：30です。

また、「学生相談室」や「オフィスアワー」開設時に各教員研究室でもこれらの相談を受けていますので、気軽に利用してください。

この項では、学内外の諸活動等についての手続などについて記載しているので、必要に応じて、申し込みや届け出をしてください。

1 学生への伝達、諸証明の発行等

(1) 学生への伝達

大学からの種々の連絡等は、原則としてCampus-Xsの掲示板に掲示することにより行い、掲示した事項は全て理解されたものとして取り扱うので常に注意して確認してください。

特に、授業日程、集中講義、休講の案内などは重要な連絡事項です。毎日、掲示板を確認する習慣を身に付けてください。

(2) 電話、郵便物の取り扱い

大学では、学外からの学生の呼び出しは、緊急事態の連絡など特別な場合を除いて、原則として取り次ぎませんので、家族その他に周知しておいてください。

また、事務局で取り扱っている学生関係の郵便物等は、学生団体（学生自治会・五芸祭・美大祭の各実行委員会）やクラブ関係あてのもののみです。学生個人あての私的郵便物等は一切取り扱いません。必ず各自の住所に送付するよう家族その他に周知しておいてください。

(3) 拾得物、遺失物、盗難の防止

学内で遺失物を拾ったり、金品等を紛失したり、盗難にあたりした場合は、速やかに事務局まで届け出てください。遺失物は、6カ月間、事務局で保管し、所有者が現れない場合は処分しています。金品などの貴重品は、学内に放置せず、十分注意して自己管理してください。

(4) 証明書の発行

① 学生証

学生には、入学と同時に「学生証」を交付します。これは本学の学生であることを証明するものであり、本学教職員などから請求があったときにはいつでも提示できるよう、常に携帯していなければなりません。

紛失したときは、速やかに事務局へ届け出て再交付を受けてください。

また、退学などで学籍を離れる場合は、直ちに返還しなければなりません。

② 学生旅客運賃割引証（学生割引）

学生が、帰省、正課の教育活動、正課外の教育活動、就職試験・進学試験の受験、見学・行事への参加などの目的で片道100kmを超えて旅行をするときは、旅客運賃の割引を受けることができます。

希望者は、事務局に設置の証明書自動発行機を利用してください。

③ 通学証明書

通学定期券（JR、北陸鉄道）を購入するときは、「通学証明書」が必要です。

必要になったときは、事務局まで申し出てください。

④ その他の証明書

その他の証明書として、次のものがあります。

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| a | { | ・在学証明書 |
| | | ・卒業（修了）証明書 |
| | | ・卒業（修了）見込証明書 |
| | | ・成績単位取得証明書 |
| b | { | ・健康診断証明書 |
| | | ・学位取得証明書（和文のみ） |
| | | ・学力に関する証明書（教職の単位認定希望者のみ） |
| | | ・教育免許状取得見込証明書 |
| | | ・博物館に関する科目の単位修得証明書 |
| | { | ・学研災保険加入証明書 |

aの希望者は、事務局に設置の証明書自動発行機を利用してください。

bの希望者は、必要とする日の4日前までに所定の交付申請書に必要事項を記入して、事務局まで申請してください。

卒業（修了）見込証明書は、最終学年の5月中旬より発行可能です。

2 保健管理

(1) 保健室

学生の健康管理のため、本館1階に看護師を配した保健室があります。学内で負傷したときや急病となったときは、応急処置を受けることができます。また、身体の具合や気分が悪くなったときには、休養もできますので利用してください。

家族と離れてひとり住まいの学生にあっては、栄養のバランスに十分注意した食生活を心がけ、健康維持に努めましょう。

① 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、年1回、学生（留学生を含む）を対象に実施しています。

内容は、内科診察、胸部X線（入学年次のみ）、血圧測定、視力測定、身体計測、尿検査です。健康状態を把握し、疾病の早期発見と予防に役立てるために、毎年必ず受診してください。

例年、入学式後4月中旬に実施しています。

② 健康診断書の交付

定期健康診断を完全に受診した学生には、5月中旬以降、健康診断書を交付しています。

就職や教育実習等の手続きの際、証明用にも使用できるので、希望者は、事務局に設置の証明書自動発行機を利用してください。

(2) 学生相談室

学生生活において、悩みごとや問題を抱えたときにいつでも気軽に相談し、問題解決の糸口を探る場として学生相談室があります。本学の学生なら誰でも利用できます。専門の公認心理師や教職員が相談に応じます。修学、進路、対人関係、心理的悩み、キャンパスハラスメント、合理的配慮など修学環境の調整等ひとりでは解決できないような問題が生じたときはいつでも利用してください。



合理的配慮の申請を希望する学生はまずは学生相談室、保健室、専攻の教員、事務局に相談して下さい。「9 合理的配慮の申請について」参照。

相談内容などのプライバシーは守られます。

なお、相談室の開室日時等は、ホームページで確認してください。

(3) オフィスアワー

教員が各研究室等において、学生からの日常の学修や学生生活に関する相談に応じるため、あらかじめ設定した時間帯です。学科・専攻を問わず全教員が相談に応じますので、気軽に訪問し相談してください。

なお、開設時間等は、Campus-Xsの「オフィスアワー」で確認してください。

3 福利・厚生関係

(1) 奨学金制度

日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行っています。

本学では、人物、学業ともに優れ、経済的理由で修学が困難な学生のうち、日本学生支援機構の定める基準を満たす者を学生支援委員会の審査を経て学長から推薦しています。

奨学生の募集は、毎年4月中旬以降に行われ、事務局において出願申請を受け付けます。募集期間等詳細については、その都度Campus-Xs及び事務局掲示板に掲示するので、出願を希望する学生は、注意してください。

なお、募集期間外でも、会社の倒産等で主に家計を支えている人の失業、又は災害等により、家計が急変し、学費等の捻出が困難となった場合は、家計急変採用（給付：学部のみ）、緊急採用（第一種）、応急採用（第二種）として採用されることがあるので、事務局まで申し出てください。

① 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

〔奨学金の種類、貸与月額一覧〕

● 第一種奨学金（無利子）

区 分		貸 与 月 額			
大 学	自宅通学	20,000円	30,000円	45,000円	
	自宅外通学	20,000円	30,000円	40,000円	51,000円
大学院	修士課程	50,000円		88,000円	
	博士後期課程	80,000円		122,000円	

※学部生で給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合等により、貸与月額が調整される場合があります。

● 第二種奨学金（有利子）

区 分	貸 与 月 額				
大 学	20,000円～120,000円（1万円単位）から選択				
大 学 院	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円

・第二種奨学金の貸与月額は、自宅通学・自宅外通学に関係なく、上記から選択できます。利率は、年3%を上限としています。

※「入学時特別増額貸与」…奨学金申請者は、第1回の振込時の増額貸与10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択して申し込むことができます（申込条件あり）。

※奨学生の成績は、毎年、日本学生支援機構へ報告され、成績が不振であったり、単位が不足すると警告、支給停止、さらには廃止などの措置がとられることもあるので注意してください。

※奨学金は、学資として貸与するものであり、奨学生は卒業・修了後、必ず返還しなければなりません。大学院第一種奨学生には返還免除制度があります。

② 日本学生支援機構奨学金（給付型：学部のみ）

日本学生支援機構は、経済的な理由により大学進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しするために、給付型奨学金制度を実施しています。

区 分		自宅通学	自宅外通学
大 学	第1区分	29,200円(33,300円)	66,700円
	第2区分	19,500円(22,200円)	44,500円
	第3区分	9,800円(11,100円)	22,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。

③ 金沢美術工芸大学教育研究基金緊急支援奨学金（給付型）

本学では、経済的な理由により修学の継続が困難となった学生の学費又は生活費の援助を行っています。

該当する事由は学資負担者の死亡、破産、失職、被災等に限定されます。
希望する学生は、事務局まで申し出てください。

※奨学金は学資として給付するものであり、受給者は原則として返還の必要はありません。

④ 金沢美術工芸大学ワールドワイド奨学金（給付型）

本学では、学生のアート力向上を目的に、学生が海外で行う人・文化等との交流を通じた研修活動等の費用の一部を支援しています。募集期間等詳細については、Campus-Xs及び事務局掲示板に掲示しますので注意してください。

⑤ その他の奨学制度（給付型・貸与型）

他の地方公共団体や、民間団体が奨学生を募集することがあります。

募集案内があり次第、その詳細についてCampus-Xs及び事務局掲示板に掲示しますので注意してください。

(2) 授業料、入学金の減免制度

経済的な理由、災害その他のやむを得ない理由で、授業料又は入学金を納めることが困難な学生は、授業料については減免、月割分納又は徴収猶予の措置を、入学金については減免の措置を受けることができます。

希望する学生は、定められた期日までに事務局まで申請してください。

(3) 学生教育研究災害傷害保険制度（略称、学研災）

この保険は、正課中、学校行事中、正課・学校行事以外で学校内にいるとき、課外活動中、通学中などに生じた不慮の事故により傷害を被った場合の補償制度です。

本学学生は、成美会（後援会）の負担のもと、入学と同時に全員がこの保険に加入しています。

不慮の事故で傷害を負ったときは、速やかに事務局まで連絡し、事故報告書等所定の手続きをとってください。

なお、詳細については、『保険の加入者のしおり』を参照してください。

〔保険金の種類及び金額〕

●死亡保険金・後遺障害保険金

区 分		正課中、学校行事中	課外活動中、通学中
死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡したとき	2,000万円	1,000万円
後遺障害保険金	その程度に応じて	120～3,000万円	60～1,500万円

●医療保険金

治療日数	支 払 保 険 金			入院加算金 (180日を限度)
	正課中 学校行事中	通 学 中 学校施設内にいる間	課外活動中	
日 日	円	円	円	
1 ～ 3	3,000	—	—	1日につき、 4,000円を加算
4 ～ 6	6,000	6,000	—	
7 ～ 13	15,000	15,000	—	
14 ～ 29	30,000	30,000	30,000	
30 ～ 59	50,000	50,000	50,000	
60 ～ 89	80,000	80,000	80,000	
90 ～ 119	110,000	110,000	110,000	
120 ～ 149	140,000	140,000	140,000	
150 ～ 179	170,000	170,000	170,000	
180 ～ 269	200,000	200,000	200,000	
270 ～	300,000	300,000	300,000	

なお、故意、闘争行為・犯罪行為、地震・津波、戦争、疾病などが原因の傷害には、保険金は支払われません。

(4) 学研災付帯賠償責任保険制度 (略称. 学研賠)

この保険は、国内外において、学生が正課、学校行事、ボランティア・クラブ等での課外活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負ったときに、これを補償する制度です。

本学学生は、成美会（後援会）の負担のもと、入学と同時に全員がこの保険に加入しています。

他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したときは、速やかに事務局まで連絡してください。

なお、詳細については、『保険の加入者のしおり』を参照してください。

〔保険金額〕

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

(5) 医療費助成制度

正課中、学校行事中などで、不慮の事故に遭い傷害を負ったとき、「学生教育研究災害傷害保険制度」の対象とならない通院治療日数4日未満の治療費については、成美会（後援会）が助成しています。

不慮の事故で傷害を負ったときは、速やかに事務局まで連絡してください。
なお、助成の対象となる傷害は、「学生教育研究災害傷害保険制度」と同じです。

(6) 学生ラウンジ、売店等

本学では、学生ラウンジ・弁当販売・キッチンカーによる食事の提供を行っております。

その他にも、自動販売機による各種飲料及び食品を販売しております。
また、画材文具類の購入等の便宜をはかるため売店を設置しております。

区分	場所	取扱品目	営業時間	
B/DAI FOOD HALL	3号館1階 学生ラウンジ	カレー、丼、パン等	11:30~14:00	※
弁当販売等	3号館1階 アートcommons D	パン、弁当、お菓子等	11:45~13:15	※
キッチンカー	アートプロムナード	ご飯もの、飲み物、スイーツ等	11:30~14:40	※
売店	3号館1階	画材、文房具、日用雑貨品、お菓子等	8:40~13:30 14:00~17:30	

※食事の提供メニューは日替です。

※販売状況によっては、営業時間が前後する場合がございます。

(7) 就職の斡旋、アルバイトの紹介

就職の斡旋は、各科・専攻の就職担当教員を主体に、事務局と連絡を取りながら行っています。

卒業・修了後の進路はできるだけ早めに決定し、就職を希望する学生は、担当の教員と連絡を密にして、適切に諸手続を行ってください。

事務局では、求人申込書をはじめ、企業の概要、パンフレット等の情報資料を収集し、Campus-Xsや事務局横のキャリア支援室で閲覧できるよう整理しているので活用してください。

アルバイトは、学業修得の妨げにならないよう計画を持って行うよう心がけてください。

事務局では、学費や生活費を補うためにどうしても必要な学生のために、企業等から求人申込みがあれば、エントランスホールの「アルバイト募集案内板」に掲示しているので、条件等が合えば、直接問い合わせしてください。

4 課外活動

課外活動は、正課の履修以外に自主的・自立的に行う文化・体育・その他の活動で、豊かな人間性を育成するために大きく役立つものです。

積極的に参加し、その活動を通じて、大学生活が豊かで潤いのあるものになるよう期待しています。

(1) 自治会活動

本学には、学生の自治組織として「金沢美術工芸大学自治会」が置かれ、学生相互の理解と協力による民主的運営により、大学の発展と人間形成に寄与することを目的に、五芸術大学体育文化交歓会、美大祭など種々の活動を行っています。

自治会の活動は、学生の自主的な精神に期待して認めていますが、その本分を逸脱する大学運営への干渉や政治活動等については、禁止又は訂正を命ずることがあります。

また、規約の制定や改廃は、本学の承認を得なければならず、役員の改選があったときは、会計状況も併せて報告しなければならないこととなっています。

なお、自治会総会は、年2回に限り、午後の授業時間中に開催することができることとなっていますが、そのほかの自治会活動は、授業に支障のないように行ってください。

(2) クラブ活動

本学には、複数のクラブがあります。

クラブが大会に参加するとき又は合宿を行うときは、事前に顧問教員の許可を受けて、事務局へ参加届けを提出することが義務づけられています。

(3) 美大祭（大学祭）

例年11月初旬、本学創立記念日（11月7日）の前に、自治会（美大祭実行委員会）の主催で開催しています。

仮装パレード・作品展示・講演会・屋外模擬店・軽音楽ライブなどの催しがあり、これを一般市民に公開し、学生・教職員相互の親睦はもとより、広く市民との交流の場としています。

(4) 五芸祭（五芸術大学体育文化交歓会）

愛知県立芸術大学、沖縄県立芸術大学、京都市立芸術大学、東京藝術大学及び本学の五芸術大学の交歓会で、体育競技会、文化交流会を通じて、課外活動の発展を促進し、学生相互の親睦を図ることを目的に、毎年5月に各大学の輪番制で開催しています。

(5) 学外展覧会の開催・出品

学生が、学外で展覧会を開催する場合は、担当教員の許可を受けて事務局へ届け出なければならないこととしています。

なお、個人又はグループで展覧会を開催する場合（大学院博士後期課程の学生が、学会等で発表する場合も同様に取扱う）、その必要経費（会場借上料、印刷費等）に対し、学部生：5万円、大学院修士課程：7万円、大学院博士後期課程：10万円を限度として助成しています。個展の場合は年1回まで申請可能です。

また、公募展に出品する場合にも、1人年間1万円を限度として、出品料を助成しています。詳しくは、事務局に問い合わせてください。

(6) ポスター等の学内掲示

ポスター、刊行物の学内掲示、学内でのビラ配布、資金カンパ、署名運動、その他これに類する行為をするときは許可が必要です。

事前に事務局に申し出て許可を受けてください。

なお、掲示場所は指定しています。指定外の場所には、決して掲示しないでください。違反した掲示物は取りはずします。

〔指定掲示場所〕

- ・ 1号館1階 アートコモنزの掲示板
- ・ 1号館2階 エレベーター前、廊下の掲示板
- ・ 1号館3階 エレベーター前の掲示板
- ・ 3号館1階 売店前の掲示板
- ・ 3号館2階 201教室前、205教室横の掲示板
- ・ 各科及び各専攻の掲示板（各1カ所、この掲示板を使用するときは、各科・専攻の教員の許可も必要です。）

(7) ボランティア活動

本学での学修を通じて得た、専門知識、技術等を生かして、積極的にボランティア活動に参加し、活動を通じて社会に貢献できる人間となってください。なお、定期的に活動をしている個人又はグループがあれば、事務局に申し出てください。石川県において、推薦による表彰制度があります。また、

金沢市からはボランティア活動証明書を発行しています。

(8) インターンシップ

インターンシップとは、学生が在学中に企業等で自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度です。

この制度は、直接その企業等での就職に結びつくものではありませんが、学生のうちに、現場で就労を体験することは、自己の職業適性や将来設計について考える機会となります。募集があった場合は、事務局横のキャリア支援室で公開していますので、関心のある業種から募集があったときは、参加してみることを勧めます。

(9) KANABI 語学教育センター

本学では、学生の皆さんの外国語によるコミュニケーション能力を向上させることを目的に「KANABI 語学教育センター」を開講しています。言語は英語、フランス語、中国語、ハンデルです。また、日本語も留学生を対象として開講されています。

それぞれの言語、毎週1回、17：30から約90分間、年間30回程度、予定されています。日本語を除いて全学生を対象としております。単位認定のある授業ではありませんので、履修登録や事前予約の必要はありません。複数の言語への参加も可能ですし、参加できる時だけ参加することもできます。

外国語や外国文化に興味のある方、留学を考えている方、ポートフォリオを外国語で作成したい方など、関心のある学生は気軽に参加してください。

開講曜日、場所等の詳細については掲示等でお知らせします。(問い合わせ先：一般教育等 稲垣健志 gogaku_c@kanazawa-bidai.ac.jp)

5 授業料 その他

(1) 授業料

授業料は、下表のとおり前期、後期に分けて徴収します。納入時期に「納入通知書」を郵送しますので、金融機関窓口で払い込みをしてください。

期	間	納付金額	納期限
前期	4月1日から 9月30日まで	267,900円	4月30日までに納入
後期	10月1日から 翌年3月31日まで	267,900円	10月31日までに納入

※ 納入期限内に納入しない場合は、登校停止さらに除籍の対象となるので注意してください。

- ・ 納入期限の末日から2カ月以内に納付しないとき：登校停止
- ・ 登校停止処分を受けた者が、さらに2カ月以内に納付しないとき：除籍

前期、後期又は学年全期間にわたり休学する者は、その期の授業料は徴収しませんが、各期間の中途に、休学、復学、転学、退学、除籍となった者は、その期の授業料は徴収します。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(2) 氏名、住所、保証人、家族状況などの変更届

入学時に届け出た、氏名、住所、保証人（正副）、家族状況などの内容に異動があったときは、直ちに事務局まで申し出てください。

正保証人：父母又はこれに準ずる者

副保証人：正保証人と別世帯の成年者で独立して生計を営む者

住所変更についてはCampus-Xsより届出

(3) 教室、実習室、体育館など校舎の使用

教室などの校舎は、授業時間以外（「正課外」という。）には、原則として使用できません。卒業・修了制作や課題制作、展覧会出品制作などやむを得ない事情で、教室、実習室、体育館などを使用したいときは、必ず前日までに所定の手続きで許可を受けてください。

また、正課内外を問わず、校舎等を一定期間独占的に使用したいときも、必ず事前に許可を受けてください。

※ 申請書の様式、申請先等は、「6 学生の諸手続き」に記載している

す。申請書用紙は、事務局に用意しています。

- ① 正課外使用時間 月曜日～金曜日 午後5時半から午後9時まで
休業日（学則第16条に規定） 午前9時から
午後5時まで

※ 特別な場合で、担当教員の承認を得られるときのみ、これらの時間を
超えて使用することを許可します。

② 許可条件

- ・ 許可時間を厳守すること
- ・ 火災予防のため充分注意をはらうこと
- ※ 制作等に必要な火気の使用は、担当教員の承認が得られる場合のみ許可をします。なお、私物の暖房機器の持ち込み、使用は許可しません。（火気使用中は火元から離れない、火気の側に燃えやすい物を置かない、たこ足配線をしない、など火気の取り扱いには充分注意すること。）
- ・ 盗難等の防止のため充分注意をはらうこと
（退室又は下校する時には、電灯を消し戸締まりをし、必ず警備員に連絡して帰ること。）
- ・ 警備員の指示に従うこと
- ※ 許可の条件を守らない学生や警備員の指示に従わない学生には、許可を取り消し、強制退去を命ずることがあります。また、以後の許可申請に対しては、その点を踏まえて対処します。
- ※ その他、使用していない部屋の明かりは必ず消すなどこまめに節電、節水に心掛けてください。

(4) 同窓生懇談室の使用

同窓生懇談室は、学生の自主的な活動が行えるスペースです。

使用時間は午前9時から午後9時まで、使用にあたっては、必ず前日までに所定の手続きで許可を受けてください。なお、火災予防、美化、節電、節水に努めてください。

(5) 通学方法

① 自動車による通学

本学では、駐車場に余裕がないため、自動車による通学は原則として禁止しています。

ただし、遠距離通学の学生（おおむね5 km以上）や公共交通機関による通学が不便な学生など自動車での通学が必要と認められる学生に対しては、駐車場に余裕のある範囲内で自動車での通学を許可しています。交通ルールを守り十分気をつけて運転してください。

希望する学生は、「駐車場使用許可書（駐車票）交付願」を事務局に提出

して許可を受けてください。駐車票の交付を受けた学生に限り、所定の駐車場を利用できます。(駐車利用場所などは、別に指示します。)

なお、学校行事や積雪の状況などで駐車場の使用を制限することがありますので、事務局の指示に従ってください。

駐車票は、緊急時等における駐車移動の連絡や部外者の取り締まりなどのため発行しています。

駐車時には、必ずフロントガラスの内側に表を向けて掲示しておいてください。掲示のない車は、部外者の車として厳しく取り扱います。

〔注意〕 1、2年次生や住居等に駐車場所が確保されていない学生には許可はしていません。また、駐車票を交付していても指定された場所以外に駐車した場合は、駐車票を没収することもあります。

② 二輪車による通学

交通ルールを守り十分気をつけて通学してください。学内にあっては、通行等の妨げにならないように指定の場所に秩序よく駐輪してください。

(6) 海外旅行の届け出等

学生が、海外へ旅行に出かけるときは、事前に担任教員と日程、目的、欠席する授業等について打ち合わせをし、その承認(確認)を受けたうえで、「海外旅行届」を事務局に提出してください。

(7) 学外者の立入り制限

本学では、学生が勝手に学外者を学内に入れてはならないこととしています。必要があるときは、あらかじめ許可を受けてください。

また、挙動不審な者を見かけたときは、直ちに事務局・警備員室まで連絡してください。(通報先 076-262-3531)

(8) 学内の静粛保持、美化等

校舎内では、授業や会議などの妨げにならないよう常に静粛を保つように努めるとともに、校舎や機材などは大切に使用するよう心掛けてください。

また、教室・クラブ部室等の清掃やゴミの分別処理など学内の美化にも積極的に協力するよう心掛けてください。

① ゴミの分別搬出

学内での飲食等により発生するゴミは、廊下に設置してあるゴミ箱(4分別)に捨ててください。教室や演習室での制作等により発生するゴミは、次の6種類に分別して、各自が責任を持って4号館横駐車場側のゴミステーションに搬出してください。

- ・ 燃やすゴミ
- ・ ペットボトル
- ・ 燃やさないゴミ
- ・ プラスチック類
- ・ あき缶
- ・ ビン類

また、金沢市では、指定のゴミ袋等を使用することが条例で定められています。学内はもとより、家庭、アパート等においても地元町内会の一員として町内会のルールに従って、ゴミの分別搬出をしてください。

なお、学内で使用するゴミ袋は、事務局で支給しています。

② 携帯電話・スマートフォン

授業中や会議中には、必ずマナーモードにセットするか、電源を切ってください。学生生活の時からマナーは、しっかりと身につけてください。

(9) 学内における飲酒をともなう集会、喫煙

① 飲酒

敷地内での飲酒は原則として禁止です。ただし、以下の条件を付して許可することがありますが、順守できない場合には、その場で許可を取り消します。

【許可条件】

- ・ 集会の開催について、担当教員の許可を得ること。
- ・ 開催中は教員が同席すること。
- ・ 当該集会の代表者は、事務局に「様式B-2」及び「様式D」により、1週間前までに申請し、許可を得ること。
- ・ 終了後は速やかに清掃を行い、許可時間内に現状復帰をすること。なお、教員は最後まで立ち会うこと。

② 喫煙

敷地内は全て禁煙です。

(10) 後援会（成美会）

本学には、大学の事業を後援し、併せて大学と家庭との連絡協調を図ることを目的とした後援会組織（成美会）があり、学生の研究活動や厚生事業等に対して協力や援助を行っています。

クラブ活動費や学生展開催費、就職活動支援金、英語能力試験受験料助成金等の各補助申請の手続きをはじめ、援助については事務局が窓口となっています。

6 学生の諸手続き

(許可を受けなければならない事項)

事 項	手 続	所管課	備 考
休 学	休学願により、願書を提出 正保証人、担任教員の同意、承認が必要 疾病による場合は医師の診断書を添付	事務局	学則26
退 学	退学願により、願書を提出 正保証人、担任教員の同意、承認が必要	事務局	学則29
復 学	様式Aにより、願書を提出 正保証人、担任教員の同意、承認が必要 期間満了の場合は、届出書(復学届)を提出	事務局	学則28
追 試 験	所定の様式により、願書を提出 科目担当教員の承認が必要	事務局	履修等に関する 規程10
学 外 展 覧 会 開 催	所定の様式により、願書を提出 担任教員の許可が必要	事務局	
学外者学内立ち入り許可	様式Bにより、願書を提出	事務局	
正課外校舎等使用許可 ・授業時間外(正課外)に 教室等を使用するとき	様式Dにより、願書を提出 担当教員の許可が必要		
専攻の実習室・教室	各室の担当教員(担任教員)の 許可が必要	事務局	
体育館・グラウンド等	担当教員(事務局が指示)の許 可が必要		
一般教室(共用)等	担当教員(事務局が指示)の許 可が必要		
校舎等一時使用許可 ・授業時間内外を問わず、 一定期間校舎等を独占 的に使用するとき	Campus-Xsから予約のうえ、 様式Eにより、願書を提出 担任教員の許可が必要	事務局	
備 品 等 借 用 許 可	Campus-Xsに掲載の予約表を 確認のうえフォームから申請	事務局	
共 通 工 房	Campus-Xsのリンク集から 共通工房WEBサイトを参照	各共通 工房	
ポスター等掲示許可	掲示物紙面等に直接許可印押印	事務局	
駐 車 票 交 付 願	所定の様式により、願書を提出	事務局	

(届け出なければならない事項)

事 項	手 続	所管課	備 考
復学 (期間満了の場合)	復学願により届け出 担任教員への報告が必要	事務局	学則28
忌 引	忌引届により届け出 担任教員への報告が必要	事務局	
学校感染症による出席停止	感染症罹患届により届け出	事務局	罹患判明時は電 話連絡。後日提出。
海 外 旅 行	海外旅行届により届け出 担任教員への報告が必要	事務局	
住 所 変 更	Campus-Xsから届け出	事務局	
身 上 異 動	様式Cにより届け出(保証人の異動等)	事務局	
課 外 活 動	大会、遠征、合宿参加	事務局	
遺失物拾得物	特に、学生証を紛失したときは 直ちに届け出ること	事務局	併せて、学生証 再交付を申請す る必要がある

(その他の申請事項等 (諸証明発行、奨学金出願等))

事 項	手 続	所管課	備 考
授業料の減免等	所定の様式により申請	事務局	授業料等徴収に 関する規程 授業料等の減免 等に関する要綱
奨学金の出願	所定の様式により出願	事務局	募集の都度揭示
医療費補償等	所定の様式により申請	事務局	学生教育研究災害傷害保険 学研災付帯賠償責任保険
各種証明書	所定の交付申請書により申請 ・学生証 (再交付) ・通学証明 ・旅客運賃割引証 ・在学証明 ・卒業・修了 (見込) 証明 ・成績単位取得証明 ・教育職員免許状取得見込証明 等	事務局	詳細は63ページ 参照

様式 A 休学願・退学願

様式A

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

本人氏名 (自署)
(学籍番号))
科 専攻 年次生

正保証人)
担当教員)

願

下記のとおり したいので、許可願います。

記

1. 理由

2. 期間(期日) 年 月 日 ()
年 月 日 ()

※ 本人氏名欄、正保証人欄、担当教員欄は、署名又は記名押印

様式 B

様式B

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

本人氏名 (自署)
(学籍番号))
科 専攻 年次生

担当教員 (自署)

願

下記のとおり したいので、許可願います。

記

1. 日時 年 月 日 ()
時 ~ 時

2. 場所

3. 目的

4. 参加者

5. その他

※ 欄内中は、本書の写しを見せたい場所に掲示すること。
許可日: 年 月 日 ()

事務局長	事務局長	係長	担当

(印本→事務局長、写し→学生)

許可印
(事務局長押印)

様式 C 復学届・海外旅行届・住所等調査票

様式C

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

本人氏名 (自署)
(学籍番号))
科 専攻 年次生

担当教員 (自署)

届

下記のとおり したいので、届け出いたします。

記

1. 理由

2. その他

様式 D

様式D

年 月 日

(あて先) 金沢美術工芸大学 学長

使用(責任)者 専攻 年次生

氏名)
姓 名)
姓 名)
担当教員 (自署)

校舎正課外使用許可願

課題の制約等のため、下記のとおり使用したいので、許可願います。

日 付	使用時間	使用場所(教室名)	火気使用
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない
月 日 ()	午前・午後 時 分~午後・午後 時 分		する・しない

預用時間を超えて使用する場合は、担当教員承認(自署) 火気を使用する場合は、担当教員承認(自署)

※ 許可期間(自署) 期間、使用場所(自署)と本頁の行を指定する場合は、平日毎授業時間(自署) 学校休校日(自署)
 ※ 担当教員承認(自署)を必要とする。許可時間中(自署)の時刻に個人使用を認めない、職員管理に十分注意し、使用(自署)と
 ※ 火気使用を許可しないこと。
 ※ 中央地区で使用する場合は、「喫煙・学生・氏名」を必須とし、印刷(自署)を捺印すること。

使用に当たっては、下記の注意事項を厳守すること。守られない場合は、許可を取り消す。

許可印
(事務局長押印)

1 使用中は本室を重要と見なす場所に留意すること。
 2 許可時間を超えて使用しないこと。
 3 火気の使用、盗難の防止に十分注意すること。
 4 火気の使用は、担当教員の承認のある場合に限り許可する。
 5 遊憩時には服装に戸締りをし、警備員に必ず連絡すること。
 6 警備員の指示に従うこと。

事務局長	係長	担当

(印本→事務局長、写し→学生)

様 式 E

様式F

(かて東) 奈良美術工芸大学 学長

年 月 日

使用(責任)者 専攻 年次生

氏 名(白黒)

課 務 先

担任教員(白黒)

校舎等使用許可願

下記のとおり使用したいので、許可願います。

場 所	
期 間	年 月 日() 午前・午後 時 分 から 年 月 日() 午前・午後 時 分 まで
目 的	
特記事項	

借用に当たっては、下記の注意事項を厳守すること。守られない場合は、許可を 取り消す 1 借用中法衣室を鍵閉するが、鍵必ず公開前に開錠すること。 2 定められた場所以外では喫煙しないこと。 3 火気の取り扱いは十分注意すること。 4 喫煙はしないこと。 5 通行者や他の利用者の妨げとならないよう、十分配慮すること。 6 使用後、清掃すること。 7 使用後、原状に復し事務員または警備員に届け出ること。 8 施設その抽替物を確認したときは、ただちに事務員または警備員に届け出る こと。 9 その他本学管理上の指示に従うこと。	許 可 印 (事務局押印)
---	------------------

年 月 日		
事務局長	役	担 当

(印本→事務局、印上→学長)

7 無線LANの利用

個人所有のパソコンに無線LAN（Wi-Fi）ネットワーク接続をしたい場合は、Campus-Xsのリンク集から「無線LANネットワーク機器接続申請」に入力のうえ、事務局に申し出てください。学生の接続許可は1人1台とします。携帯電話、スマートフォンへの許可はできません。

V 図書館利用案内

附属図書館ホームページ https://www-uf01.ufinity.jp/kanazawa_bidai/

1 開館時間

	月～金曜日	土曜日
授業期	8：45～19：00	9：00～15：00
休業期	9：00～17：00	休館

※ 現在、上記開館時間を一部変更しています。最新の情報は図書館ホームページ等で確認してください。

2 休館日

日曜日、祝日、本学所定の休日（開学記念日等）、年末年始、蔵書整理期間（夏季、春季）、学内立入禁止期間、その他当館が指定した日

※ 臨時休館や開館時間の変更を行う場合は、館内掲示や図書館ホームページでお知らせします。

3 利用案内

(1) 貸出

学生証（教職員は図書館カード）と貸出希望資料をカウンターにお持ちください。

※ 禁帯出図書、新着雑誌、その他当館で指定した資料は貸出できません。

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部生	5冊	14日
大学院生(修士課程)	15冊	21日
大学院生(博士後期課程)	30冊	当該年度の3月31日まで

科目等履修生・研究生	5冊	14日
教員(常勤)	無制限	無制限
教員(非常勤)・助手	15冊	60日
職員	5冊	14日

(2) **返却**

借りた資料は必ず返却期限日までにカウンターへ返却してください。

※ 返却が遅れた場合は延滞した日数分だけ貸出ができなくなります。

※ 資料を紛失、汚損、破損した場合は同一本または類似本で弁償していただくことがあります。

(3) **延長**

貸出期間は、1回に限り延長することができます。学部生・大学院生（修士課程）の方を対象として、貸出期間と同じ日数だけ延長されます。

※ 予約者がいる場合や貸出停止期間中は延長できません。

(4) **予約**

利用したい資料が貸出中の場合は予約することができます。

(5) **購入リクエスト**

図書館が所蔵していない図書については、購入リクエストを行うことができます。

(6) **複写（コピー）**

図書館で所蔵している資料は、著作権法で定められた範囲内で複写（コピー）することができます。図書館備え付けの申込書に記入のうえ、カウンターに申し出てください。

※ 複写料金は自己負担となります。

(7) **レファレンスサービス**

図書館スタッフは、みなさんの調査・研究のお手伝いをします。探している資料が見つからないときや探し方がわからないときなどは、カウンターへお気軽にご相談ください。

4 文献複写・現物貸借

(1) **文献複写**

本学に所蔵していない資料は、他大学・他機関の図書館から論文等のコピーを取り寄せることができます。

※ 著作権法で定められた範囲内で複写（コピー）することができます。

※ コピー料金と送料等の実費は申込者の負担となります。

(2) 現物貸借

本学に所蔵していない資料は、他大学・他機関の図書館から資料そのものを取り寄せて利用することができます。

※ 取り寄せた資料の利用は図書館内での閲覧のみで、貸出はできません。

※ 依頼先によって利用条件が異なります。(利用可能期間、コピーの可否など)

※ 取り寄せにかかる往復送料は申込者の負担となります。

5 学術リポジトリ

本学では、公立大学法人としての説明責任を果たし、社会貢献に寄与するため、研究成果をWeb上で公開しています。

学術リポジトリサイト「かな美庫」 <https://kanazawa-bidai.repo.nii.ac.jp/>

6 利用上の注意

- ・入館の際は必ず学生証を持参してください。
- ・館内ではふた付きペットボトル、水筒入り飲料以外の飲食を禁止しています。
- ・携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。通話はできません。
- ・貴重品の管理は各自の責任で行ってください。席を離れるときは十分にご注意ください。
- ・館内、および図書館資料の撮影(写真・動画)は禁止です。
作品制作、授業での課題、調査研究などで撮影を希望する場合は、1Fカウンターで申請の手続きをしてください。

VI 共通工房及びコンピュータールーム利用案内

共通工房は、学生の自由な制作活動の可能性を広げるべく、誰もが公平で自由に利用できるスペースとして開設されました。それぞれの工房には専門的な知識と技術を持った技術専門員が常駐しており、適切な制作援助を受けられることで、専門領域を横断した幅広い制作活動を行うことが出来ます。

また共通工房は特定の専攻に依拠しない共有スペースとなっており、様々な発想を阻害しない自由な制作環境を提供するものです。

共通工房4つのエリア

共通工房は、その機能毎に、工芸・彫刻デザイン・絵画・メディアの4つのエリアに分かれて構成されています。

各エリアは以下のような特徴を備えています。

工芸エリア

工芸エリアは、鋳金、彫鍛金、陶磁、染織、漆木工の素材ごとに5つの工房が設置され、素材の特性に応じた専門性の高い作業を行うことができるエリアです。

彫刻デザインエリア

彫刻デザインエリアは、石材、金属、木材、プラスチック、石膏などの素材の加工や造形に必要な機材や道具が備わっており、さまざまな素材を用いた立体物の制作をすることができるエリアです。

絵画エリア

絵画エリアは、フレスコ画、デッサン、シルクスクリーン、銅版画などの制作をはじめとする、平面におけるさまざまな支持体に応じたミクストメディアの制作、研究を行うことができるエリアです。

メディアエリア

メディアエリアは、コンピュータールーム、出力センター、録音スタジオ、映像スタジオ、アニメーションスタジオ、カラー調整スタジオ、撮影スタジオ（大・中・小）、フィルムラボ、シアターが設置され、デジタルコンテンツ制作をはじめとするさまざまな特性に応じた専門性の高い作業を行うことができるエリア

です。

技術専門員

共通工房の各工房には専門的な知識と技術を持った技術専門員が配属されています。工房を利用するにあたり、不明な点は各工房を担当する技術専門員に相談をしてください。

1 共通工房 各工房

場所：4号館及び6号館

開放時間：平日 9：00～16：30

ただし、授業や学内行事のために使用できないことがあります。

開放予定日は各共通工房で確認してください。

(利用方法)

利用方法は各工房で異なります。各工房の指示に従って利用してください。

詳細は、共通工房利用マニュアルを参照してください。



<https://sites.google.com/kanabi-portal.jp/kanabi-studio/>

2 共通工房 コンピュータールーム

本学では、コンピューターを使った作品制作、メール、インターネット閲覧等のため、コンピュータールームを共通工房として学生に開放しています。

コンピュータールームには、iMacのパソコンを配置しています。

場 所：6号館1F 6103/6104

開放時間：平日 9：00～17：00

ただし、授業や学内行事のために使用できないことがあります。開放予定日は共通工房HPに掲示しておきますので、確認してください。

(利用方法)

コンピュータールーム入口で使用簿に記入し、パソコンの電源を入れて作業をしてください。作業後は、システム終了（シャットダウン）をしてください。

(主な機器)

- ・パソコン (iMac) 64台、カラーレーザープリンター4台
- ・A3スキャナー1台、A4スキャナー6台、A4フォトスキャナー1台
- ・液晶ペンタブレット20台

(主なソフト)

- ・Creative Cloud ・Office 365 ・Fusion360 他

*詳しくは、技術専門員にお尋ねください。

(注意事項)

- ・土足厳禁です。脱いだ靴は下駄箱へ入れてください。
- ・常設iMacは、再起動・システム終了すると起動時の状態に戻ります。データは保存されません。USBメモリなどをご持参ください。
- ・室内は飲食禁止ですが水筒やペットボトルなど蓋のあるものは許可します。他人の迷惑になることは慎むこと。
- ・勝手にソフトをインストールすることや環境の設定を変更しないこと。
- ・その他、不明な点は技術専門員に確認のうえ、指示に従うこと。

Ⅶ 諸 規 程

1 金沢美術工芸大学学則

〔平成22年4月1日〕
規 程 第 1 号

目 次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 構成（第2条－第6条）
- 第3節 職員組織等（第7条・第8条）
- 第4節 教授会（第9条）
- 第5節 組織及び運営細目（第10条）

第2章 学部

- 第1節 収容定員、修業年限及び在学期間（第11条－第13条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第14条－第16条）
- 第3節 入学、転学、休学及び退学（第17条－第30条）
- 第4節 教育課程、履修方法等（第31条－第41条）
- 第5節 卒業及び学位（第42条・第43条）
- 第6節 厚生補導（第44条・第45条）
- 第7節 賞罰（第46条・第47条）
- 第8節 入学考査料、入学金及び授業料（第48条）
- 第9節 科目等履修生、特別聴講学生、
委託生及び外国人留学生（第49条－第53条）
- 第10節 公開講座（第54条）

附 則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）は、広い教養を授け人格の完成に資するとともに、深く専門芸術の理論、技術及びその応用を教授研究し、美術工芸の分野における文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第2節 構 成

(学部、学科及び専攻)

第2条 本学に、美術工芸学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に、次の学科及び専攻を置く。

学 科	専 攻
美 術 科	日本画 油画 彫刻 芸術学
デザイン科	ホリスティックデザイン インダストリアルデザイン
工 芸 科	

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

(研究施設)

第5条 本学に、美術工芸研究所を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織等

(職 員)

第7条 本学に、学長を置く。

2 本学（大学院を除く。第4項において同じ。）に、次に掲げる職員を置く。

- (1)教 授 (2)准 教 授 (3)講 師 (4)助 教
(5)助 手 (6)事務職員 (7)技術職員

3 附属図書館に館長を、美術工芸研究所に所長を、事務局に長を置く。

- 4 附属図書館長及び美術工芸研究所長はそれぞれ本学の教授を、事務局長は事務職員をもって充てる。
- 5 職員の定数及びその職務は、別に定める。
(名誉教授)

- 第8条** 本学は、学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与する。
- 2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

- 第9条** 本学（大学院を除く。次項において同じ。）に、教授会を置く。
- 2 教授会は、本学の教授をもって組織する。
 - 3 教授会は、必要があると認めるときは、教授会の組織に准教授その他の職員を加えることができる。
 - 4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5節 組織及び運営細目

(組織及び運営細目)

- 第10条** この章に定める組織及び運営の細目は、別に定める。

第2章 学 部

第1節 収容定員、修業年限及び在学期間

(収容定員)

第11条 収容定員は、次のとおりとする。

学 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
美 術 科	日 本 画	15人	60人
	油 画	25人	100人
	彫 刻	15人	60人
	芸 術 学	10人	40人
	計	65人	260人
デ ザ イ ン 科	ホリスティックデザイン	40人	160人
	インダストリアルデザイン	20人	80人
	計	60人	240人
工 芸 科		30人	120人
合 計		155人	620人

(修業年限)

第12条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第13条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (3) 開学記念日 11月7日
 - (4) 春季、夏季及び冬季休業日
- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、教授会の議を経て前項に定める休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3節 入学、転学、休学及び退学

第17条 削除

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

（入学の資格）

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了したもの
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) その他相当の年齢に達し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学者の選考は、学力及び実技の試験等により行う。

2 前項の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(転入学及び編入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に転入学又は編入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

(1) 他の大学に在学し、又は卒業した者

(2) 本学を卒業した者で、履修した学科又は専攻部門以外の学科又は専攻部門に入学を志望する者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 高等学校の専攻科の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定による旧制の高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等を卒業又は修了した者

2 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志望する者は、現に在学する大学の学長又は学部長の転入学承認書を添えて願い出なければならない。

(再入学)

第23条 本学を退学した者で、再入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

(転学)

第24条 本学の学生で、他の大学に転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(入学の許可)

第25条 学長は、入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、身元保証書、住民票の写し、その他所定の書類を提出した者については、入学を許可する。ただし、入学金の減免を申請した者については、入学金の未納にかかわらず、入学を許可する。

2 入学を許可された者は別に定めるところにより宣誓書を提出しなければならない。

3 宣誓書及び身元保証書の提出を拒む者に対しては、入学の許可を取り消す。

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由により2月以上修学できない者は、学長の許可を受けて、休学することができる。この場合において、疾病のため休学しようとする者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を超えない範囲内の休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、引き続いて2年を超えることができないものとし、通算して4年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第28条 休学期間が満了した者で復学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

2 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(願による退学)

第29条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、その学籍を除く。

(1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(2) 在学期間が6年を超える者、又は別に定めるところにより成業の見込みがないと認められる者

(3) 第27条第1項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(4) 授業料の納付を怠り、催告を受けても、なおこれを納付しない者

第4節 教育課程、履修方法等

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目及び単位数)

第31条の2 授業科目は、一般教育科目、専門教育科目、教職に関する科目及び博物館に関する科目に分ける。

- 2 一般教育科目は、教養科目、外国語科目及び保健体育科目に分ける。
- 3 専門教育科目は、基礎科目及び専攻科目に分ける。
- 4 前各項の授業科目及びその単位数は、金沢美術工芸大学履修等に関する規程（平成22年規程第37号。以下「履修規程」という。）に定めるとおりとする。
（教員免許）

第32条 教員の免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、前条第1項に規定する授業科目のうちから必要とする科目を履修しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

学科及び専攻		免許状の種類	免許教科
美術科	日本画 油画 彫刻 芸術学	中学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	美術
デザイン科	ホリスティックデザイン インダストリアルデザイン	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
工芸科		中学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	工芸

（学芸員資格）

第33条 学芸員の資格を取得しようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）の定めるところにより博物館に関する科目を履修しなければならない。

（単位の計算方法）

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、その教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める科目については、20時間又は15時間の授業をもって1単位とすることができる。

- (3) 実習は、40時間の授業をもって1単位とする。
 (4) 卒業制作及び卒業論文は、これらに必要な学修を考慮して定める単位数とする。

(履修単位)

第35条 学生は、次の表に掲げる科目の区分に応じ、履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、それぞれ次の表に定める単位数以上の単位を修得しなければならない。

学 科	科 目 専 攻	一 般 教 育 科 目			専 門 教 育 科 目		計
		教 養 科 目	外 国 語 科 目	保 健 体 育 科 目	基 礎 科 目	専 攻 科 目	
美 術 科	日 本 画	20	8	2	29	65	124
	油 画	20	8	2	29	65	124
	彫 刻	20	8	2	29	65	124
	芸 術 学	20	8	2	38	56	124
デ ザ イ ン 科	ホリスティックデザイン	20	8	2	18	76	124
	インダストリアルデザイン	20	8	2	18	76	124
工 芸 科		20	8	2	20	74	124

- 2 学生は、所属する学科又は専攻以外の学科又は専攻で開設されている授業科目を履修することができる。この場合において、前項に規定する修得しなければならない単位に含めることができる授業科目は、履修規程に定めるところとする。
- 3 第32条に規定する教員の免許状を取得しようとする学生は、第1項に定める単位数のほかに、履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 4 第33条に規定する学芸員の資格を取得しようとする学生は、第1項に定める単位数のほかに、履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、31単位以上を修得しなければならない。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第35条の2 前条第1項の規定により修得すべき単位数のうち、第31条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を修得した学生においては、第31条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは60単位

を超えることができる。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

2 授業科目の単位は、授業の細目又は学年に応じて、分割認定をすることができる。

(既修得単位の認定)

第37条 大学を卒業し、又は退学して新たに本学に入学した学生の既に履修した授業科目に係る修得した単位については、教育上有益と認めるときは、本学において履修したものとして認定することができる。この場合において、単位の認定は、合計30単位を超えない範囲内で、教授会の議を経て、学長が行うものとする。

(単位互換による単位の認定)

第38条 他の大学等における授業科目の履修に係る単位の修得について定めた他の大学等との間の協定（以下「単位互換協定」という。）に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目に係る修得した単位については、別に定める単位数を限度として本学において修得したものとみなす。

(成績)

第39条 授業科目の履修成績は、S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）及びE（放棄）の評語で表し、C（可）以上を合格とする。

(1年間の授業期間)

第40条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(その他の教育課程及び履修方法等)

第41条 この節に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関する規程は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第42条 4年以上在学し、第35条第1項に定める単位を取得した者については、学長は、教授会の議を経て卒業を認める。

2 学長は卒業を認めた者に、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学士の学位の授与に関する事項については、別に定める。

第6節 厚生補導

(厚生補導)

第44条 本学は、学生の厚生補導に関し、助言指導を行う。

2 学生の厚生補導に関する規程は、別に定める。

(保健)

第45条 本学は、毎年定期的に学生の健康診断を行う。

2 学生の保健に関する規程は、別に定める。

第7節 賞 罰

(表彰)

第46条 学長は、学生として表彰に値する行為のあった者があるときは、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった学生に対して学長は、教授会の議を経て懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為のあった者

第8節 入学考査料、入学金及び授業料

(入学考査料、入学金及び授業料)

第48条 入学考査料、入学金及び授業料については、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成22年規程第56号）の定めるところによる。

第9節 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において1科目又は数科目を選んで履修することを願い出るものがあるときは、当該学科の教育に妨げのない限り選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、第36条の規定に基づき単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第50条 単位互換協定に基づき、本学において1科目または数科目を選んで履修することを願い出る者があるときは、当該学科の教育に妨げのない限り、選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生には、第35条の規定に基づき単位を与えることができる。

(委託生)

第51条 公の機関又は団体等が1年以上を在学期間として、その所属員の教育の委託を願い出たときは、当該学科の教育に妨げのない限り、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ入学を許可することがある。

(科目等履修生等に関する規程)

第53条 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第10節 公開講座

(公開講座)

第54条 社会の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する事項は、その都度定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に係る収容定員、授業科目及びその単位数並びに履修単位等については、第11条、第35条第1項及び別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に係る収容定員、授業科目及びその単位数並びに履修単位等については、第11条、第35条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修成績については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第35条の規定にかかわらず、令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る履修単位数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る専攻、収容定員、授業科目および履修単位については、第2条、第11条、第32条及び第35条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 金沢美術工芸大学履修等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成22年規程第1号。以下「学則」という。）第41条の規定により、教育課程、履修方法、成績考査、進級及び卒業の取り扱いに関する事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 本学が開設する授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 一般教育科目（教養科目、外国語、保健体育）
- (2) 専門教育科目（基礎科目、専攻科目）
- (3) 教職に関する科目
- (4) 博物館に関する科目

(授業科目及び単位配当)

第3条 前条の規定に基づく授業科目及び単位の各年次の配当は、別表第1から別表第6までのとおりとする。ただし、都合により臨時にその一部を変更することがある。

(修得すべき単位数)

第4条 学生は、別表第1から別表第4までに規定する単位を、学科、専攻等に
応じて修得しなければならない。

2 教員の免許状を取得しようとする学生は、前項の規定による単位のうち日本
国憲法及び体育実技を含めて修得するとともに、別表第5に規定する単位を修
得しなければならない。

3 学芸員となる資格を取得しようとする学生は、第1項に規定する単位ととも
に、別表第6に規定する単位を修得しなければならない。

4 学生は、前3項に規定する単位以外に、当該学科、専攻において開講されてい
る授業科目以外の授業科目の単位を希望に応じて履修の申請をする事ができる。

(時間割)

第5条 授業時間割は、毎学期の始めに所定の場所に掲示する。

(履修科目の届出)

第6条 学生は、毎年度の始めに、定められた期日までにその年度に履修する選
択科目と自由科目を届出なければならない。この場合において、届出期限後の
履修科目の変更は別に定めるもの以外は認めないものとする。

(履修登録単位数の上限)

第6条の2 学生が1年間に履修登録できる単位数は、50単位未満とする。ただし、教職に関する科目及び博物館に関する科目（選択履修科目は除く。）の単位数は、これに含めないものとする。

（研修旅行及び学外実習）

第7条 学生は、授業科目の一部として大学、学科、専攻等において立案実施される研修旅行、学外実習、その他行事には必ず参加しなければならない。

（成績の考査）

第8条 成績の考査は、試験、課題審査、学習報告及び平素の学習状況により行うものとする。

2 成績考査の評価は、S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）又はD（不可）の評語で示し、S（秀）、A（優）、B（良）及びC（可）を合格とし、D（不可）を不合格とする。

3 再履修においての評価が以前の評価の上位である場合は、上位の評価に改めるものとする。

4 成績考査の評価の発表は、次の学期の始めに本人の請求に応じて知らせる。

（単位の認定）

第9条 合格科目については、その科目の修了を認め単位を認定する。

2 必修並びに選択科目以外に履修した科目は、自由科目として認定する。

3 次の各号の一に該当する場合は、認定されない。

（1）成績考査の結果が不合格の科目

（2）欠席時数がそれぞれ行われた授業時数の3分の1を超える科目

（3）試験で不正行為のあった科目

4 一度履修した科目（授業科目が細分化されている場合は、当該細分化された授業科目をいう。）と同一の科目を再履修しても修得単位数は単一回分しか認定しない。

5 類似科目について、科目名を読み替えて単位を認定する必要がある場合は、教授会の議を経なければならない。

（試験）

第10条 試験は、毎学期末までに行う。

2 疾病その他やむを得ない事由のため試験を受けられなかった場合は、すみやかに届出て追試験を受けることができる。追試験は、原則として試験後1週間以内に行うものとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

（1）授業時数の3分の1を超えて欠席した科目

(2) 授業料を完納していないとき

- 4 学生は、監督教員の指示に従い受験しなければならない。指示に従わない場合は、退場を命ずることがある。
- 5 学生は、学生証を必ず携帯し、監督教員の請求があればいつでも提示しなければならない。

(進級の認定)

第11条 進級の認定は、学年末の休業以前に行う。

- 2 所定の単位を修得した学生については、進級を認定する。

(卒業の認定)

第12条 卒業の認定は、学年末の休業以前に行う。

- 2 第4年次の定められた期日までに、所定科目の全単位を修得した者については、卒業を認定する。
- 3 修得すべき単位を1単位以上欠いた者については、卒業を認定しない。

(留年)

第13条 次の各号の一に該当するものは、原級に留まらなければならない。

- (1) その年次において修得すべき単位のうち、未修得単位数が10単位を超える者。この場合において、以前の学年において未修得の単位はこれに加算しないものとする。
- (2) 専攻科目の実習又は演習の科目で、別表第7に掲げる授業科目のうち定められた履修年次に履修すべき授業科目の一以上の単位が認定されなかった者
- (3) 卒業が認定されない者
- (4) 休学により前各号の一に該当した者

(同一学年での留年)

第14条 同一学年に2年間留まってなお進級又は卒業できない場合には、学則第30条第2号の規定により除籍される。ただし、留学又は疾病を理由とする休学による留年は、3年までとする。

- 2 授業日数の全部を休学した年度については、前項の留年に数えないものとする。

(教育実習)

第15条 教育実習は、別に定める科目を修得した者に限り、受講できるものとする。

(授業日程等の連絡)

第16条 集中講義、休講及び補講等の教務関係の連絡については、すべて所定の場所に掲示する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、改正前の金沢美術工芸大学学則（以下「旧規程」という。）別表第4に規定する授業科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の金沢美術工芸大学履修等に関する規程（以下「新規程」という。）別表第6に規定する授業科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。
- 3 平成24年3月31日に在学している者で、卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。
- 4 平成24年3月31日に在学している者で、卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得したものとみなす。

新科目	単位数	旧科目	単位数
博物館教育論	2	教育の本質と目的	2
博物館情報・メディア論	2	視聴覚教育メディア論	2
博物館実習Ⅰ	2	博物館実習Ⅰ	1
博物館実習Ⅱ	1	博物館実習Ⅱ	2
博物館概論	2	博物館学	6
博物館経営論	2	視聴覚教育メディア論	2
博物館資料論	2		
博物館情報・メディア論	2		

- 5 この規程の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該授業科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧科目	単位数	新科目	単位数
博物館実習Ⅰ	1	博物館実習Ⅰ	2
博物館実習Ⅱ	2	博物館実習Ⅱ	1
博物館学	6	博物館概論	2
		博物館経営論	2
		博物館資料論	2
博物館学	6	博物館概論	2
視聴覚教育メディア論	2	博物館経営論	2
		博物館資料論	2
		博物館情報・メディア論	2

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修成績については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学している者で、卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得したものとみなす。

新科目	単位数	旧科目	単位数
教育方法論・特別活動の指導法	2	教育方法論	2
道德教育の指導法	2	道德教育研究	2
教育相談の基礎と方法	2	教育相談研究	2
生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導論	2

- 3 この規程の施行の前日に、次の表中旧科目の欄に掲げる授業科目を修得した者が、新たに教員の免許状を取得しようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該授業科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧科目	単位数	新科目	単位数
教育方法論	2	教育方法論・特別活動の指導法	2
道德教育研究	2	道德教育の指導法	2
教育相談研究	2	教育相談の基礎と方法	2
生徒指導論	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、なお従前の例による。

別表第1～第7 省略 (P33～42、50、55、59参照)

「履修等に関する規程(第9条第3項(2)号)の関連運用について」

休学者が留年した後、復学した場合の単位認定については、留年学年における休学前の学修を評価に算入できるものとする。

(平成5年10月教務委員会の申合せ事項)

「履修等に関する規程(第14条第1項ただし書)の関連運用について」

留学については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 外国での勉学を理由とする休学願に対し、直ちに留学の概念を適用しない。
2. 休学期間の2分の1以上の期間にわたって教育施設で勉学をしたことを証明する書類又はその写しが提出された場合に留学とする。ただし、勉学期間は少なくとも4か月以上を要するものとする。従って、展覧会・美術施設等の見学及び短期間の研修・講習会参加は留学としない。
3. 教育施設とは、美術関係並びに学術的教育施設又は組織(語学学校・講座を含む)とし、その妥当性に疑義がある場合は教務委員会で判定する。

(平成7年3月教務委員会の申合せ事項)

3 金沢美術工芸大学大学院学則

目 次

第1章	総 則
第1節	目的（第1条）
第2節	構成（第2条・第3条）
第3節	職員組織等（第4条・第5条）
第4節	研究科委員会（第6条）
第2章	研 究 科
第1節	標準修業年限及び在学期間（第7条・第8条）
第2節	入学、転学、休学、復学、退学及び除籍（第9条－第22条）
第3節	教育課程、履修方法等（第23条－第30条）
第4節	課程の修了及び学位の授与（第31条－第33条）
第5節	特別科目等履修生及び研究生（第34条・第35条）
第6節	授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料（第36条）
第3章	雑 則（第37条）
附 則	

第1章 総 則

第1節 目 的

（目 的）

第1条 金沢美術工芸大学大学院（以下「大学院」という。）は、地域の美術工芸の伝統を踏まえ、美術、工芸、デザインにわたり、造形芸術に関する高度な理論、技術及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造、進展に寄与することを目的とする。

第2節 構 成

（大学院の課程）

第2条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程（前項に規定する前期2年の課程をいう。以下同じ。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、芸術の各分野における創造、表現若しくは研究

能力又は芸術に関する職業等に必要な高度な能力を養うことを目的とする。

- 4 博士後期課程（第2項に規定する後期3年の課程をいう。以下同じ。）は、芸術に関する高度な創造及び表現の技術と理論を研究教授し、地域の美術工芸の深奥を究め、これを総合的に発展創造させ、自立して創作及び研究活動を行うために必要な高度の能力を備えた美術家及び研究者を養成することを目的とする。

（研究科、専攻、入学定員及び収容定員）

第3条 大学院に、美術工芸研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

修 士 課 程				博 士 後 期 課 程		
専 攻	入学定員	収容定員	専 攻	入学定員	収容定員	
絵 画	14人	28人	美 術 工 芸	7人	21人	
彫 刻	4人	8人				
芸 術 学	4人	8人				
工 芸	13人	26人				
デ ザ イン	6人	12人				
合 計	41人	82人				

第3節 職員組織等

（職 員）

第4条 大学院に、次に掲げる職員を置く。

- (1)教 授 (2)准 教 授 (3)講 師 (4)助 教
(5)助 手 (6)事務職員 (7)技術職員 (8)その他必要な職員

- 2 職員の定数及びその職務については、別に定める。

（研究科長）

第5条 研究科に、研究科長を置き、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の学長をもって充てる。

第4節 研究科委員会

(研究科委員会)

第6条 研究科に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学長並びに研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師で構成する。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 委員会の運営に関する事項については、別に定める。

第2章 研究科

第1節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第7条 標準修業年限は、修士課程にあつては2年と、博士後期課程にあつては3年とする。

(在学期間)

第8条 学生は、修士課程にあつては3年を、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することができない。

第2節 入学、転学、休学、復学、退学及び除籍

第9条 削除

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第11条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学の出願)

第12条 大学院への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学者の選考は、別に定める選抜試験により行う。

2 前項の選考による合格者の決定は、委員会の議を経て、学長が行う。

(転入学及び編入学)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者で、大学院に転入学又は編入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の大学院に在学し、又は他の大学の大学院を修了した者
- (2) 大学院を修了した者で、履修した専攻部門以外の専攻部門に入学を志望するもの

(再入学)

第15条 再入学を志望する者があるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

(転学)

第16条 大学院の学生で、他の大学の大学院に転学しようとするものは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は、入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、身元保証書、住民票の写し、その他所定の書類を提出した者については、入学を許可する。ただし、入学金の減免を申請した者については、入学金の未納にかかわらず、入学を許可する。

2 入学を許可された者は別に定めるところにより宣誓書を提出しなければならない。

3 宣誓書及び身元保証書の提出を拒む者に対しては、入学の許可を取り消す。
(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない理由により2月以上修学できない者は、学長の許可を受け、休学することができる。この場合において、疾病のため休学しようとする者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第19条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、それぞれ1年を超えない範囲内で休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第20条 休学期間が満了した者で復学しようとするものは、学長に届け出なければならない。

2 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、その学籍を除く。

(1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(2) 第8条に規定する在学期間を超える者又は成業の見込みがないと認められる者

(3) 第19条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(4) 授業料の納付を怠り、催告を受けても、なおこれを納付しない者

第3節 教育課程、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科の各専攻における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位数)

第24条 学生は、別表に定める授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上を、博士後期課程にあつては13単位以上を修得しなければならない。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第25条 大学院は、教育上有益であると認めるときは、学生が他の大学の大学院等で授業科目を履修し、又は研修を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、別に定めるところにより大学院における授業科目の履修により修得した単位数とみなすことができる。

(学部の授業科目の履修)

第25条の2 学生は、指導教員が教育上有益と認め、かつ、当該授業科目の担当教員が承認するときは、学部において開設する授業科目を履修することができる。

(教育方法)

第26条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 学生は、研究に当たっては指導教授(前項に規定する研究指導を行う教員をいう。)の指導を受けるものとする。

(教員免許)

第27条 教員の免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の定めるところにより、第23条に規定する授業科目のうちから必要とする授業科目を履修しなければならない。

2 大学院の修士課程において取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

専攻	免許状の種類	免許教科
絵画	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	
彫刻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	
芸術学	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	
工芸	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	工芸
デザイン	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術及び工芸

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

(成績)

第29条 授業科目の履修成績は、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)及びE(放棄)の評語で表し、C(可)以上を合格とする。

(その他の教育課程、履修方法等)

第30条 この節に定めるもののほか、教育課程、履修方法等については、別に定める。

第4節 課程の修了及び学位の授与

(修士課程の修了の認定)

第31条 修士課程に2年(第14条又は第15条の規定により入学した者にあつては、大学院が認定した在学すべき年数)以上在学し、第24条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士作品又は修士論文を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者について、学長は、修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと委員会が認めた者にあつては、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の認定)

第32条 修士課程を修了し、博士後期課程に3年(第14条又は第15条の規定により入学した者にあつては、大学院が認定した在学すべき年数)以上在学し、第24条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文及び研究作品(研究作品にあつては、研究領域により必要な場合に限る。この条及び次条において同じ。)を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者について、学長は、博士後期課程の修了を認定する。ただし、博士後期課程における在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を挙げたと委員会が認めた者(前条ただし書に規定する者を除く。)にあつては、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書の規定による在学期間で修士課程を修了した者にあつては、前項ただし書中「極めて優れた研究業績を上げたと委員会が認めた者(前条ただし書に規定する者を除く。)」とあるのは「極めて優れた研究業績を上げたと委員会が認めた者」と、「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、

博士後期課程に入学した者にあつては、博士後期課程に3年以上在学し、第24条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文及び研究作品を提出して、委員会の審査及び試験に合格した者について、学長は、博士後期課程の修了を認定する。ただし、博士後期課程における在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた委員会の認めた者にあつては、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第33条 本学は、修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、博士後期課程を修了しない者であっても、別に定めるところにより、博士論文及び研究作品を提出し、委員会の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認定された者に、博士の学位を授与することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、学位の授与に関する事項については、別に定める。

第5節 特別科目等履修生及び研究生

(特別科目等履修生)

第34条 大学院で一部の授業科目を履修することを希望する者があるときは、特別科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 特別科目等履修生に関する事項については、別に定める。

(研究生)

第35条 研究を深めるため教授指導を願い出る者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関する事項については、別に定める。

第6節 授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料

(授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料)

第36条 授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料については、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成22年規程第56号）の定めるところによる。

第3章 雑 則

(金沢美術工芸大学学則の準用)

第37条 金沢美術工芸大学学則（平成22年規程第1号）第14条から第16条まで、第34条、第40条及び第44条から第47条までの規定は、大学院について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に係る専攻、入学定員、収容定員及び授業科目の履修については、第3条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第29条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修成績については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る収容定員については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

美術工芸研究科授業科目

1. 修士課程 絵画専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 数		摘 要
	1 年	2 年	
絵 画 特 論	2		日本画コース、油画コース 必修科目
絵 画 技 法 演 習	4		
映 像 特 論	2		映像コース 必修科目
映 像 技 法 演 習	4		
美 学 ・ 芸 術 学 特 講	2		6 単位以上選択履修
日 本 美 術 史 特 講	2		
東 洋 美 術 史 特 講	2		
西 洋 美 術 史 特 講	2		
工 芸 史 特 講	2		
古 典 特 講	2		
現 代 美 術 特 講	2		
デ ザ イン 特 論	2		
専 門 語 学 演 習 (英 語)	2		
専 門 語 学 演 習 (仏 語)	2		
言 語 表 現 演 習	1		
映 像 メ デ イ ア 演 習	1		
ア ー ト プ ロ ジ ェ ク ト の 理 論 と 実 践	1		
工 芸 素 材 表 現 演 習	1		
日 本 画 制 作 (一)	5		日本画コース 18単位履修
日 本 画 制 作 (二)		13	
油 画 制 作 (一)	5		油画コース 18単位履修
油 画 制 作 (二)		13	
映 像 制 作 (一)	5		映像コース 18単位履修
映 像 制 作 (二)		13	

2. 修士課程 彫刻専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 単 位 数		摘 要
	1 年	2 年	
彫 刻 特 論	2		必修科目
彫 刻 技 法 演 習	4		
美 学 ・ 芸 術 学 特 講	2		6 単位以上選択履修
日 本 美 術 史 特 講	2		
東 洋 美 術 史 特 講	2		
西 洋 美 術 史 特 講	2		
工 芸 史 特 講	2		
古 典 特 講	2		
現 代 美 術 特 講	2		
デ ザ イン 特 論	2		
専 門 語 学 演 習 (英 語)	2		
専 門 語 学 演 習 (仏 語)	2		
言 語 表 現 演 習	1		
映 像 メ デ ィ ア 演 習	1		
ア ー ト プ ロ ジ ェ ク ト の 理 論 と 実 践	1		
工 芸 素 材 表 現 演 習	1		
彫 刻 制 作 (一)	5		彫刻コース 18単位履修
彫 刻 制 作 (二)		13	
環 境 彫 刻 (一)	5		環境彫刻コース 18単位履修
環 境 彫 刻 (二)		13	

3. 修士課程 芸術学専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 単 位 数		摘 要
	1年	2年	
芸 術 学 特 論(一)	4	4	必修科目
芸 術 学 特 論(二)			
美 術 技 法 研 究	2		
美 学 ・ 芸 術 学 特 講	2	6 単位以上選択履修 美学・芸術学特講、日本美術史特講、東洋美術史特講、西洋美術史特講、工芸史特講、古典特講の中から2科目以上を選択履修する	
日 本 美 術 史 特 講	2		
東 洋 美 術 史 特 講	2		
西 洋 美 術 史 特 講	2		
工 芸 史 特 講	2		
古 典 特 講	2		
現 代 美 術 特 講	2		
デ ザ イ ン 特 論	2		
専 門 語 学 演 習 (英 語)	2		
専 門 語 学 演 習 (仏 語)	2		
言 語 表 現 演 習	1		
映 像 メ デ ィ ア 演 習	1		
ア ー ト プ ロ ジ ェ ク ト の 理 論 と 実 践	1		
工 芸 素 材 表 現 演 習	1		
視 覚 文 化 研 究 演 習 (一)	4	4 単位選択履修	
現 代 美 術 研 究 演 習 (一)	4		
視 覚 文 化 研 究 演 習 (二)		10 単位選択履修	
現 代 美 術 研 究 演 習 (二)			10

4. 修士課程 工芸専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 単 位 数		摘 要
	1年	2年	
工 芸 特 論	2		必修科目
地 域 文 化 論	2		
美 学 ・ 芸 術 学 特 講	2		6 単位以上選択履修
日 本 美 術 史 特 講	2		
東 洋 美 術 史 特 講	2		
西 洋 美 術 史 特 講	2		
工 芸 史 特 講	2		
古 典 特 講	2		
現 代 美 術 特 講	2		
デ ザ イン 特 論	2		
専 門 語 学 演 習 (英 語)	2		
専 門 語 学 演 習 (仏 語)	2		
言 語 表 現 演 習	1		
映 像 メ デ ィ ア 演 習	1		
ア ー ト プ ロ ジ ェ ク ト の 理 論 と 実 践	1		
工 芸 素 材 表 現 演 習	1		
陶 磁 技 法 演 習	3		陶磁コース 20単位履修
工 芸 演 習 (一) 陶 磁	4		
工 芸 演 習 (二) 陶 磁		13	
漆 ・ 木 工 技 法 演 習	3		漆・木工コース 20単位履修
工 芸 演 習 (一) 漆 ・ 木 工	4		
工 芸 演 習 (二) 漆 ・ 木 工		13	
金 工 技 法 演 習	3		金工コース 20単位履修
工 芸 演 習 (一) 金 工	4		
工 芸 演 習 (二) 金 工		13	
染 織 技 法 演 習	3		染織コース 20単位履修
工 芸 演 習 (一) 染 織	4		
工 芸 演 習 (二) 染 織		13	

5. 修士課程 デザイン専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 数		摘 要
	1年	2年	
デザイン特論	2		必修科目
デザイン史特論	2		
デザインディレクション	2		
デザイン研究計画特論	2		
美学・芸術学特講	2		2単位以上選択履修
日本美術史特講	2		
東洋美術史特講	2		
西洋美術史特講	2		
工芸史特講	2		
古典特講	2		
現代美術特講	2		
専門語学演習(英語)	2		
専門語学演習(仏語)	2		
言語表現演習	1		
映像メディア演習	1		
アートプロジェクトの理論と実践	1		
工芸素材表現演習	1		
視覚伝達論演習Ⅰ	1		
視覚伝達論演習Ⅱ	1		
視覚伝達論演習Ⅲ	1		
視覚伝達論演習Ⅳ	1		
視覚伝達論演習Ⅴ	1		
視覚伝達論演習Ⅵ	1		
製品計画論演習Ⅰ	1		ただし、 視覚デザインコースでは 「視覚伝達論演習」から、 製品デザインコースでは 「製品計画論演習」から、 環境デザインコースでは 「環境計画論演習」から、 それぞれ2科目以上を選択履修する
製品計画論演習Ⅱ	1		
製品計画論演習Ⅲ	1		
製品計画論演習Ⅳ	1		
製品計画論演習Ⅴ	1		
環境計画論演習Ⅰ	1		環境デザインコースでは 「環境計画論演習」から、 それぞれ2科目以上を選択履修する
環境計画論演習Ⅱ	1		
環境計画論演習Ⅲ	1		
環境計画論演習Ⅳ	1		
環境計画論演習Ⅴ	1		
視覚デザイン演習(一)	4		視覚デザインコース
視覚デザイン演習(二)		13	17単位履修
製品デザイン演習(一)	4		製品デザインコース
製品デザイン演習(二)		13	17単位履修
環境デザイン演習(一)	4		環境デザインコース
環境デザイン演習(二)		13	17単位履修

6. 博士後期課程 美術工芸専攻

授 業 科 目	履 修 年 次 数			摘 要
	1年	2年	3年	
地 域 美 術 演 習	1			必修科目
造 形 総 合 研 究 (一)	2			
造 形 総 合 研 究 (二)		2		
絵 画 研 究 制 作 (一)	4			8単位以上選択履修 (美術研究領域)
絵 画 研 究 制 作 (二)		4		
彫 刻 研 究 制 作 (一)	4			
彫 刻 研 究 制 作 (二)		4		
工 芸 研 究 制 作 (一)	4			8単位以上選択履修 (工芸研究領域)
工 芸 研 究 制 作 (二)		4		
環 境 デ ザ イ ン 研 究 演 習 (一)	4			8単位以上選択履修 (環境造形デザイン研究領域)
環 境 デ ザ イ ン 研 究 演 習 (二)		4		
ヴ ィ ジ ュ ア ル デ ザ イ ン 研 究 演 習 (一)	4			
ヴ ィ ジ ュ ア ル デ ザ イ ン 研 究 演 習 (二)		4		
プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン 研 究 演 習 (一)	4			
プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン 研 究 演 習 (二)		4		
美 学 研 究 演 習 (一)	4			8単位以上選択履修 (芸術学研究領域)
美 学 研 究 演 習 (二)		4		
美 術 史 研 究 演 習 (一)	4			
美 術 史 研 究 演 習 (二)		4		
研 究 領 域 研 究 指 導	—	—	—	全学年必修科目

(参考)

金沢美術工芸大学大学院 課程博士学位取得までのプロセス

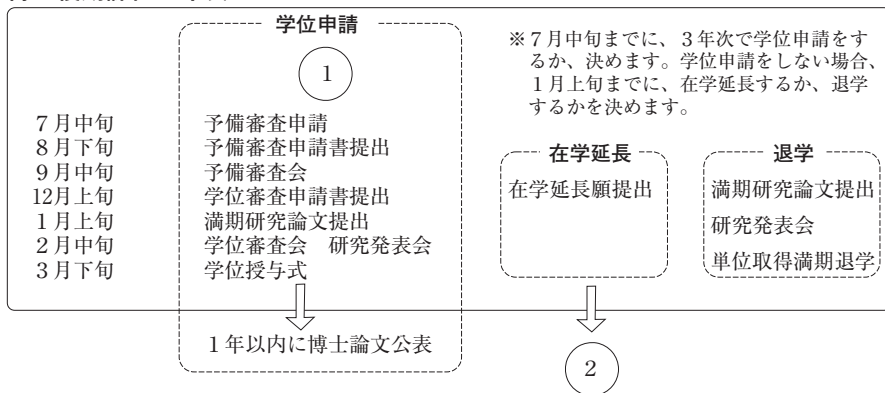
博士後期課程 1 年次

8月上旬 第1回研究発表会
1月中旬 第2回研究発表会

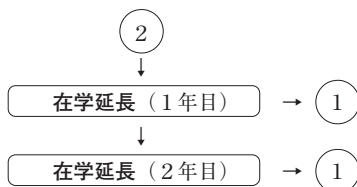
博士後期課程 2 年次

8月上旬 第1回研究発表会
1月中旬 第2回研究発表会

博士後期課程 3 年次



※標準修業年限内（3年）での学位取得が望ましいですが、標準修業年限を超えて引き続き在籍関係を保ちながら継続的指導を受け、学位申請をすることができます。



4 金沢美術工芸大学大学院履修等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学大学院学則（平成22年規程第2号。以下「大学院学則」という。）第30条の規定により、金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科（以下「研究科」という。）における教育課程、履修方法、成績考査、進級及び課程の修了の取り扱いに関する事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 研究科における授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 必修科目
- (2) 選択科目

(単位配当)

第3条 前条の規定に基づく授業科目及び単位の年次配当は、別表のとおりとする。ただし、都合により臨時にその一部を変更することがある。

(修得すべき単位数)

第4条 学生は、専攻、コース等に応じて、別表に定める単位を、大学院学則第24条に定める単位数（修士課程30単位、博士後期課程13単位）以上修得しなければならない。

2 博士後期課程に在学する学生（以下「博士学生」という。）は、在学期間中、所属する研究領域において、研究領域研究指導を履修し、当該学生の主任指導を担当する教授（以下「主たる指導教授」という。）等の研究指導を受けなければならない。ただし、研究領域研究指導については、単位を与えないものとする。

3 修士課程において、教員の専修免許状を取得しようとする学生は、第1項の単位及び本学学部における教員免許状取得に必要な単位のほか、教科に応じて指定された単位を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第5条 学生は、毎年度の始めに、指導教授（博士後期課程においては主たる指導教授）の指導を受けて、別に定める履修届及び研究計画書を所定の期日までに提出しなければならない。

(博士後期課程研究指導等)

第6条 博士論文及び研究作品制作指導は、主たる指導教授、研究領域研究指導担当教員、その他の履修科目担当教員が、その担当分野に応じて共同でこれを

行うものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第6条の2 大学院は、教育上有益であると認めるときは、修士課程及び博士後期課程の学生が他大学の大学院等で授業科目を履修し、又は研修を受けることを、通算して1年を超えない期間で認めることができる。

2 前項の規定により修士課程及び博士後期課程の学生が他の大学の大学院等で授業科目を履修し、又は研修を受けた場合、大学院は、当該課程における通算して6単位以内の授業科目の研究指導の一部とみなすことができる。

(成績の考査)

第7条 成績の考査は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績をもってこれに代えることができる。

(修士課程修了の認定のための修士作品等の提出)

第8条 修士課程修了認定のための修士作品等（絵画、彫刻、工芸、デザイン専攻にあっては作品、芸術学専攻にあっては論文。以下「修士作品等」という。）の提出は、修士課程に1年以上在学し、かつ、2年次修了時までには30単位以上の修得見込みの者に限るものとする。ただし、極めて優れた業績を挙げたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第31条ただし書きに規定する期間の在学見込みが有れば足りるものとする。

2 修士作品等並びにその題目及び要旨は、学長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士作品等の題目については、あらかじめ、指導教授の承認を得なければならない。

(博士後期課程修了認定のための博士論文等の提出)

第9条 博士後期課程修了認定のための博士論文等（美術、工芸、環境造形デザインの研究領域にあっては論文及び研究作品。環境造形デザイン及び芸術学の研究領域にあっては論文のみとすることができる。以下「博士論文等」という。）の提出は、予備審査により博士論文等提出予備資格を得た者で、博士後期課程に2年以上在学し、課程修了までに必要な単位修得見込みの者に限るものとする。ただし、極めて優れた業績を上げた研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第32条ただし書きに規定する期間の在学見込みが有れば足りるものとする。

2 博士論文等及びその題目、目録、要旨は、主たる指導教授の承認を得て、学長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等及び修士作品等の審査及び試験)

第10条 博士論文等及び修士作品等の審査及び試験（以下「審査等」という。）は、金沢美術工芸大学学位規程（平成22年規程第39号。以下「学位規程」という。）第5条の規定により、研究科委員会が行う。

- 2 特別の事情により審査等を受けることができなかつた者は、その理由を付して追審査等を願ひ出ることが出来る。
- 3 学長は、前項の願ひ出のあつた者について、研究科委員会の議を経て追審査等を行うことができる。

(博士論文の公表等)

第11条 博士の学位を授与された者は、文部科学省学位規則第9条に基づき、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士論文を公表する場合には、「金沢美術工芸大学審査学位論文（博士）」と明記しなければいけない。
- 4 博士論文に加え研究作品を提出した者は、本条第1項に準じて、その審査対象となつた研究作品を一定期間公開展示するものとする。ただし、学位を授与される前に公開展示したときは、この限りではない。

(研究発表等)

第12条 博士学生は、履修する科目に定められた成果発表等を定められた回数以上、大学院運営委員会の承認を得て、共同発表会形式で行わなければならない。その場合、複数の履修科目の成果発表等を兼ねることが出来るものとする。なお、その運営等は、博士学生が行うものとする。

- 2 博士後期課程3年次生は、博士後期課程研究発表展を博士論文等審査期間中に共同で行うものとする。その場合、実技系においては研究作品展示、理論系においては口頭による研究発表とする。なお、その運営は、博士後期課程3年次生共同で行うものとする。
- 3 修士課程の修了認定を受けた修士学生は、修了制作展において、修士作品等を発表するものとする。

(満期研究論文)

第13条 標準修業年限を迎えた博士学生は、博士後期課程における研究成果として、主たる指導教授の承認を受けて満期研究論文を学長に提出するものとする。

- 2 満期研究論文の枚数、提出時期等は研究科委員会が別途指示するものとする。
(単位取得満期退学及び在学延長)

第14条 博士後期課程に標準修業年限(3年)以上在学し、修了に必要な単位を取得した者には、学長は、研究科委員会の議を経て、単位取得満期退学を認定する。

- 2 引き続き在学延長を希望する者は、主たる指導教授の許可を得て、研究科委員会の指定する日までに、1年間又は半年間の単位で在学期間延長願いを学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、研究科委員会が、研究継続等在学を延長する必要性を認め、かつ研究科の教育及び研究に支障がないと認めた場合は、大学院学則に規定する在学期間(5年)を超えない範囲でこれを許可できるものとする。

(準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科に関する取り扱いについては、金沢美術工芸大学履修等に関する規程(平成22年規程第37号)第5条(時間割)、第7条(研修旅行及び学外学習)、第8条(成績の考査。ただし、第1項を除く。)、第9条(単位の認定)、第10条(試験)、第11条(進級の認定)、第13条(留年)、及び第16条(授業日程等の連絡)の規定を準用する。

- 2 前項の規定により金沢美術工芸大学履修等に関する規程を準用する場合において「学科」は、「研究科」に、第13条(留年)における「10単位」は、「4単位」に読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるほか、必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に係る履修等については、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 金沢美術工芸大学学位規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、金沢美術工芸大学学則（平成22年規程第1号。以下「大学学則」という。）第43条第2項及び金沢美術工芸大学大学院学則（平成22年規程第2号。以下「大学院学則」という。）第33条第3項の規定に基づき、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項に規定する学位には、「芸術」という専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の美術工芸学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学の大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学の大学院の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学の大学院が行う博士論文及び研究作品（研究作品にあっては、研究領域により必要な場合に限る。以下「博士論文等」という。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学の大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を受けた者にも授与することができる。

(学位授与の審査の申請)

第4条 本学の大学院の修士課程を修業する学生が修士の学位の授与を受けようとするときは、所定の学位審査申請書に、修士作品（芸術学専攻の学生にあっては、修士論文とする。以下同じ。）を添え、学長に提出しなければならない。

2 前条第3項に規定する学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査申請書に、博士論文等を添え、学長に提出しなければならない。

3 前条第4項に規定する学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査申請書に、博士論文等を添え、学長に提出しなければならない。

(学位授与に関する審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定に基づき、学位の授与に係る審査の申請があったときは、当該申請に係る学位の授与に関する審査(以下「学位授与審査」という。)

を大学院学則第6条第1項に規定する研究科委員会（以下「委員会」という。）に付託しなければならない。

（審査会）

第6条 委員会は、前条の規定により学位授与審査の付託を受けたときは、当該学位授与審査のため提出された修士作品又は博士論文等ごとに審査会を設けるものとする。

2 審査会は、修士作品にあつては、当該修士作品の内容に応じて、委員会において選出された本学の大学院の研究分野担当又は関連分野担当の教授を含む教員3人以上で、博士論文等にあつては、当該博士論文等の内容に応じて、委員会において選出された本学の大学院の研究分野担当又は関連分野担当の教授を含む教員3人以上及び本学の大学院の関連分野担当の客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の関連分野担当の教員等で組織する。

3 委員会は、学位授与審査を行うために必要があると認めるときは、前項に規定する審査会に、修士作品にあつては、本学の大学院の関連分野担当の客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の関連分野担当の教員等を加えることができる。

4 審査会は、修士作品又は博士論文等の審査の終了後に、試験を行うものとする。

（試験の方法）

第7条 前条第4項に規定する試験は、第4条の規定に基づく申請に係る修士作品又は博士論文等を中心として、その関連する研究分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（審査等の結果報告）

第8条 審査会は、修士作品又は博士論文等の審査及び試験が終了したときは、直ちにその結果を文書により、委員会に報告しなければならない。

（学力の確認）

第9条 委員会は、第3条第4項の規定による博士の学位を授与する場合における学力の確認を行うときは、前条の規定による審査会からの報告を受けた後に実施するものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文等に関連する研究分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

（課程修了の審議）

第10条 委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により学位の授与の審査を申請した者に係る修得単位及び第8条の規定による審査会の結果報告に基づき、

その者の修士課程又は博士後期課程の修了（以下「課程修了」という。）について審議のうえ、合格又は不合格を議決するものとする。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、委員会の構成員（公務出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、かつ、出席した者の4分の3以上の者が賛成しなければならない。

（審議の結果報告）

第11条 委員会は、前条に規定する課程修了に係る議決を行ったときは、その結果を学長に報告しなければならない。

（授与資格の審議）

第12条 委員会は、第4条第3項の規定により学位の授与の審査を申請した者に係る第6条の規定による博士論文の審査及び第9条の規定による学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無（以下「授与資格」という。）について審議のうえ、合格又は不合格を議決するものとする。

- 2 第10条第2項の規定は、前項に規定する合格の議決を行う場合について準用する。

- 3 前条の規定は、第1項に規定する議決の結果の学長に対する報告について準用する。

（学位の授与）

第13条 学長は、大学学則第42条第1項の規定に基づき卒業を認めた者及び第10条に規定する委員会の議を経て、学長が課程修了を認定した者又は第12条に規定する委員会の議を経て、学長が授与資格を認定した者に対し、それぞれの学位を授与するものとする。

- 2 学長は、第4条の規定に基づき学位の授与の審査の申請を行った者で、当該申請に係る学位を授与できないものに対しては、その旨を通知するものとする。

（学位の名称の使用）

第14条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「金沢美術工芸大学」と付記しなければならない。

（学位の取消し）

第15条 学長は、学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学士の学位にあっては教授会の、修士又は博士の学位にあっては委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、及び学位記を返付させるとともに、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位の名誉を汚す行為を行ったとき。

2 第10条第2項の規定は、学位の取消しについて準用する。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月2日から施行する。

別記様式（第16条関係）

1 学士の学位記

卒業証書・学位記				
氏名				
		年	月	日生
本学美術工芸学部		科		
所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（芸術）の学位を授与する				
		年	月	日
第	号	金沢美術工芸大学長 印		

2 修士の学位記

学位記				
氏名				
		年	月	日生
本学大学院美術工芸研究科				
専攻の修士課程を修了したので修士（芸術）の学位を授与する				
		年	月	日
第	号	金沢美術工芸大学長 印		

3 博士の学位記（第3条第3項の要件の場合）

学位記			
氏名			
	年	月	日生
本学大学院美術工芸研究科美術工芸専攻の博士後期課程を修了したので博士（芸術）の学位を授与する			
	年	月	日
第	号	金沢美術工芸大学長 印	

4 博士の学位記（第3条第4項の要件の場合）

学位記			
氏名			
	年	月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（芸術）の学位を授与する			
	年	月	日
第	号	金沢美術工芸大学長 印	

金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科(課程博士)の学位授与にかかる博士論文等審査基準について

〔平成23年4月1日〕
〔内規第14号〕

(趣旨)

第1 金沢美術工芸大学学位規程(以下「学位規程」という。)第4条第2項に基づき提出された博士論文等の審査について、学位規程第17条の規定に基づき基準を定める。

(評価基準)

第2 博士論文等について、以下の基準により評価する。

1 博士論文の評価基準

1) 美術・工芸・環境造形デザイン研究領域

ア) 研究作品が必要な場合

- (1) 研究テーマの学問的意義とその適切性
- (2) 論文の体系性 全体として一つのテーマを追求するものであること。
- (3) 独創性
- (4) 歴史的考察の妥当性
- (5) 理論的、実証的分析の妥当性
- (6) 論旨・主張の整合性と一貫性
- (7) 形式的要件 分量(内容を担保するに相当なもの※)、図版、図表、文献リスト等
※60,000字程度を目安とする。

イ) 研究作品が必要でない場合(環境造形デザイン研究領域に限る。)

- (1) 研究テーマの学問的意義とその適切性
- (2) 論文の体系性 全体として一つのテーマを追求するものであること。
- (3) 独創性
- (4) 先行研究のサーベイ
- (5) 理論的、実証的分析の妥当性
- (6) 論旨・主張の整合性と一貫性
- (7) 形式的要件 分量(内容を担保するに相当なもの※)、図版、図表、

文献リスト等

※120,000字程度を目安とする。

[論文提出要件] 査読付き論文(またはそれに相当する論文)2編以上を執筆していること。及び全国的、あるいは国際的規模の発表を行っていること。

2) 芸術学研究領域

- (1) 研究テーマの学術的意義とその適切性
- (2) 国際的な基準に照らした新しい知見
- (3) 先行研究の網羅的な調査
- (4) 理論的、実証的分析の妥当性
- (5) 論旨・主張の整合性と一貫性
- (6) 形式的要件 120,000字程度(本文および注記)、図版、図表、文献リスト等

[論文提出要件] 査読付き論文(またはそれに相当する論文)2編以上を執筆していること。及び全国的、あるいは国際的規模の学会での発表を行っていること。

2 研究作品の評価基準

1) 美術・工芸研究領域及び芸術学研究領域(研究作品が必要な場合に限る。)

- (1) 評価の対象となる提出作品が博士の学位を授与するに相応しい質と量があること。
- (2) 独自の視点や新たな地平を切り開くような創造性・独創性を有する研究であること。
- (3) 素材、技法に関して十分な研究がなされ、作品における表現技術が高度に習熟されていること。
- (4) 歴史を踏まえた時代性を反映しており、国際的な通用性を有していること。
- (5) 研究に将来性があり、社会の発展に寄与する可能性を有していること。

[作品提出要件] 全国的、あるいは国際的規模の作品発表を行っていること。

2) 環境造形デザイン研究領域(研究作品が必要な場合に限る。)

- (1) 創造性・独創性を有する研究であること。
- (2) 適切なデザインプロセスをとり、その内容に深さとボリュームを有

していること。

- (3) 作品におけるハード・ソフト面の融合がなされていること。
- (4) 時代性・社会性を有しており、国内のみならず国際的な通用性を有していること。
- (5) 研究に将来性があり、デザイン専門分野の発展に寄与する可能性を有していること。

[作品提出要件] 全国的、あるいは国際的規模の作品発表を行っていること。

(雑則)

第3 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

6 公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程

〔平成22年4月1日〕
規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の授業料、入学考査料及び入学金並びに学位論文審査手数料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第2条 本学において徴収する授業料等の額は、別表のとおりとする。

(授業料、入学考査料及び入学金の不徴収)

第3条 特別聴講学生については、授業料、入学考査料及び入学金は、徴収しない。

(授業料の徴収方法)

第4条 本学の学部又は大学院の学生（科目等履修生及び特別科目等履修生を除く。以下この条において同じ。）に係る授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。以下同じ。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額（1月当たりの額をもって定められている授業料にあっては、当該期に係る授業料の合計額）とする。

2 前項の授業料の納付期限は、前期にあっては4月30日と、後期にあっては10月31日とする。ただし、特別の事情により入学の時期がこの項に規定する納付期限後である者に係る当該前期又は後期における授業料の納付期限は、当該入学を許可した日から起算して14日以内で理事長が定める日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本学の学部又は大学院の学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 第2項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定に基づく納付期限となる日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、これら

の日の直後の日曜日等以外の日を当該納付期限とする。

(復学等における授業料の徴収方法)

第5条 前期又は後期中途において、本学に復学し、転入学し、編入学し、又は再入学する者から徴収する当該前期又は後期に係る授業料の額及びその徴収方法については、第2条及び前条の規定を準用する。

(休学の場合における授業料)

第6条 前期又は後期の全期間にわたり休学する者については、当該前期又は後期に係る授業料は、徴収しない。

(科目等履修生等の授業料の徴収方法)

第7条 本学の科目等履修生及び特別科目等履修生に係る授業料は、その全額を一度に徴収し、その納付期限は、当該学生の入学を許可した日から起算して14日以内で理事長が定める日とする。

(入学考査料の徴収)

第8条 入学考査料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願があったときに徴収する。

(入学金の徴収)

第9条 入学金は、入学、転入学、編入学又は再入学を許可するときに徴収する。
(学位論文審査手数料の徴収)

第10条 学位論文審査手数料は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第2項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者から、当該学位の授与に係る申請があったときに徴収する。

(授業料及び入学金の減免等)

第11条 理事長は、本学の学生又は本学に入学する者(科目等履修生、特別科目等履修生、委託生、研究生及び外国人留学生を除く。)が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、当該者に係る授業料又は入学金を減免し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって授業料又は入学金の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者(本学の大学院の学生又は本学の大学院に入学する者に限る。)
- (2) 災害その他やむを得ない理由によって授業料又は入学金の納付が困難である者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者又は受けることが見込まれる者

(授業料及び入学金の減免等の決定の取消し)

第12条 理事長は、前条の規定に基づき授業料若しくは入学金の減免又は授業料

の徴収の猶予の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免又は徴収の猶予の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の理由により授業料若しくは入学金の減免又は授業料の徴収の猶予の決定を受けたとき。
- (2) 授業料若しくは入学金の減免又は授業料の徴収の猶予の決定を受けた理由が消滅したとき。

(既納の授業料等の取扱い)

第13条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(登校停止又は除籍)

第14条 学長は、授業料を滞納した者については、登校を停止し、又は除籍することができる。

(委任)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学し、同年4月1日以後も引き続き在学する外国人留学生については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 授業料、入学検査料及び入学金

区 分	学 部			大 学 院			
	本 科 生	委 託 生	科 目 等 履 修 生	研 究 科 生	研 究 生	特 別 科 目 等 履 修 生	
授 業 料	年額 535,800円	年額 535,800円	1 単 位 14,800円	年額 535,800円	1 月 29,700円	1 単 位 14,800円	
入 学 考 査 料	17,000円			30,000円	9,800円		
入 学 金	市内居住者 および 本学卒業者	282,000円	28,200円	28,200円	282,000円	42,300円	28,200円
	その他の者	423,000円	56,400円	56,400円	423,000円	84,600円	56,400円

備 考

- 1 本科生とは、本学の学部の学生で、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生を除くものをいう。
- 2 研究科生とは、本学の大学院の学生で、研究生及び特別科目等履修生を除くものをいう。
- 3 市内居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 入学の日の1年以前から引き続き金沢市内に住所を有する者
 - (2) 入学の日の1年以前から引き続き金沢市内に住所を有する配偶者又は1親等の親族のある者
- 4 本学の大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き大学院研究科の博士後期課程に進学する研究科生については、入学検査料及び入学金を徴収しない。

2 学位論文審査手数料

学位論文審査手数料	1 件につき 57,000 円
-----------	-----------------

7 公立大学法人金沢美術工芸大学の授業料等の減免等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成22年規程第56号。以下「徴収規程」という。）第11条の規定に基づく授業料の減免、月割分納若しくは徴収猶予（以下「授業料の減免等」という。）又は入学金の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免申請)

第2条 授業料の減免等を受けようとする者にあつては徴収規程第4条に規定する各納期にそれぞれ対応する納期限までに、入学金の減免を受けようとする者にあつては入学手続き終了の日までに、理事長が別に定める様式により、理事長に申請しなければならない。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

(減免の決定)

第3条 理事長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、授業料の減免等又は入学金の減免の可否を決定し、その旨を理事長が別に定める様式により、当該申請した者に通知するものとする。

(経済的理由)

第4条 徴収規程第11条第1号の経済的理由とは大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第10条第2項第3号の規定により、極めて修学に困難があると認められる場合とし、同号の学業成績優秀とは金沢美術工芸大学日本学生支援機構奨学生推薦選考における推薦順位決定基準に基づき優秀であると認められる場合とする。

(災害その他の理由)

第5条 徴収規程第11条第2号の災害その他やむを得ない理由とは、次の各号に掲げる場合であつて、極めて修学に困難があると認められるときとする。

- (1) 生計維持者が死亡した場合
- (2) 生計維持者又は本人が事故若しくは病気により、半年以上、就労が困難である場合
- (3) 生計維持者又は本人が失職した場合（非自発的失業の場合に限る。）
- (4) 生計維持者又は本人が震災、火災、風水害等に被災した場合であつて、前各号のいずれかに該当する場合又は被災により、生計維持者が生死不明若しくは行方不明又は生計維持者若しくは本人が就労困難など世帯収入を大きく

減少させる事由が発生した場合

(5)前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認める場合
(減免の額)

第6条 授業料及び入学金の減免の額は、大学等における修学に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に定める額とする。

(徴収の猶予)

第7条 授業料の減免等又は入学金の減免を申請した者に係る当該授業料又は入学金は、その可否を決定するまでの間、徴収を猶予する。

- 2 前項の規定により徴収を猶予した授業料又は入学金に係る延滞金は、免除とする。
- 3 授業料の減免等又は入学金の減免を不許可としたとき及び減額の許可をしたときの当該納付すべき授業料又は入学金は、当該申請をした者がその決定の通知を受け取った日から起算して14日以内に納付させるものとする。
- 4 前項に規定する納入期限内に納入すべき入学金の納付をしないことにより学籍を有しないことになる者に係る当該未納の入学金は免除する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

8 金沢美術工芸大学キャンパスハラスメントガイドライン

〔平成22年4月1日〕
〔内規第1号〕

1. ガイドラインの趣旨

本学の学生及び教職員は、個人として尊重され、公正で快適な環境の下に、学習、教育、研究に専念し、職務に従事する権利を有しています。本学の理事会、教育研究審議会及び教授会は、この権利を擁護し、キャンパスハラスメントなどによって毀損されることのないよう配慮する責務があります。本学は、キャンパスハラスメントを防止し、またこれが発生した場合に適切に対応するために、「金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対応規程」を作成しました。このガイドラインは、当該規程を運用するための指針として設けるものです。

2. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本学の学生（学部学生、大学院学生、大学院研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、伝統工芸聴講生、外国人留学生など）及び本学の教職員（常勤教職員、非常勤講師、非常勤職員など）に適用されます。また卒業生や学外者であっても、一定の条件の下に、適用することができるものとします。これについては、「6. の6）適用範囲の補足」に記します。

3. キャンパスハラスメントとは

このガイドラインでは、キャンパスハラスメント（以下「ハラスメント」）を、「相手の意に反する不適切な言動によって、相手の学習、教育、研究若しくは勤務に関して不利益を与えること、又は、相手の意に反する不適切な言動によって、相手の学習、教育、研究若しくは勤務の環境を害すること」と定義します。そして、以下に掲げるものを、その具体例とします。

1) 地位利用・対価型

① 研究・教育上、職務上の地位を利用して、学習・教育・研究及び職務に無関係なことをさせ、相手の意に反してその労力を使用したり屈辱感を感じさせたりすること。

・学生又は職務上の部下に、お茶くみ、研究室の掃除をさせるなど。

- ・相手の学習、教育、研究及び職務に無関係な資料整理、コピーをさせるなど。
 - ・空バイト・空謝金（架空の書類を学生等に作らせ、不正に金銭を引き出させる。）等の金銭的不正行為を強要するなど。
 - ・むりやりに飲食、酒席に誘うなど。
 - ・性的な対応を迫るなど。
- ② 同様にその地位を利用して、学習・研究・職務などに関する自由と権利を侵害すること。
- ・学生又は教員に、本人の意に反し、かつ教育的配慮を逸脱した状態で、研究を方向づけるなど。
 - ・本人の意に反し、かつ教育的配慮を逸脱した状態で、共同研究や共同発表を強いるなど。
 - ・本来の職務を越える業務を強要し、不必要に心身を拘束するなど。
- ③ 同様にその地位を利用して、単位認定、就職、昇格、昇進において、正当な理由なく不利益を与えること。
- ・学生の成績評価において、正当な理由なく単位を認定しないなど。
 - ・学生又は教員の進学、就職に関して、正当な理由なく推薦状を書かないなど。
 - ・学生又は教員のアルバイトや非常勤講師への就労の機会を妨げたり、強要するなど。
- ④ 単位認定、就職斡旋などを条件に、物品、労役又は性的対応などを要求すること。
- ⑤ 地位を利用した（先輩・後輩関係を含む）不当な言動によって、プライバシーなど個人の尊厳と権利を侵害すること。
- ・成績その他の個人情報に関して、プライバシーへの配慮を欠いた言動をとるなど。
 - ・学生又は職務上の部下若しくは同僚に対し、ことさら威圧的、権威的又は威嚇的な言動（電話などによるものも含む）をとるなど。

2) 環境型

- ① 特定の相手又は周囲の者が不快になるような言動をとること。
- ・性別、年齢、身分、職、婚姻形態、国籍、人種、民族、信条などを理由とした差別的発言をするなど。
 - ・相手の意に反し、若しくは同意なしに、そのプライバシーに関する発言をするなど。
 - ・相手の個人的能力、身体機能、指向性その他の特性などへの配慮を著しく欠いた発言をするなど。

- ・個人的な好悪の感情を、研究、職務に関する配慮を逸脱して、言動に反映させるなど。
 - ・相手への性的な関心を示す言動を教育、研究、職務の遂行に混交させるなど。
 - ・性に関する悪質な冗談、からかいをし、あるいは個人的な性体験などをむりやり聞いたり話したりするなど。
 - ・相手の意に反し、若しくは同意なしに身体に触ったり、性的対応を迫るなど。
 - ・表現の自由を逸脱して、特定の相手または周囲の者が不快になるような映像、音などを見聞きさせる、あるいは見聞きできる状況を作るなど。
 - ・表現の自由を逸脱して、個人の肖像権やプライバシーを侵害する映像や音若しくは個人への誹謗、中傷、風評を流すなど。
 - ・ストーカー行為、ぶしつけな訪問など。
 - ・飲酒の機会における、一気飲みや飲酒の強要など。
- 3) 以上のハラスメント行為に正当に対処する者に報復を加えたり不利益などを与えること。
- 4) その他、本学のキャンパスハラスメント対策会議が認めるもの。

4. 本学構成員（学生及び教職員）の責務

本学の構成員は、以上のようなハラスメント行為を犯さないようにしなければなりません。ハラスメントの意味や具体例を言葉の上で理解できても、日常生活の中では、往々自覚のないまま、知らずしらずのうちに犯してしまう場合が少なくありません。したがって、自分の行為がハラスメントにならないか、日頃から注意する必要があります。ハラスメントを起こさないためには、何よりも相手の立場を考えて行動することが大切です。

このように心がけていても、ハラスメントを働いたり、ハラスメントを受けることがあるかもしれません。このような場合、ハラスメントの被害者は、加害者に対して、「不快だから、やめて欲しい」と、毅然とした態度を取るのが最も良い方法です。ひとりで難しければ、友人に立ち会ってもらうこともできるでしょう。また、自分が被害者でなくとも、ハラスメント行為を目撃したなら、加害者に注意を促すことも必要です。

加害者は、抗議や注意を受けたら、それを素直に受け入れなければなりません。抗議や注意を受けるのは、たしかに面白いものではありません。力関係において下の者からの場合は、特にそうでしょう。しかし、ここでは、気持ちを鎮めて、相手の言い分を受け入れ、相手を不快にさせた言動を直ちに中止し、謝罪することが何より肝要です。ハラスメントは、加害者ではなく、被害者が

それをハラスメントと感ずることによって成立するものだからです。

本学の構成員は、ハラスメント行為を、しない、させない、そしてハラスメントが発生したなら、それに正しく対処し、問題を速やかに解決する姿勢が求められています。

5. ハラスメントに対処できなくなったなら

1) 「相談」～学生相談室～

加害者に対して、それが特に力関係において上の者である場合、抗議し注意するのは、なかなか難しいことです。人間関係がもっと悪くなりほしくないか、かえってハラスメントがひどくなりほしくないか、不安になるのは当然です。しかし、このまま何もせずにいれば、ハラスメントは収まりそうにありません。もしも、このような状態になったなら、ひとりで悩まずに、大学の学生相談室を訪ねてみてください。相談室は、ハラスメントの悩みに対する相談を受け付けています。相談室の相談員は、相談者の立場に立って訴えを聞き、問題に対処するための心構えや方法を提示し、相談者が問題を自力で解決したり、解決のための方向を自分で意思決定できるように援助します。友人や身内がハラスメントに遭って心配だという相談も受け付けます。相談の手続きは、相談室に問い合わせてください。

(本学学生相談室：tel./fax076-262-3545, e-mail：soudan@kanazawa-bidai.ac.jp)

2) 「調停の申立て」と「救済の申立て」

自力での解決が困難な場合、大学に解決を要請することができます。それが、「調停の申立て」と「救済の申立て」です。「調停」は、申立人(被害者)と被申立人(加害者)が、大学が仲介して当事者間に合意を成り立たせることによって、問題の解決をはかる手立てで、相手との直接交渉をしなくてもよく、また同席を避けることもできます。他方、「救済」は、当事者(申立人及び被申立人)の話合いではなく、大学が行う措置によって、被害者を救済する手続です。以下に、その手順を述べます。

① 「申立ての聞き取り」～学生相談室～

- ・「調停の申立て」又は「救済の申立て」を望む場合、申立人は、まず、学生相談室で相談員の聞き取りを受けることとなります。その内容は、所定の申立書に記録され、申立人はそれに署名捺印することが求められます。このとき、申立人は、原則として1名の付添人を同席させることが認められます。また、聞き取りには、相談室長と相談員2名があたります。

なお、相談室長は、相談室長及び相談員が被申立人であるとき又は当事者と同一専攻等に属しているときなど、相談員としての適格性に疑義があると判断する場合は、別の相談員を聞き取りに充てるものとします。

- ・相談室長は、申立人による署名捺印を確認後、ただちに学生相談室会議を開き、当該申立てに関し、手続上の確認を行った上、ただちに当該申立書を「キャンパスハラスメント対策会議」の長に提出するものとします。この会議では、当事者の名前は伏せられます。相談室長が申立人による署名捺印を確認後申立書を提出するまでの期間は、2週間以内とします。
- ・なお、学生相談室相談員及び室長については、「金沢美術工芸大学学生相談室規程」に定められています。

②「申立ての処置」～キャンパスハラスメント対策会議～

イ. 申立ての審議

- ・キャンパスハラスメント対策会議対策会議の長（以下「会議の長」という。）は、申立書を受け取った後、速やかにキャンパスハラスメント対策会議（以下「対策会議」という。）を召集し、申立て内容がハラスメントに相当する事案を含んでいるかどうかについて審議します。その際、上記3. で掲げたハラスメントの定義とその具体例が指針になります。審議においては、当事者の名前は伏せられます。
- ・対策会議は、教育研究審議会委員の中から学長が指名する者（会議の長）、事務局長、教授会から選ばれた教員5名、計7名によって構成され、男女それぞれ複数名入ることになっています。なお、審議開始前に、会議の長及び事務局長によって、委員の適格性(当事者と同一専攻に属していないかなど)が審査されることになっています。その他、対策会議については、「金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対策会議設置要綱」に定められています。
- ・対策会議は、審議の結果、事案がハラスメントに相当する、又はその疑いがあると判断する場合、ただちに調停ないし救済の手続きに入ります。事案をハラスメントに相当せず、かつその疑いも皆無であると判断する場合、申立ては却下されます。
- ・会議の長は、審議結果を、申立人に文書で伝えるものとします。なお、申立人への審議結果の報告は、会議の長が相談室長から当該申立てを受け取った日から2週間以内に完了するものとします。
- ・申立人は、申立てが却下される場合、会議の長に対して、原則2週間以内に、審議の見直しを請求することができるものとします。その際、申立人は所定の「審議見直しの請求書」を提出するものとします。審議見直しは、1度に

限るものとします。会議の長は、申立人から審議見直しの請求がある場合、対策会議を開き再度審議を行うものとし、再審議の結果を、2週間以内に、申立人に文書で回答するものとします。

- ・対策会議は、審議の結果、事案がハラスメントに相当する、又はその疑いがあると判断し、かつ緊急性があると認める場合、必要な処置を行うことができるものとします。

ロ. 調停の申立ての場合 ～調停～

- ・対策会議は、審議において、事案をハラスメントに相当する、又はその疑いがあると判断する場合、ただちに対策会議の中から調停員を若干名（男女各1名以上）選ぶものとします。必要に応じて、学外法律専門家を調停員に加えることができるものとします。
- ・会議の長は、事案の概要とともに調停を行う理由を文書により学長に報告します。
- ・調停員は、選任後ただちに、申立人に対して、申立て内容及び被申立人との話し合いに同席するか否かを確認します。
- ・上記の申立人に対する確認をした後ただちに、被申立人に対して、ハラスメントの調停申立てがあることを文書で通告し、通告後、1週間以内に申立て内容を口頭で説明するとともに申立人との話し合いに同席するか否かを確認します。
- ・調停員は、申立人及び被申立人双方が当事者間の話し合いを希望する場合は、ただちに、調停の場を設定し、調停員の立ち会いの下で当事者は話し合いによる解決を目指します。ただし、申立人又は被申立人のいずれか一方が相手方との話し合いに同席することを拒否した場合は、調停員が、申立人と被申立人の仲介者として双方から個別に事情を聞き、調停による解決を目指します。
- ・当事者は、必ず調停に応じなければならないものとします。その際、当事者は、1名の付添人を、調停の場に伴うことが認められています。ただし、付添人は、発言できないものとします。
- ・調停員は、当事者双方から調停案を求められる場合に限り、これを提示することができるものとし、当該調停案は、当事者双方の合意によって成立するものとします。
- ・調停員は、調停が成立する場合、所定の「調停合意書」を2部作成し、当事者及び調停員はこれに署名捺印するものとし、当事者がそれぞれ1部を保管するものとします。調停員は合意書の写しを1部作成し、対策会議に提出す

るものとします。

- ・ 対策会議は、調停が成立した場合において、申立人の不利益の回復や被申立人の研修などの措置が必要であると判断する場合、しかるべき措置を検討し、学長に勧告することができるものとします。(措置及びその手続については、ハ、「救済の申立て」の場合に詳しく記します。)
- ・ 調停員は、当事者による話し合い、又は双方からの事情聴取を重ねても調停による合意が成立する見込みがないと判断する場合、調停を終了させることができるものとします。
- ・ 当事者が調停の場に1度も出席しない場合、調停員が設定する調停の場に正当な理由なく欠席を重ねる場合、又は調停の日時を故意に設定させないなど、実質的に調停を回避する対応をする場合、調停員は、調停に応じないものと判断し、調停を中止することができるものとします。
- ・ 調停員は調停を終了させた場合、又は被申立人が調停に応じないことを理由に調停を中止した場合は、直ちに当事者に通知するとともに文書により対策会議に報告するものとします。
- ・ 調停員から調停を終了若しくは中止した旨の報告を受けた対策会議は、申立人の同意を得た上で、ただちに「救済の申立て」にかかる調査を行います。この場合において、被申立人に対して文書により日時を指定して呼び出す場合にあつては、申立人からの申立書のコピーの添付は不要とします。(以下、ハ、「救済の申立て」の場合 ～調査、ハラスメントの判定、措置の検討など～に基づき処理します。)
- ・ 会議の長は、調停が成立、終了又は中止した時は、ただちにその旨を文書で学長に報告することとします。
- ・ 調停員が被申立人に対して調停の申立てがあることを告げてから調停の成立あるいは終了又は中止までの間、当事者は、申立てに関し、調停の場を除いて、直接・間接を問わず、互いに接触することを禁ずるものとします。
- ・ 調停員及び対策員は、申立てに関し、調停の場を除いて、直接・間接を問わず、当事者と接触することを禁ずるものとします。
- ・ 調停員は、調停において、当事者を抑圧するような言動を取ることを禁じられています。このような言動がある場合、当事者は、調停員を替えるよう、対策会議に要求することができます。この場合、対策会議は調停員を交代させるものとします。

- ハ、「救済の申立て」の場合 ～調査、ハラスメントの判定、措置の検討など～
- ・対策会議は、事案をハラスメントに相当する、又は疑わしいと判断する場合、対策会議の対策員の中から若干名の調査員を選び、事実関係についての調査を行います。調査員には、必要に応じて、学外法律専門家を加えることができるものとします。
 - ・会議の長は、事案の概要とともに調査を行う理由を文書により学長に報告します。
 - ・対策会議は、被申立人に対して聞き取りを行う場合は、申立人からの申立書のコピーを添えて、文書により日時を指定して呼び出すものとします。この場合においては、証言者並びに目撃者等の当事者以外の者にかかる氏名等の個人情報の開示しないものとします。
 - ・当事者は、調査に応じなければならないものとします。なお、当事者は、調査の場に付添いを1名伴うことが認められています。付添人は、調査員が認める以外、発言することはできません。
 - ・調査は、原則として、調査開始後、8週間以内に完了するものとします。
 - ・対策会議は、その結果に基づいて、2週間以内に、事案がハラスメントに相当するかどうかを判定し、当事者に判定結果を文書で伝えるとともに、会議の長は、学長に文書で報告するものとします。対策会議は、判定にあたり、学外の有識者に意見を聞くことができるものとします。
 - ・当事者は、ハラスメントの判定に不服のある場合、対策会議に対して、判定の見直しを請求できるものとします。また、当事者は、新たな事実がある場合、対策会議に対して、調査の見直しを請求できるものとします。その際、所定の「判定見直し請求書」又は「調査見直し請求書」を、いずれの場合も、判定を通告されてから2週間以内に提出するものとします。いずれの請求も1度に限るものとします。
 - ・対策会議は、判定見直しの場合は、原則2週間以内に判定を、調査見直しの場合は、4週間以内に調査及び判定を完了し、文書で回答するとともに、会議の長は、学長に文書で報告するものとします。
 - ・ハラスメントの判定が確定した場合、対策会議は、2週間以内に救済に必要な措置を検討し、会議の長は、学長に対して文書で勧告するものとします。
 - ・学長は、勧告が会議の長よりある場合、ハラスメント行為があった事実を、当事者のプライバシーに配慮した上で教授会に報告するものとします。
 - ・措置は、申立人に対しては、ハラスメントからの保護、ハラスメントによって被った不利益の回復、被申立人に対しては、ハラスメント行為の停止、ハ

ラスメントに対する意識改革（研修など）、また、当事者双方に対しては、両者の接触回避、さらに、学内環境の改善などの観点から検討するものとなります。

- ・調査開始から判定確定するまでの期間、当事者は、申立てに関し、直接・間接を問わず、互いに接触することを禁じられています。
- ・上記の期間、調査員は、申立てに関し、調査の場以外で、当事者と接触することを禁じられています。また、対策員は、同じ期間、申立てに関し、当事者と接触することを禁じられています。

3) 「措置の決定」と「対応結果の報告」～学長～

- ・学長は、会議の長から措置に関する勧告がある場合、適切な措置を決定し、当事者に文書で通告し、異議申立て期間を経て、速やかに措置を実施するものとなります。
- ・学長は、異議申立て期間終了後、事案の概要及び被申立人の属性に関する情報等を当事者のプライバシーに配慮した上で、教授会に報告するものとなります。ただし、特に社会的影響が大きい重大な事案については被申立人の氏名を公表することがあります。なお、被申立人の氏名の公表にあたっては、申立人の同意を得ることを原則とします。
- ・学長は、ハラスメントが極めて悪質であり申立人の被害が甚大である場合、被申立人に対して、懲戒などの処分を検討することができるものとなります。
- ・学長は、金沢美術工芸大学教職員就業規則等の学内規則に基づき、被申立人に対して懲戒などの処分を行った場合は、その処分の確定後直ちに、事案の概要、処分年月日及び処分内容、並びに被処分者に関する情報を個人が識別されない範囲で学外に公表するものとなります。ただし、特に社会的影響が大きいと判断される事案については、申立人が公表を希望しない場合又は申立人及びその関係者のプライバシー等を明らかに侵害する恐れがある場合を除き、被処分者の氏名等を学外に公表することもあります。

4) 措置に対する「異議申立て」

- ・当事者は、学長に対して、当該措置に関して異議を申し立てることができるものとなります。その際、当事者は、所定の「異議申立書」を、原則2週間以内に提出するものとなります。異議申立ては、原則として1度に限りです。
- ・学長は、異議申立てに対し、2週間以内に、当事者に文書で回答するものとなります。

なお、新たな事実があることに基づいて異議申立てがされる場合、学長は、対策会議に対して、再調査を命ずるものとします。この場合、対策会議は、4週間以内に、調査及び判定を完了し、学長に調査及び判定結果を報告するものとします。学長はこの報告に基づいて、措置等を決定し、当事者に文書で回答するものとします。

6. その他の事項

1) 当事者が遵守すべき事項及びその不履行に対する処分の検討

- ・申立人は、虚偽の申立てをしてはいけません。
- ・被申立人は、調停及び救済の申立てにおいて、「同意があった」という旨を主張する場合、その証明責任を負うものとします。
- ・当事者は、調停並びに調査に応じなければなりません。
- ・当事者は、調停並びに調査において、虚偽の発言並びに証言を行ってはいけません。
- ・当事者は、調停において合意する事項を遵守しなければなりません。
- ・当事者は、学長の行う措置に従わなければなりません。
- ・学長は、申立人が虚偽の申立てをする場合は当該申立人に対して、また当事者が調停並びに調査に応じない場合、虚偽の発言並びに証言をする場合、調停の合意事項を遵守しない場合、措置に従わない場合は当該当事者に対して、懲戒などの処分を検討できるものとします。

2) 対策員と相談員の兼務禁止及び両者に求められる姿勢

- ・対策員は、学生相談室相談員及び室長と兼務しないものとします。
- ・対策員及び相談員は、ハラスメントに係る業務遂行にあたり、公正な態度で臨むことが義務付けられています。当事者に対して抑圧的な言動をしてはなりません。

3) プライバシーの保護

- ・学長その他ハラスメントに関する相談や申立てに係る関係者は、当事者のプライバシー及び人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

4) 不利益な取扱いの禁止

- ・本学の構成員は、相談又は申立てを行う者、相談又は申立てに関し協力する者、その他、ハラスメントに対して正当な対応を行う者に対し、報復をしたり、そのことをもって不利益な取扱いをしてはなりません。学長は、報復や不利益な取扱いがあると認める場合、報復する者及び不利益な取扱いをする

者に対して、懲戒などの処分を検討するものとします。

5) 調査への協力

- ・ 本学の構成員は、対策会議の求める調査に協力する義務があります。

6) 適用範囲の補足

- ・ ガイドライン及び規程は、キャンパスの内外を問わず、本学のすべての構成員間（学生及び教職員）で生じるハラスメントに適用するものとします。
- ・ 本学の構成員は、学籍を失う又は職を辞した後であっても、在学中又は在職中に本学の他の構成員から受けたハラスメントに対して、申立てを行うことができるものとします。ただし、申立ての時点が、申立人の学籍消失後又は退職後原則1年以内であり、かつ、被申立人が申立ての時点において在学又は在職している場合に限りします。
- ・ 本学の構成員と職務上あるいは研究や教育上の関係にある学外者（例えば、大学の行う公開講座の受講生、本学の教員が非常勤講師を勤める教育機関の受講生など）として当該構成員からハラスメントの行為を受ける場合、ハラスメントの申立てを行うことができるものとします。ただし、申立ての時点が申立人がハラスメントを受けた日から原則1年以内であり、かつ、被申立人が申立ての時点において在学又は在職している場合に限りします。
- ・ 本学の構成員が職務上又は研究や教育上の関係にある学外者からハラスメントを受ける場合、本学は、規程及びガイドラインを準用し、問題解決のため、最大限の努力を払うものとします。

7) ハラスメントの防止策

- ・ ハラスメントを防止するため、このガイドラインの周知をはじめ啓蒙や研修などの活動は、対策会議の扱う事項とします。

8) ガイドラインの見直し

- ・ このガイドラインは、毎年、対策会議が点検し、教授会に報告するものとします。

修正がある場合は、対策会議の意見をもとに、教育研究審議会が決定するものとします。

附 則

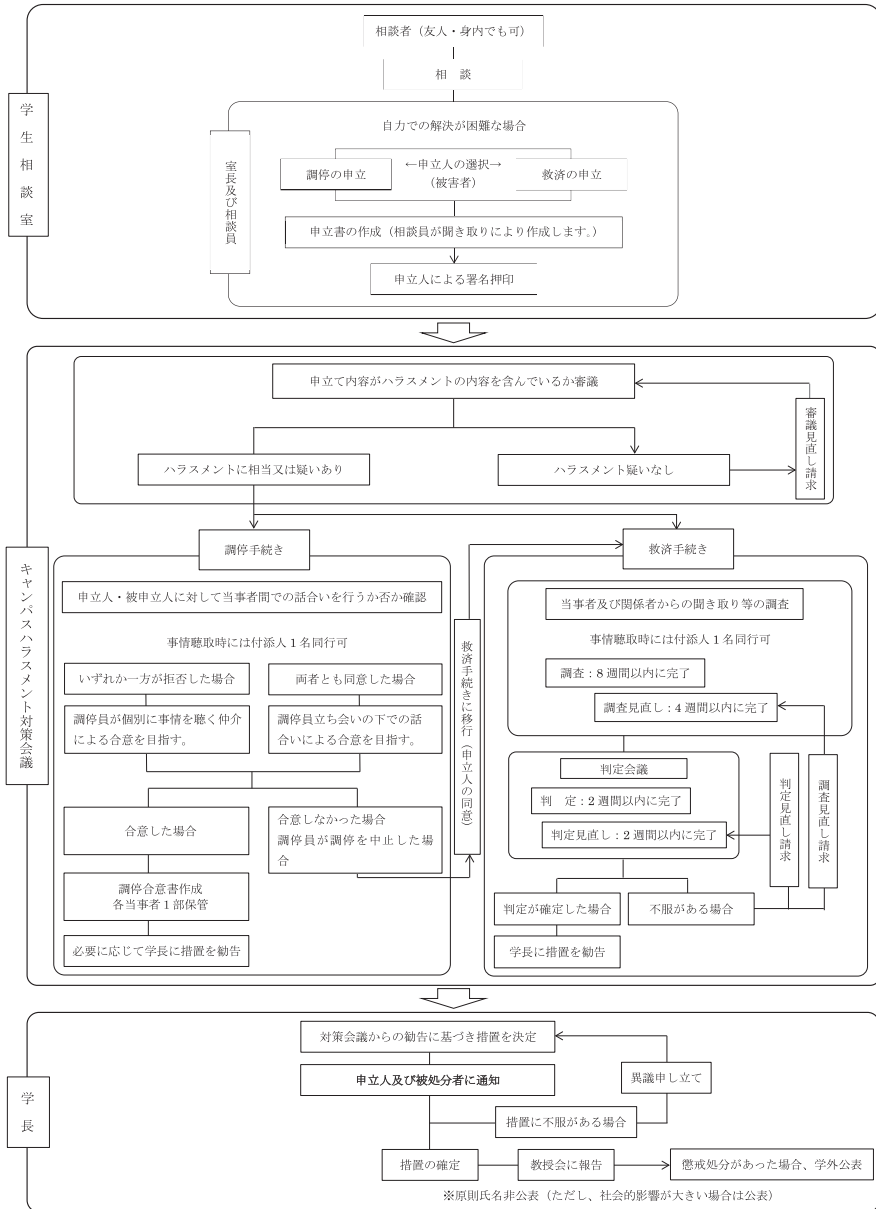
このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年12月4日から施行する。

金沢美術工芸大学キャンパスハラスメントガイドライン

キャンパスハラスメント処理の流れ



9 合理的配慮の申請について

合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

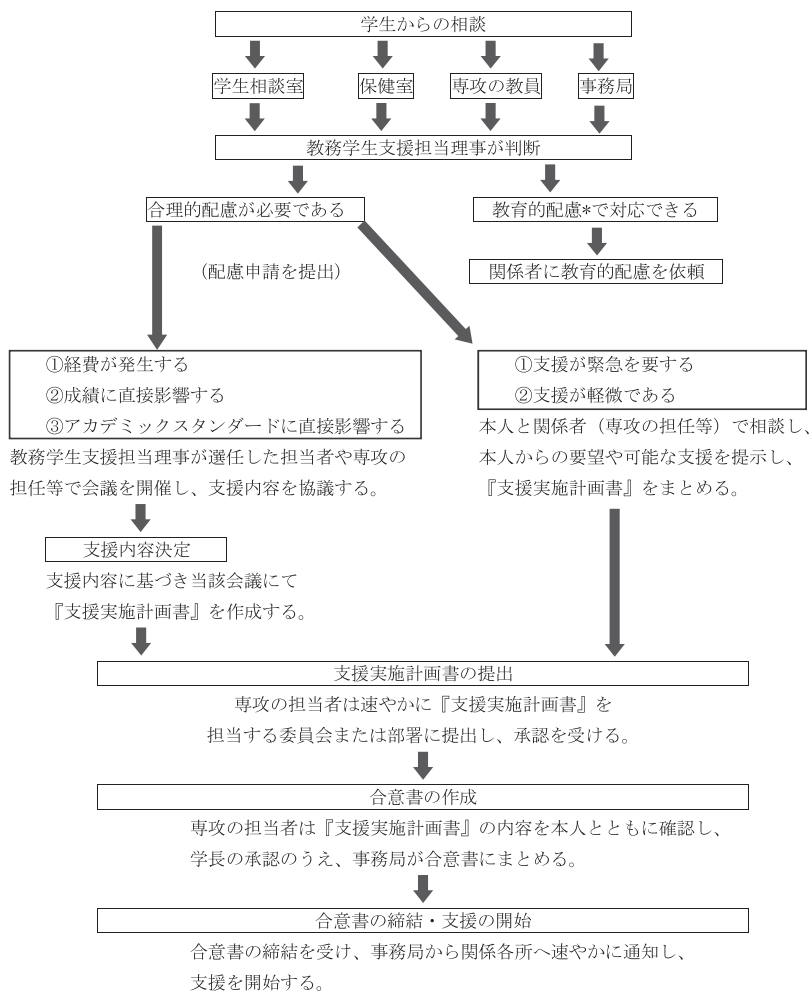
また、障害者差別解消法においては、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき」にその社会的障壁を除去することをいいます。

例えば、運動機能に障害があつて車椅子を使っている学生がいたとします。受講したい授業の教室が階段を使わないと行けない場所にあつたとすると、階段が「社会的障壁」となり、授業への参加が制限されます。この授業で使う教室を車椅子でアクセス可能な教室に変更すれば、社会的障壁が除去されたこととなります。この場面での教室変更が、合理的配慮に当たります。

本学でも、合理的配慮が必要な学生への支援を、大学が一方的に決めるのではなく、障害のある学生本人（時にはその家族とも）と協議しながら、支援内容を決定します。

合理的配慮の申請を希望する学生は、まずは学生相談室、保健室、専攻の教員、事務局に相談してください。

【合理的配慮の流れ】



*教育的配慮とは…教員個々の教育的理念や工夫による支援、心配りなどである。例えば、資料提供の工夫、マイク等の使用、授業中の座席の位置やグループワークでの声のかけなどがあるが、学生個人の状況と授業内容によって多様になされている。

10 金沢美術工芸大学学生の懲戒に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成22年規程第1号）第47条に基づいて行う学生の懲戒処分 of 適正と公正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、教育的配慮に基づいてなされるべきものであり、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、懲戒に処する場合、本人に対して、事前にその旨告知するとともに、意見陳述の機会を与えなければならない。

3 被処分者の将来を考慮し、成績証明書、推薦書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

なお、本学教職員は、本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に、懲戒の有無その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

4 懲戒を実施した場合、被処分者の氏名、学籍番号、懲戒の内容及び懲戒の事由等は、本人以外には明らかにしないものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

5 学生の懲戒に関する事項に係わった教職員は、守秘義務を負う。

(懲戒手続)

第3条 学生支援を担当する教育研究審議会委員（以下「審議会委員」という。）は、懲戒対象行為を確認したときは、学長に報告し、学生支援委員会に対して事実調査及び必要に応じて懲戒処分内容の検討を指示するものとする。

2 調査は、審議会委員、当該学生が所属する専攻及び他専攻の学生支援委員会の構成員若干名によって行い、懲戒処分の内容は、学生支援委員会で検討を行う。

4 審議会委員は、学生支援委員会による事実調査結果及び必要に応じて付された処分内容を学長に報告しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第4条 学長は、処分が必要と判断するときは、教授会の議を経て決定する。

2 学長は、処分を決定する前に、事実認定及び懲戒処分内容について、当該学

生に、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えなければならないものとする。

- 3 当該学生が、正当な理由なく、意見陳述に応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分のお知らせ)

第5条 懲戒処分の告知は、学長が本人に対して文書で行う。

- 2 前項の告知に併せ、当該学生の正保証人に対して、懲戒処分の内容を文書により通知するものとする。

(懲戒処分に関する文書の保存と開示)

第6条 被処分者から懲戒処分に関する文書の開示の請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

(懲戒の種類)

第7条 懲戒処分の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 2 退学は、学生としての身分の剥奪する処分である。
- 3 停学は、登校を禁ずる処分である。
- 4 訓告は、処分としての大学の教育的意思を示す処分である。

(有期停学と無期停学)

第8条 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとし、3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

- 2 停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、有期の場合には、修業年限に含めることができる。
- 3 学長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは教授会の議を経て、その処分を解除することができる。その告知は、学長が本人に対して行う。
- 4 無期停学は、原則として3か月を経過した後でなければ解除することができない。
- 5 停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属専攻等の教員が担当するものとする。
- 6 停学中の受験及び履修手続等は、次のように行う。
 - (1) 有期の停学の期間が期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し、期末試験の受験又は履修登録を認める。
 - (2) 無期の停学の期間が期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始した学期の期末試験の受験を認め、履修登録は各学期ごとの登録を認める。

(懲戒処分と自主退学)

第9条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出がある場合には、この申出を受理してはならない。

2 懲戒処分の決定後に自主退学の申出がある場合は、学長は、教授会の議を経て、退学を許可できるものとする。

(懲戒内容の判断基準)

第10条 懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生が起こした事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

(1) 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学

(2) 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告

(3) 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合

停学(有期)又は訓告

2 原因行為の「悪質性」は、被処分者である学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

3 結果の「重大性」は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

4 過去に懲戒を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をする場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、第1項各号の基準を超える重い処分を課することができる。

(試験等における不正行為)

第11条 試験等における学生の不正行為については、金沢美術工芸大学履修等に関する規程(平成22年規程第37号)第9条第3項第3号の規定により、当該科目の単位を認めないものとして、原則、懲戒の対象にしないが、その内容が悪質と認められる場合や不正行為を繰り返す場合は、懲戒の対象とすることができるものとする。

(刑事事件に関する懲戒処分)

第12条 交通事件を含む刑事犯罪を起こした場合は、懲戒処分の対象とする。

2 交通事件に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。

(1) 交通三悪(飲酒運転・無免許運転・大幅な制限速度違反)等悪質な運転に

よる死亡事故、ひき逃げ等の場合

退学又は無期停学

- (2) 交通三悪等悪質な運転による重傷事故の場合
停学
 - (3) 交通三悪等悪質な運転による軽傷事故の場合
有期停学又は訓告
 - (4) その他の交通事件の場合
停学又は訓告
 - (5) 駐車違反、一時停止違反、軽微な制限速度違反等反則金の適用を受ける道路交通法違反については、上記のいずれにも該当しないものとする。
- 3 薬物犯罪に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。
- (1) 薬物犯罪（薬物の販売又はその仲介、薬物の自己使用等）の場合
退学又は無期停学
- 4 ストーカー犯罪に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。
- (1) 悪質なストーカー犯罪（「ストーカー行為等の規制に関する法律」第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為）の場合
停学
 - (2) その他のストーカー犯罪（「ストーカー行為等の規制に関する法律」第3条に規定する行為等）の場合
訓告
- 5 コンピュータ及びネットワークの不正使用に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。
- (1) コンピュータ及びネットワークの悪質な不正行為（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの意図的な配布等）の場合
退学又は停学
 - (2) その他のコンピュータ及びネットワークの不正行為（著作権、特許等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）の場合
停学又は訓告
- 6 その他の刑事事件に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。
- (1) 交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）の場合
退学又は無期停学

(2) その他の刑事事件（傷害、窃盗等）の場合

退学、停学又は訓告

7 第2項から第6項に規定する懲戒処分については、情状により、その処分を減じ、又は免除することができる。

(その他の懲戒処分)

第13条 その他、学生としてあるまじき行為について、学長は、必要に応じて懲戒処分を行うことができる。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

11 金沢美術工芸大学自治会規約

(前 文)

我々は、学問の追究と、美の創造の理想を抱いて、この大学に集うた。

今日、世界の恒久平和と、個人の自由を求める歴史的流れの中で、我々はこの大学において、学問・芸術の自由を確固としたものにしていかななければならない。更に、一個人としてのみならず、大学組織の一員として、その役割を自覚し、人間相互の信頼関係を築かななければならない。

我々は、青年として、又、この大学に集う学生としての願いを達成する為に、学生相互の理解と信頼によって、我々の理想を妨げる諸問題を解決してゆくことを決意し、ここに、金沢美術工芸大学自治会を組織する。

第一章 総則

第一条 名称

本会は、金沢美術工芸大学自治会とする。

第二条 目的

本会は、学問の追究と美の創造を願う学生の相互の理解と協力による、民主的な運営によって、大学の自治、学問の自由を擁護し、学生生活の向上を図り、大学の発展と各個人の人間形成に寄与することを目的とする。

第三条 事業

本会は、前条の目的を達する為に、文化・厚生・体育、その他の方面において必要と認める事業を行う。また、我々の自治会は、常に公正・中立を保ち、いかなる政治・宗教などの組織には加わらない。

第四条 権利・義務

本会員は、次の権利を有し、義務を行う。

- ・学生総会の決議権を行使する権利
- ・公開の会に出席する権利
- ・議事録を閲覧する権利
- ・選挙権および被選挙権
- ・役員をリコールする権利

- ・ 学生総会の開催を要求する権利
- ・ 議事を提出する権利

第五条 機関

本会常置の機関は次のとおりにする。

- ・ 学生総会
- ・ 自治会執行部
- ・ 代議員会
- ・ 五芸術大学体育文化交歓祭実行委員会
- ・ 美大祭実行委員会
- ・ 美体祭実行委員会
- ・ クラブ協議会

第六条 役員

- 1 本会常任の役員は次のとおりにする。常任の役員は代議員、クラブ代表者、または各実行委員会からの推挙によって選出される。
 - ・ 自治会長 1名
 - ・ 自治会副会長 1名
 - ・ 自治会書記 1名
 - ・ 自治会会計 1名
 - ・ 五芸祭委員長 1名
 - ・ 美大祭委員長 1名
 - ・ 美体祭委員長 1名
 - ・ クラブ協議会代表者 1名
- 2 各委員会は各委員長の他、副委員長・会計、その他必要と思われる役職を配置しなければならない。
- 3 学生総会は、自治会執行部および代議員会が運営し、以下の役職を置く。
 - ・ 総会議長 1名
 - ・ 同副議長 1名
 - ・ 書記 1名
- 4 クラブの代表者は、各クラブの代表者としての仕事を行う。
 - ・ クラブ補助予算の編成会議への出席
 - ・ 各クラブの要望のとりまとめ

第七条 議決方法

- 1 学生総会は、本会議において、議長が重要と見なす議決は、投票によって行う。
- 2 投票は、原則として、無記名とする。
- 3 議長が、議事進行上妥当と認めた場合に限り、挙手も認められる。

第八条 公示

- 1 すべての諸機関の会議の議題と、その他の必要事項は、開会3日前までに公示、または通知されねばならない。
- 2 諸機関の決議、その他重要事項は、直ちに会員に公示せねばならない。

第九条 会員及び役員の選出と任期

- 1 自治会員としての資格は本学に在籍するものとする。
- 2 各役員の選出と任期は、各委員会の規定に基づく。
- 3 常任役員に欠員を生じた場合、速やかにこれを補充しなければならない。

第二章 学生総会

第十条 学生総会

学生総会は、本会における意志決定の最高機関であり全会員をもって構成される

第十一条 決議要項

次の事項は、総会で議決されなければならない

- 1 自治会の基本方針
- 2 予算の議決、および決算の承認
- 3 自治会規程の制定、および改廃
- 4 諸事項の制定、および改廃
- 5 他団体への加入、および脱退
- 6 その他会員より議案として提出された事項

第十二条 招集

- 1 本会は、次の場合に招集・開催する。

①定期総会

定期総会は4月に前期総会、12月に後期総会が招集され、第十一条に基づく議事を審議する。

②臨時総会

自治委員長が必要と認める場合、または、会員の5分の1以上が連署をもって要求した場合、自治委員会はこれを開催しなければならない。

第十三条 定足数

- 1 総会は、会員の4分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 総会に出席できない場合、委任状を自治会執行部に提出して出席に代えることができる。ただし、委任状の数にかかわらず全学生の5分の1以上が現に出席していなければならない。

第十四条 決議

- 1 総会の議決は、有効投票の過半数をもって成立する。
- 2 有効投票とは、総会出席者が全会員の4分の1以上に達した場合をいう。

第十五条 流会

第十六条 傍聴

総会は、いかなる立場・考えにかかわらず傍聴を認めるが、議事進行の妨げとなる行為があると議長が判断した場合、退場を命じることができる。

第三章 実行委員会

第十七条 委員会

- 1 本自治会は、本学における各種行事遂行の為、次の機関を置く。
 - ・五芸祭大学体育文化交歓祭実行委員会
 - ・美大祭実行委員会
 - ・美体祭実行委員会
 - ・クラブ協議会

第十八条

代議員会は総会によって認められる場合、委員会を設置できる。

また、該当する委員会がその目的を達した、あるいは、現状に適さなくなったと認められた場合、これを廃止できる。

- 2 この場合、代議員会で充分検討した後、学生総会の承認を得なければならない。

第十九条 管理会

各委員会の管理は学生総会のもとにおかれ、その活動主旨・責任者・活動内容・会計などは、全会員に公表されなければならない。

第二十条 運営

- 1 組織・構成は、本規約第一章、第五条に準じる。
- 2 各実行委員会の活動はそれぞれの委員会の自主的に委ねられるが、各委員会は自治会の一構成団体であり、本規約の主旨を損なう活動を行ってはならない。

第四章 自治会執行部および代議員会

第二十一条 役割

- 1 自治会の総括機関として、代議員会をおき、役員組織として自治会執行部をおく。
- 2 執行部および代議員会は学生総会の運営、自治会予算の編成・監査・学生代表としての大学当局および他大学自治組織との交渉などにあたる。

第二十二条 構成

- 1 自治会執行部は、自治会長、自治会副会長各1名の他、書記1名、会計1名を置く。
- 2 代議員会は各専攻の各学年から2名が選出される。

第二十三条 運営・活動

- 1 第三章、第十九条に定めた管理の下に、年間を通じ、常に活動しなければならず、大学内の設備・組織の向上、改善に工夫し、学生の要望を反映し、よりよい大学生活のために運営されなければならない。
- 2 代議員会は、学生総会において、執行部役員以外から第六条の3にある役員を選出する。

第五章 クラブ

第二十四条 構成

- 1 クラブは、本会員をもって構成される。
- 2 各クラブは顧問として、本学教員を1名置かなければならない。
- 3 各クラブは、責任者の他会計を置き、責任者の所在を明確にしなければならない。

第二十五条 管理

各クラブの管理は、学生総会のもとにおかれ、その活動主旨・責任者・活動内容・会計などは、自治会および大学側に求められた場合、公表しなければならない。

第二十六条 結成

- 1 クラブとしてのサークル活動を希望するものは、結成後、一年間の活動状況に基づき自治会執行部の検討を経て、学生総会で協議・承認されなければならない。
- 2 結成最低人数は複数とし、一年間は同好会として活動し、クラブ承認を得て、監査の後、自治会予算の配分が受けられる。

第二十七条 解散

- 1 総会は次の場合、クラブ予算の停止、解散などを決定できる。
 - ①クラブが自ら解散を決定した場合
 - ②活動不活発と認められた場合
 - ③予算濫用の場合
 - ④総会および自治会執行部・監査委員会の資料公表を拒否した場合
資料とは当クラブの活動状況・会計などに関するものをいう。
- 2 クラブ解散が決議された場合、直ちに部室その他、貸与されたものを大学側に返さねばならない。

第二十八条 部則

部則の制定、改正は各クラブが自主的に行えるが、本会規約・総会の決定事項に優先することはできない。

第六章 クラブ協議会

第二十九条 目的

各クラブ間の交友を深め、また、クラブ運営の諸問題の解決、クラブ棟および部室の管理を行う。

第三十条 構成

- 1 クラブ協議会は、各クラブ責任者によって構成される。
- 2 同協議会は、自治会執行部として代表者を1名選出しなければならない。

第三十一条 招集・議決

- 1 同協議会は、必要に応じて構成員を招集し、同会の議事の進行を行い、議決をとることができる。
- 2 同協議会の決定事項は、本会の規約および総会の決定事項に優先することはない。

第七章 会計

第三十二条 経費

本会の経費は入会金および臨時会費その他の収入をもってこれにあてる。

第三十三条 入会金

- 1 入学時に、会費（学部生：10,000円、大学院修士課程：5,000円）を納入し、入会金とする。
- 2 既納の入会金は、これを返却しない。

第三十四条 会計年度

本会の会計年度は、5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。
繰越金はこれを認める。

第三十五条 管理・予算編成

- 1 本会費の管理は自治会執行部が行い、主に、会計担当があたる。
- 2 自治会予算の編成は、自治会執行部会計担当が中心となって、監査委員会およびクラブ予算編成会議を組織して行なう。

第三十六条 監査委員会

- 1 自治会の会計担当者は、監査委員長として監査委員会を組織し、次年度の予算編成を行わなければならない。
- 2 監査委員会の構成は、次のとおりとする。
 - ・委員長 1名
 - ・文化系クラブ 1名
 - ・代議員会 3名
 - ・体育系クラブ 1名
 - ・クラブ協議会代表者 1名

(ただし、クラブの委員は例年持ち回りとする)

- 3 各クラブは監査委員に対し、監査に必要な資料を提出しなければならない。
- 4 本委員会で検討された内容は常に、予算編成会議に報告し、決定の承認を得なければならない。
- 5 予算編成会議に承認された事項は、12月に開催される後期総会において審議・承認編成会議に諮った後、再び、総会の承認を認めなければならない。
- 7 再々否決、もしくは何らかの事情で採択が成立できなかった場合、監査委員会の決定事項を総会の決定に順ずる。

第三十七条 予算編成会議

- 1 各クラブ会計担当者は、監査委員長の召集する予算編成会議に出席し、求められる資料の提出・要望および意見を述べなければならない。
- 2 各クラブ会計担当者は、この会議において、第七章、第三十六条の2に定めるところの監査委員を選出しなければならない。

第三十八条 委員会予算

- 1 各委員会会計担当者は次年度予算の既算要求書を、自治会計担当者に提出しなければならない。
- 2 自治会計担当者、各委員会担当者と協議の末、予算案を作成しなければならない。
- 3 予算は、各クラブ予算案とともに、総会において承認をえなければならない。
- 4 総会において承認がえられなかった場合、各委員会会計担当者と協議し改正案をつくり、再び総会の承認を得なければならない。
- 5 再々否決、もしくは何らかの事情で採択が成立できなかった場合、自治委員長の決定事項を総会の決定に順ずる。

第八章 規約改正

第三十九条 改正

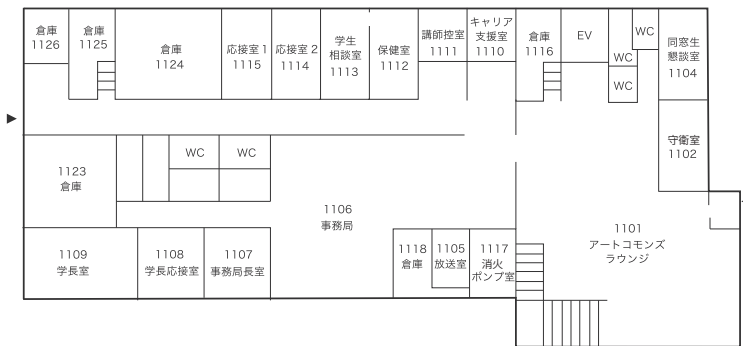
- 1 本規約は発効の年より10年間有効とする。
10年を経て改正の発議がなされない場合、自然延長されるものとし、その期間は始めに順じる。
- 2 本規約の改正が行われるのは次の場合である。
 - ①発行の年より、あるいは、自然延長によって10年を経た後
 - ②会員の5分の1以上が連署をもって要求した場合

- ③本学の組織が現状と著しく異なる状態となった場合
- 3 本規約の改正は次の手続きで行われる。
- ①自治会執行部と代議員会は、規約改正委員会を編成し、改正案を作成し、討議しなければならない。
 - ②改正案は、二週間以上、全会員に明示し、総会において過半数の賛成を得た場合効力を有する。

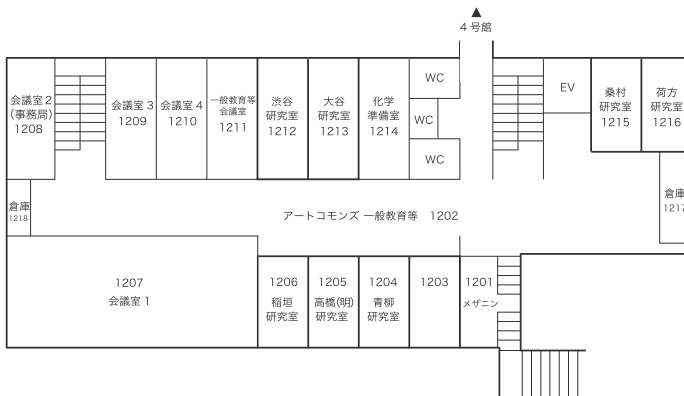
2011年（平成23）年1月31日

Ⅷ 学舎配置図

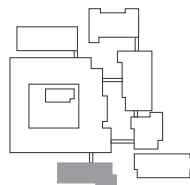


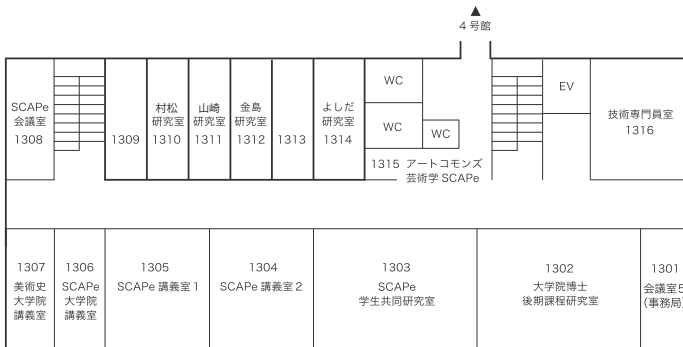


1号館 1F
(管理棟)

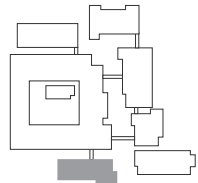


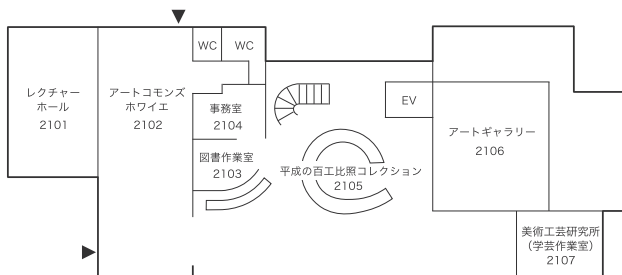
1号館 2F
(管理棟)



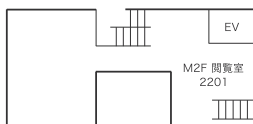


1号館 3F
(管理棟)

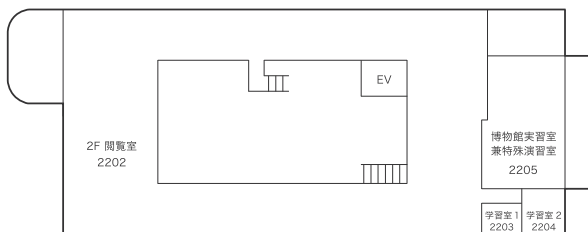




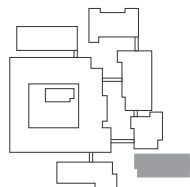
2号館 1F
(美術館・図書館)

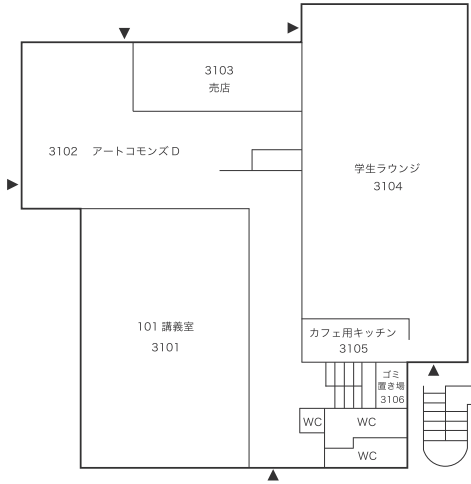


2号館 M2F
(美術館・図書館)

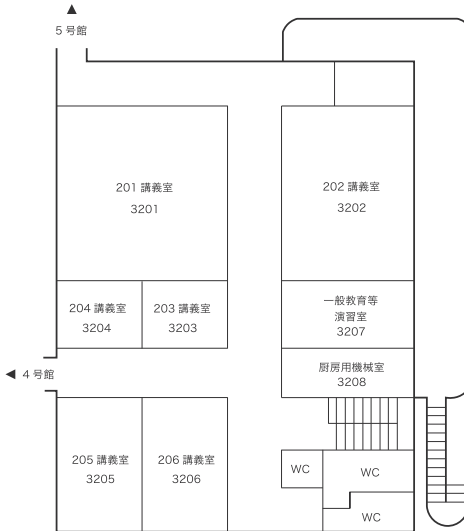


2号館 2F
(美術館・図書館)

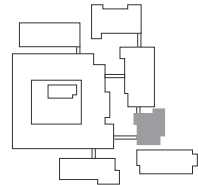


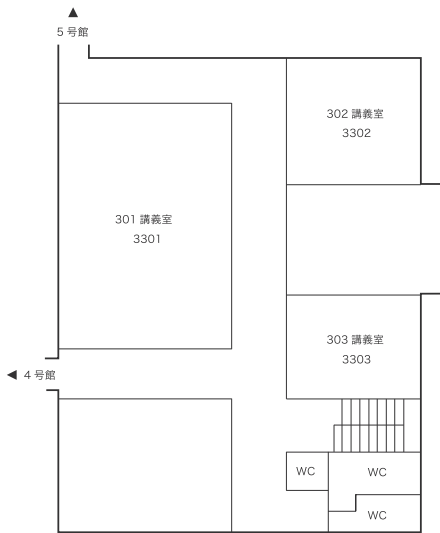


3号館 1F
(講義棟)

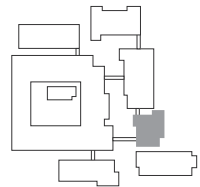


3号館 2F
(講義棟)

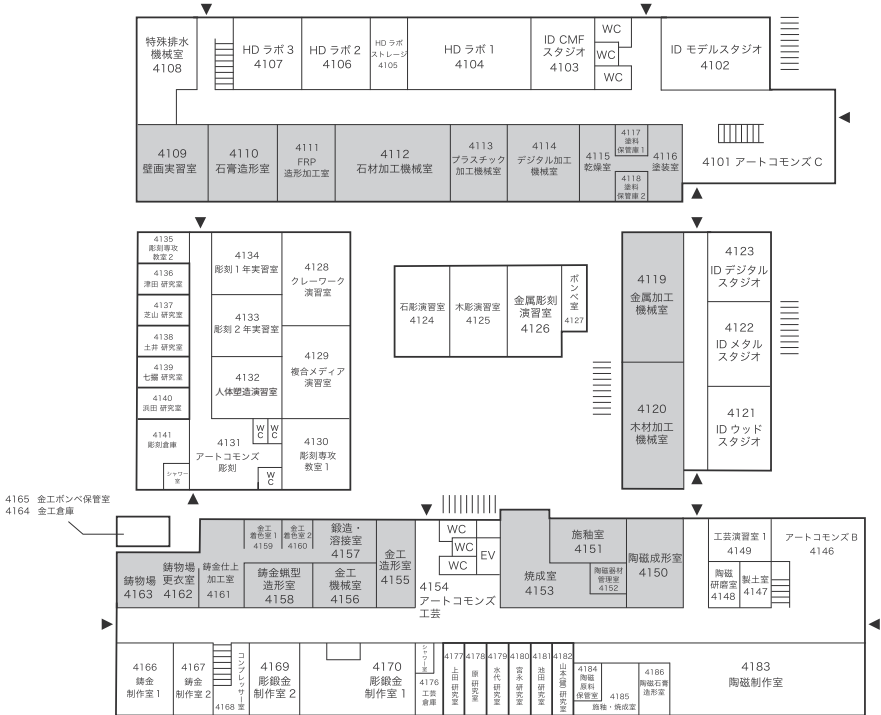




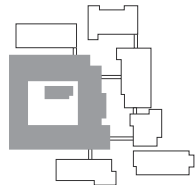
3号館 3F
(講義棟)



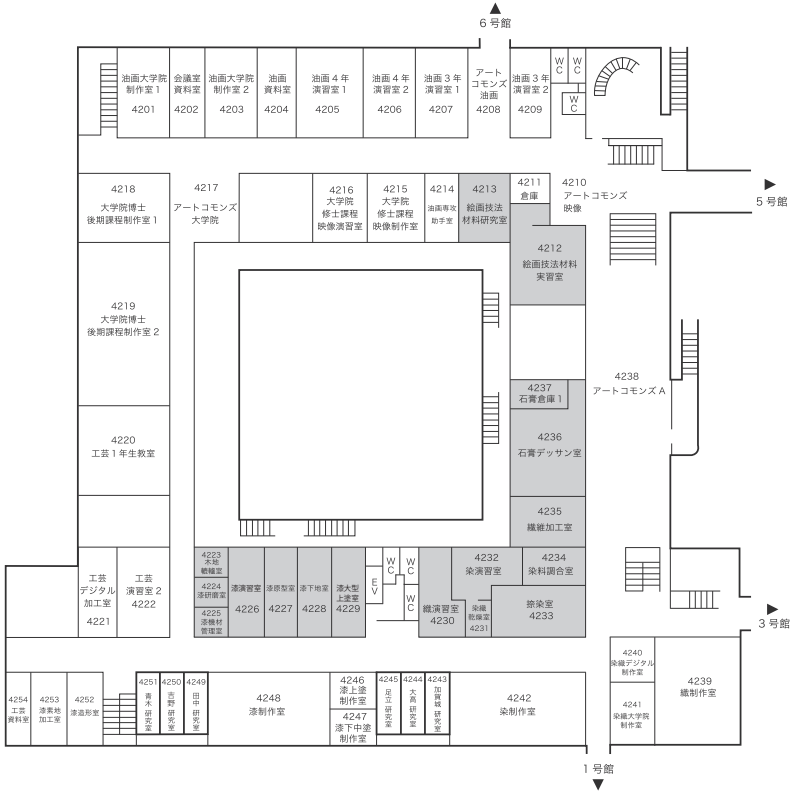
共通工房



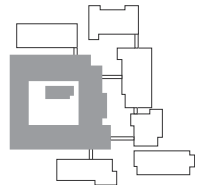
4 号館 1F



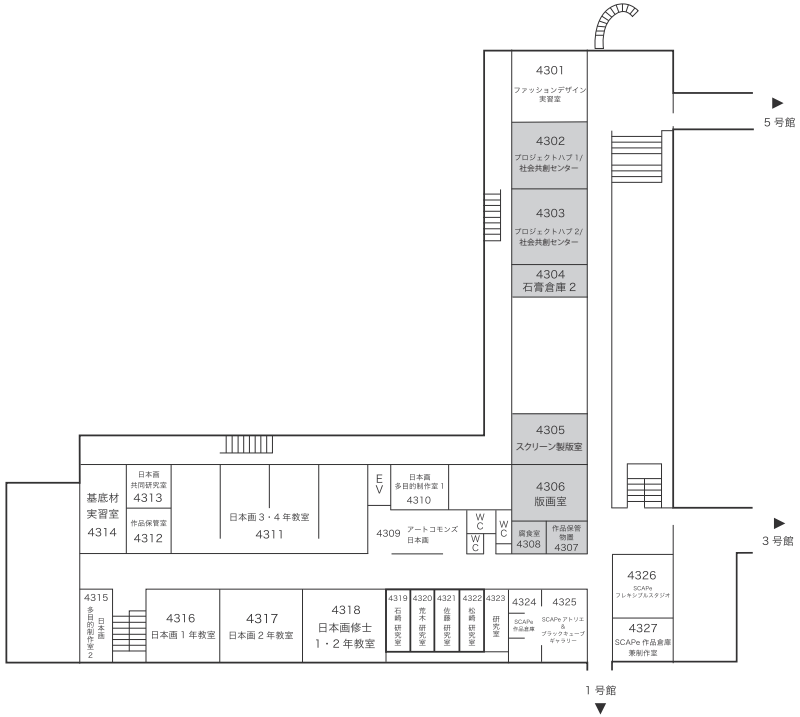
共通工房



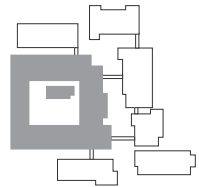
4号館 2F

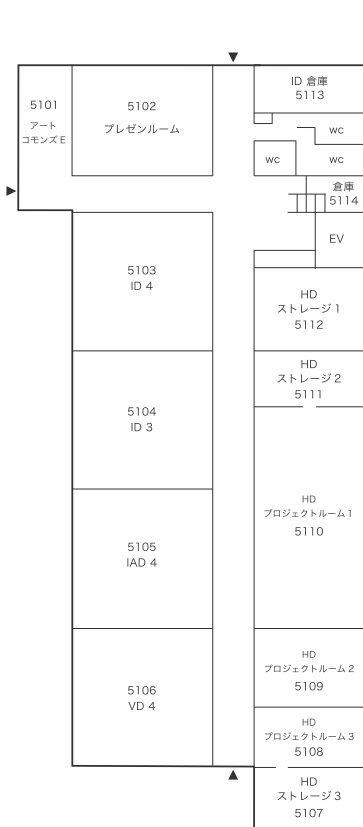


■ 共通工房

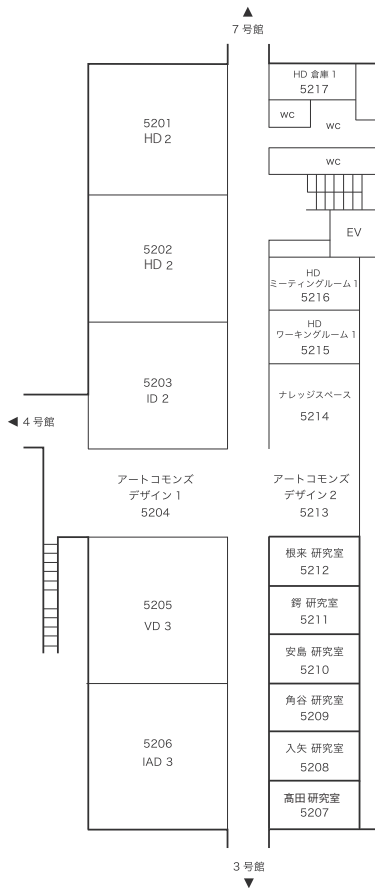


4号館 3F

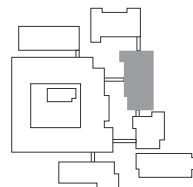


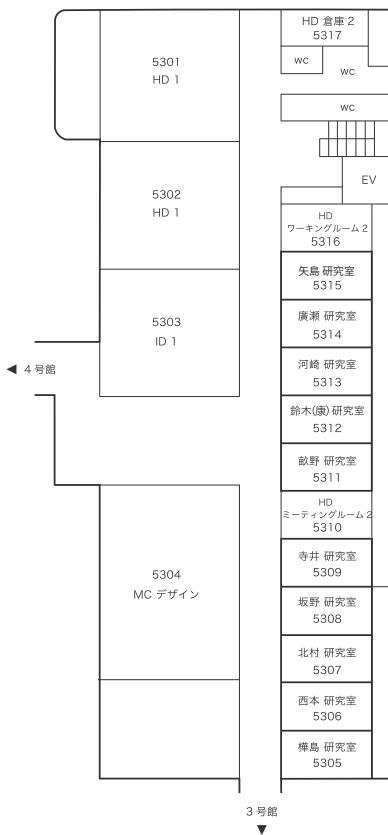


5 号館 1F

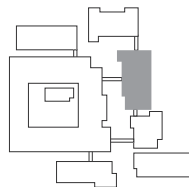


5 号館 2F

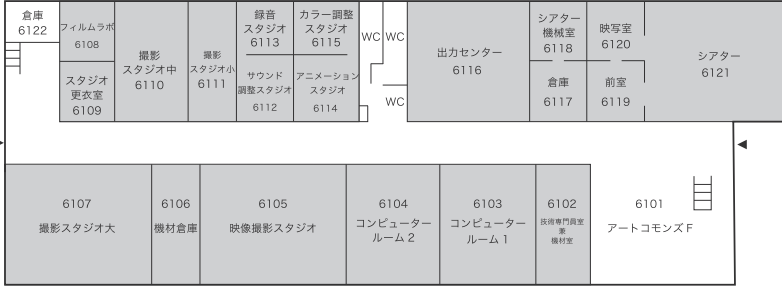




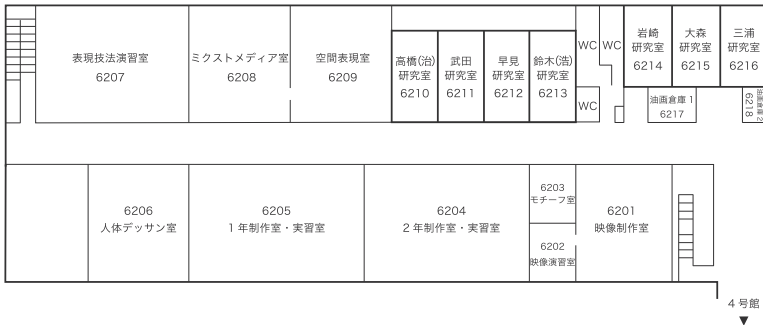
5号館 3F



共通工房

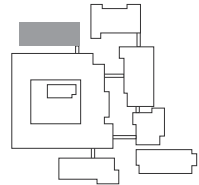


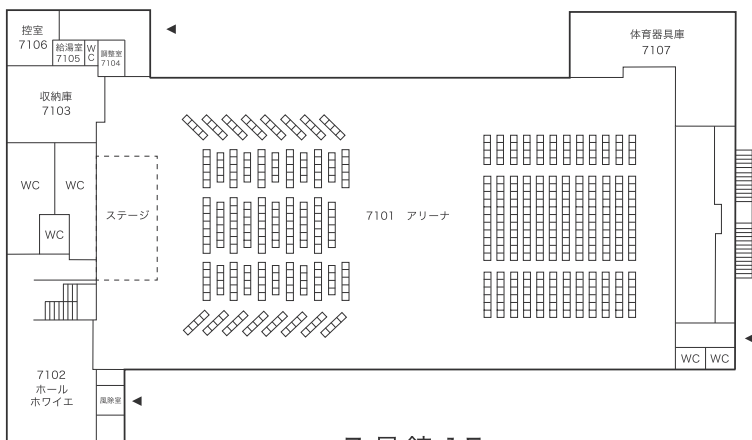
6号館 1F



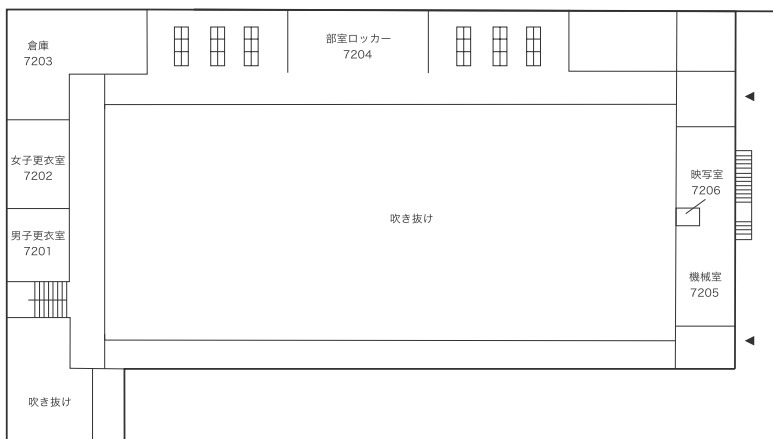
4号館

6号館 2F





7号館 1F
(体育館・多目的ホール)



7号館 2F
(体育館・多目的ホール)



金沢美術工芸大学学歌

作詞——室生犀星

作曲——平井康三郎

そそりたつ おくがのやまこ
 けむす いわがねに ふみきざめること
 きたくみのちかいかいたぐにの
 にわかきえいちを
 ふるきみやこ
 かなでいそしむいにしえのはる
 かなるしらべ(かづよく)やなすきんだいのわ
 ざをとぐわこうどわれらいまはとかなむ
 わだつみのほゆるるごとくかへ
 がやけるけいじゅつのあなたへ

そそり立つ 奥がの山

苔むす 巖が根に

文もて きざめる ごとき

芸術のちかい

きたぐにの 古都に

わかき叡智を かなでいそしむ

いにしえの 廻かなるしらべ

あやなす 近代の業を研ぐ

わかうど われら

いまは解かなむ

わだつみの 吼ゆるがごとく

かがやける 芸術の

あなた
 彼方へ